

令和9年度 租研会員の税制改正意見集

令和8年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

は し が き

この意見集は、（公社）日本租税研究協会会員の令和９年度税制改正に向けた意見・要望を集約したものです。

本冊子の作成に当たりましては、本年７月～８月に当協会会員からの意見・要望の提出を依頼し、39の企業・団体から提出された約500件の意見・要望を事務局において税目別・事項別に整理しました。このため、同じ項目について重複した意見や相反する意見が含まれている場合もありますが、会員から提出されたすべての意見・要望を基本的にそのまま掲載しております。

なお、（公社）日本租税研究協会といたしましては、「令和９年度 税制改正に関する租研意見」を取りまとめ、令和8年9月9日に公表しております。

令和8年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

目 次

国税の部

I 法 人 税

1 法人税法

(1) 法人税率	1
(2) 受取配当等の益金不算入	1
(3) 有価証券	2
(4) 減価償却資産の償却等	3
(5) 資産の評価損	5
(6) 役員の給与等	6
(7) 貸倒損失・引当金	7
(8) 欠損金	7
(9) 租税法規定と会計基準の乖離調整	8
(10) 特別法人税の廃止	10
(11) その他	10

2 グループ通算制度

(1) 制度全般の整備	13
(2) 通算対象法人の範囲の拡大	14
(3) 制度適用開始時・加入時に伴う資産の時価評価	14
(4) 計算規定の整備	15
(5) グループ通算制度からの離脱	19
(6) グループ通算法人への調査等	19
(7) その他	19

3 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等	20
(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備	21
(3) その他	21

4 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制等	21
(2) 交際費等の損金不算入制度の見直し	27
(3) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等	27
(4) 特定目的会社・投資法人・投資信託に係る課税の特例	27
(5) 海外投資等損失準備金等	28
(6) 地震・災害・公害対策等の特別措置	29
(7) 中小企業に係る租税特別措置	30
(8) 長期保有土地の譲渡益重課税制度	30
(9) 消費税減税に係る法人税等の特別措置	30

5 国際課税関連

(1) 移転価格税制	31
(2) 外国税額控除制度	32
(3) 外国子会社合算税制	35
(4) 外国子会社配当益金不算入制度	48
(5) 租税条約等	49
(6) 過大支払利子税制	49
(7) グローバルミニマム課税制度	50
(8) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対抗に係る措置（簿価減額特例）	55
(9) AOA（帰属主義）・その他	56

Ⅱ 所得税

1 所得税法

(1) 所得控除関係	58
(2) 源泉所得税	58
(3) その他	58

2 租税特別措置法

(1) 金融所得課税の一体化の推進等	58
(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例	59
(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置	60
(4) NISA（少額投資非課税制度）にかかる税制措置	61
(5) 外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例	62
(6) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例	63
(7) 株式報酬制度に対する税制優遇措置	63
(8) その他金融商品への投資に係る環境整備	64
(9) スタートアップに対する税制優遇措置	64

3 退職給付・年金税制等の見直し

Ⅲ 相続・贈与税等

(1) 相続税評価額等の見直し・手続等	66
(2) みなし贈与規定の適用範囲の明確化	66
(3) 租税特別措置	66
(4) 相続により取得した財産を譲渡した場合の課税の特例	66

Ⅳ 消費税

(1) 適格請求書等保存方式に関する要望	68
(2) 仕入税額控除	69
(3) 申告・納付	70
(4) その他	70

V その他の国税

(1) 印紙税	72
(2) 登録免許税	72
(3) 揮発油税	72
(4) 石油石炭税	73
(5) 関税	73

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し	74
(2) その他	74

II 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化等	75
(2) グループ通算制度の導入等	75
(3) 外形標準課税における課税標準の見直し	76
(4) その他	78

III 事業所税

(1) 事業所税の廃止等	79
--------------	----

IV 固定資産税・都市計画税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止	80
(2) 償却資産の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一等	81
(3) 土地等に係る固定資産税の負担の軽減	81
(4) その他	82

V その他の地方税

(1) 軽油引取税	84
(2) 不動産取得税	84
(3) 登録免許税	85

その他の部

I 納税環境の整備

(1) 電子帳簿保存法.....	86
(2) e-Tax	86
(3) その他.....	86

国税の部

I 法人税

1 法人税法

(1) 法人税率

- ・ 国と地方を合わせた我が国の法人実効税率は、なお諸外国と比べて高水準である。国際競争がますます激化する中で、国際競争力を維持、強化し、国内の産業空洞化を防ぐために、法人実効税率の更なる引下げは非常に有効である。ついては、是非とも更なる引下げをしていただきたい。(法法66)
- ・ 平成28年度税制改正により、法人税率が23.2%に引き下げられたが、地方税を含めた日本の実効税率は未だに国際的に高い水準にあるため、法人税率の引下げを要望する。但し、引下げを実現するために課税ベースを拡大の結果、金融業にとって課税の公平性を欠いた税制とならないよう要望する。(法法66)

(2) 受取配当等の益金不算入

1) 完全子会社株式等及び関連法人株式等以外の株式等に係る益金不算入割合の引上げ

- ・ 同一所得に対する二重課税排除のため、持分割合によらず、すべての配当に関して全額益金不算入としていただきたい。(法法23)
- ・ 二重課税排除の観点から、完全子法人株式等及び関連法人株式等以外からの受取配当についての20%及び50%縮減措置を廃止していただきたい。(法法23)
- ・ 関連法人株式等以外の株式等にかかる配当等の50%・80%は二重課税となっている。二重課税排除の趣旨に沿って、持分割合にかかわらず、全額益金不算入とすることを要望する。また、外国子会社配当についても、国内への利益還流を促すため、100%益金不算入とすることを要望する。(法法23)
- ・ 非支配目的株式等（出資割合5%以下）の受取配当金に係る益金不算入割合を現行20%から引き上げることがを要望する。アメリカ・イギリス・ドイツなどの主要国では70%～100%の割合を益金不算入としている。二重課税の防止・国際的な競争力を確保のため、出資割合5%以下の非支配目的株式等に係る受取配当額の益金不算入割合の引上げを要望する。(法法23⑦)
- ・ 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、二重課税の防止を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられている。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような仕組みは諸外国においても広く導入されている。

しかしながら、平成27年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率5%以下の株式について、益金不算入割合が引き下げられた。

本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考ええる。

受取配当等の益金不算入制度は二重課税の防止を目的とした制度であるという観点から議論を行うことが必要と考ええる。

2) 負債利子控除の撤廃・簡素化等

- ・ 本来の二重課税を排除するという趣旨に則り、関連法人株式等（持株割合が3分の1超100%未満）の受取配当益金不算入における負債利子控除を撤廃し、配当全額を益金不算入とすることが望ましいと考える。
また、外国子会社からの受取配当金についても同様に全額を益金不算入とすることに加えて、対象となる

外国子会社の要件である持株割合25%について海外主要国の水準を踏まえて10%程度に緩和すべきと考える。
(法法23、法法23の2)

- ・ 関連法人株式等に係る受取配当金益金不算入額の計算における負債利子控除は他の区分の株式等との整合を欠く。当該区分だけ負債利子控除をする合理的な理由は無く、二重課税の排除という制度本来の趣旨からも負債利子控除の廃止をお願いしたい。(法法23)

3) 持分割合による区分の改善

- ・ 関連法人株式等とそれ以外に分ける等、持株割合による区分分けを平成27年税制改正より前のように簡素化していただきたい。特に、その他株式と非支配目的株式の区分分けが実務上煩雑である。また、会計上のグループ会社とそうでない会社には影響力に大きな隔たりがある。ここをキーに区分分けすることに合理性はあるが、それ以外の区分分けには合理性が感じられない。(法法23)
- ・ 国内法人からの受取配当金に係る益金不算入制度について、税制の簡素化・事務負担の軽減及び国内事業再編の促進を図るため、以下を要望する。(法法23)
 - a) 関連法人株式等の株式保有割合を「1/3超」から「1/3以上」に引き下げる。平成27年度税制改正により、法人税減税の財源確保の観点から、関連法人株式の出資比率要件が「25%以上」から「1/3超」へ引き上げられている。他方、「1/3超」を要件とする場合、3社共同出資の合弁会社が要件を満たさないこととなり、国内事業会社の再編の阻害要因となっていることから、「1/3以上」への引下げを要望する。「1/3超」の要件は会社法上の株主総会特別決議に対する拒否権と平仄を合わせたものとされるが、そもそも配当益金不算入の要件を拒否権と厳密に揃える必要性・意義に乏しく(なお、拒否権は持株比率ではなく議決権比率であることから、いずれにせよ厳密には両者は一致しない)、「1/3以上」とすることによる実質的な悪影響は限定的であると考ええる。
 - b) 現状の保有区分の判定が実務上煩雑であることから、現行の「非支配目的」の区分を廃止し、従来の3区分とした上で、制度を簡素化すること。配当基準日における株式保有比率判定において、5%保有の確認が必要となる非支配目的株式の保有比率判定に膨大な実務負担が発生している。これに加え、当該会社から5%保有株主といった少数株主に対する情報提供が円滑になされないケースもあることから、保有比率判定は円滑にいかないケースもあるため、非支配目的区分を廃止し、従来の3区分とすることを要望する。

4) 税務調査により過年度の申告について更正を受けることとなった場合

- ・ 税務調査により過年度の申告について更正を受けることとなった場合に、受取配当金額の増加により受取配当金益金不算入額が増加するときは、更正により是正できることとすることを要望する。現行法令上は更正の請求が必要となっており、大きな事務負担となっている。効率化のため税務当局職員の職権による更正を可能とするよう要望する。外国税額控除も受取配当金益金不算入も共に二重課税排除の規定であることから、平成29年度税制改正で外国税額控除制度において手当てされた、税務署長において特別の事情があると認める場合に職権更正できる制度の導入を要望する。(法法23⑦)

(3) 有価証券

1) 上場株式以外の有価証券

- ・ 非上場株式の評価方法にDCF法を追加することを要望する。

非上場株式の価額を財産評価基本通達に従って評価する場合には、その株式発行人の規模に応じ、類似業種比準方式又は純資産価額方式で算定することとされている。しかし実務上、企業評価や資産評価の場面等ではDCF法を用いることが多いため、非上場株式の評価においてもこれを認めることとしていただきたい。(法基通9-1-13、9-1-14、評基通179、180、185)

2) 有価証券の償却原価法にかかる利息法の適用

- ・ 償還有価証券について、現在会計上の償却原価法では定額法と利息法が認められているが、税法では利息法が認められていない。税法においても利息法を導入することを要望する。国際会計基準では、有価証券の償却原価法について利息法が適用されることになる。一方税務上は定額法しか認められないため、財税差の集計管理を対応しなければならず、IFRS適用のハードルとなる。債権の償却原価法については、利息法が認められており、有価証券についても利息法を選択可能としてほしい。(法令139の2、法基通2-1-32)

3) M&Aに係るDD費用

- ・ M&Aに係るDD費用の取扱いを整合的に明確にすることを要望する。

株式取得によるM&Aに際して支出するデューデューリジェンス費用(以下、DD費用)については、法人税法上、株式取得取引の一連の行為における事実関係や取引実態に応じて、当期の費用として即時に損金算入する取扱い(法法22③二)又は株式の取得価額に算入する取扱い(法令119①一)のいずれかの方法により処理されているものと思われるが、たとえば、どの時点から発生したDD費用を取得価額に算入すべきかについて納税者が客観的に判断するための明確な法令等の規定はなく、また、当局からDD費用の取扱いを示す通達等も公表されていないため、納税者と税務当局における見解の相違により更正処分を受け、裁判等で争われるケースが増えている。

一方で、事業譲渡の方法によるM&A取引においてDD費用が発生した場合、その費用は、事業譲渡により譲り受ける資産(事業を構成する個々の資産)との関連性を見いだし難いため、法法22条第3項2号により、原則として、その発生時に損金として処理されるものと解される。また、合併に際して発生したDD費用については、国税庁の質疑応答事例「合併に伴うデューデューリジェンス費用の取扱い」において、合併により移転を受ける減価償却資産又は棚卸資産の取得価額には含まれず、一時の損金として処理して差し支えない旨の回答が示されている。

このように、株式取得、事業譲渡、合併等のいずれの取引においても、その一連の行為において支出されるDD費用は、経済的には企業買収を実行するために事業に必要な費用である点において同じであるにもかかわらず、株式取得に係るDD費用については取得価額への算入を要する可能性があり、納税者は法的安定性及び予測可能性を欠く状況にさらされている。また、M&Aの法的手法(株式取得、事業譲渡、合併等)の違いにより税務上の取扱いが異なる結果となることは税制の中立性の観点から問題があると考えられるため、株式取得取引におけるDD費用についても、事業譲渡や合併等におけるDD費用の取扱いと同様に全て損金として取り扱うことができるよう、法令や通達等の整備が望まれる。

(4) 減価償却資産の償却等

1) 少額減価償却資産制度及び固定資産税(償却資産)制度の見直し

- ・ 現行の少額減価償却資産に係る取得価額10万円未満の基準は平成8年度税制改正以降約30年間見直されておらず、その間の物価上昇やインフレにより制度創設時と比較して実態との乖離が生じている。近年ではIT機器や周辺機器をはじめとする事業用資産の価格水準も上昇しており、取得価額10万円以上の資産であっても必ずしも高額資産とはいえない状況となっている。

また、10万円以上20万円未満の資産については一括償却資産制度が設けられているものの、通常の減価償却資産とは異なる管理が必要であり、実務を複雑化させる要因となっている。制度の簡素化及び事務負担軽減の観点から、一括償却資産制度は廃止し、少額減価償却資産の適用範囲を拡大することが望ましい。

また、少額減価償却資産の基準額のみが引き上げられ、固定資産税(償却資産)において同様の見直しが行われない場合には、法人税上費用処理した資産について、償却資産申告のために別途管理が必要となる。多くの企業では費用処理資産を固定資産管理システムの管理対象としていないため、新たな管理プロセスの構築やシステム対応が必要となり、かえって事務負担の増加を招くおそれがある。

そのため、少額減価償却資産制度の見直しに当たっては、固定資産税(償却資産)についても同様の取扱いとし、法人税・地方税を通じた一体的な制度見直しを要望する。(法令133、同133の2、地方税法(固定資産税・償却資産関係))

- ・ 少額減価償却資産の一時損金算入限度額の一括償却資産の取得価額基準額の引上げを要望する。
インフレ対応に伴う金額基準の見直しを行なってほしい。昨今のメモリをはじめとする価格上昇に伴い、ノートPCなどが20万円超となり、固定資産扱いになり、資産管理実務が膨大となりつつある。金額基準を引き上げ、これまで通りの扱いとすることで、事務負担軽減を図ることとしてほしい。(法令133、法令133の2)
- ・ 取得価額30万円未満の減価償却資産の取得時全額損金算入及び一括償却資産の3年均等償却制度の廃止をしてほしい。税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、取得価額30万円未満の減価償却資産を即時損金算入とし、併せて、一括償却資産の3年償却制度を廃止することを要望する。(法令133、133の2)
- ・ いわゆる少額減価償却資産の判定基準を10万円未満から20万円未満に、一括償却資産の判定基準を20万円未満から30万円未満に、それぞれ引き上げることを要望する。
昨今の日本における急激な物価上昇により、法人税の税収は当初見込額を大幅に上回ったとの認識であるが、それにもかかわらず課税所得の計算における費用項目である固定資産の取得価額の基準、一括償却資産の金額基準が従前から変更されていない。これについては現行の物価水準に照らし早急に是正されるべきと考える。(措法67条の5 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、その金額基準が40万円未満に引き上げられたこととも平仄を合わせ)、それぞれ金額基準を引き上げ、固定資産について20万円未満を、一括償却資産について30万円未満を基準とするよう改正を要望する。(法令133、133の2)
- ・ 減価償却資産とする閾値を上げることがを要望する。具体的には現在の少額減価償却資産10万円未満を20万円未満に、一括償却資産20万円未満を30万円未満へ改正してほしい。昨今の物価上昇を鑑みて閾値をあげることが適切であると考ええる。

2) 無形固定資産の税務上の取扱いについて

- ・ 自社利用ソフトウェア、とりわけクラウドを通じてサービスを提供する為のソフトウェアに関する無形固定資産の取得価額について、取得時即時償却（一括損金算入）を認める投資減税を講じる事を要望する。令和3年度税制改正により、クラウド・ソフトウェアについては、販売目的ソフトウェア（複写して販売する為の原本）ではなく、自社利用ソフトウェアに該当するものとして取扱いが追認された形となっているが、顧客にサービスを提供するものという観点からは、販売目的ソフトウェアとして分類するのが合理的である事を踏まえ、政策的にクラウド・ソフトウェアに係る研究開発を支援する為に即時償却を認めて頂きたい。
- ・ DXの加速化に伴い、クラウド環境下でソフトウェアを活用してサービスを利用する形式が普及しているが、サービス型の自社利用ソフトウェアについては、調査段階と開発段階の明確な線引きができず、取得価格に含める費用の範囲が定かではない。これらDX投資については場合によって将来の収益獲得又は費用削減の可能性は低いが、収益獲得又は費用削減の可能性も残されているため、保守的に支出経費を資産化しなければならない状況も想定される。

サービス型の自社利用ソフトウェアについては、開発の実態に沿って販売目的ソフトウェアに準じた取り扱いに変更し、サービス提供が確定するまでの費用は発生時に損金に算入できるようにすることを要望する。
(法令54)

- ・ 動画制作を委託し、無形データにより納品を受けた場合の動画制作費用に関する取扱いについて、見解を明確化して頂きたい。耐用年数省令において新たな項目を追加する又は、繰延資産において当該処理が明確となるような税制改正を要望する。

昨今、技術の進化に伴い、動画の納品形態はDVD等の有形物から無形データでの引渡しが主流となっている。

動画が有形物で引渡しされていた場合は、耐用年数省令において器具備品「映画フィルム・磁気テープ・レコード（耐用年数2年）」として処理すると判断できるが、無形データでの引渡しの場合、有形である器具備品として処理すべきか否か判断が分かれる。更にデータの場合は、有形物と比較して劣化しづらいため、当該耐用年数2年で処理すべきか疑問が残る。また、そもそも耐用年数省令に記載されていないため、固定資産に該当せず、繰延資産として処理すべきという見解もあり、データの動画制作費用の処理基準が明確に存在しない。そのような状況を踏まえ、動画の制作費用の取扱いについて、現状に即した見解を提示すべきであると考ええる。

3) 損金経理要件の撤廃

- ・ 会計と税務の乖離が大きくなりつつある昨今の現状を考慮すると、会計処理を税務処理の要件とする必要性は低下しているため、損金経理要件の撤廃を要望する。(法法31)

4) 電話加入権の損金算入

- ・ 既に携帯・スマホの普及により、企業でも固定電話自体が無くなっている。そのような中、電話加入権自体の価値もないため、除却による全額損金算入を要望する。(法法33、法令68)
- ・ 電話加入権については資産性がなくなっている実態に即し、一時損金算入を認めるよう要望したい。(法法2二十二)
- ・ 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされている。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われている。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望する。(法法2二十二、法令12)
- ・ 固定電話の電話加入権は非減価償却資産とされているが、現在の流通価格を踏まえ、税法上、電話加入権の損金算入を可能としていただきたい。(法令13八ソ)

5) 資産区分の見直し

- ・ 平成20(2008)年度改正で機械装置の資産区分の大括り化が実施され、大きな効果を得た。建物についても同様の改正をお願いしたい。(耐用年数省令1②)

(5) 資産の評価損

1) 有価証券評価損の損金算入要件の緩和

- ・ 売買目的有価証券以外の株式にも「価額が著しく下落したこと」を評価損損金算入の要件に加えていただきたい。現在の会税差がある状況は実務上煩雑である。(法法33)
- ・ 非上場株式(子会社株・スタートアップ出資等)の評価損の損金算入要件について、現行の「1株当たり純資産価額の50%以上下落(法通達9-1-9)」という形式的基準を見直すこと。第三者機関による評価、事業計画の大幅未達に基づく実質価額の暴落、会計上の減損処理(監査法人承認)等を客観的根拠として損金算入を認める明確な税務ガイドラインの策定および要件緩和を要望する。

現代のスタートアップ投資や子会社出資では、将来の成長性や無形資産(技術・データ等)を高度に評価し、高バリュエーション(高価格)で出資するケースが一般的である。しかし、現行の税務上の判定は発行会社の「B/S上の帳簿純資産の50%下落」を比較するため、事業失敗等で実質的な企業価値が暴落して会計上減損処理を行っても、B/S純資産が半減していなければ税務上の損金として一切認められない構造的欠陥がある。投資実態に即した評価損の損金算入を容認することで、企業のリスクテイクと成長投資・M&Aを強力に後押しすべきである。(法法33、法令68)

2) IPコンテンツ資産における評価損(減損)の損金算入要件緩和および償却実務の適正化

- ・ アニメ・ゲーム等のIPコンテンツ関連資産について、販売不振や計画未達等に伴い会計上で減損(収益性低下に基づく棚卸資産評価損等)を計上した場合、税務上の「著しい陳腐化」等の損金算入事由として柔軟に認容すること。また、未認容となった評価損について、IP権利を継続保有する場合であっても早期に解消(認容減算)できるよう制度的・通達上の配慮を要望する。

IPコンテンツ投資は長期的な多角展開により回収を図る構造を有する一方、初期段階での当たり外れによる不ヒットリスクが高い。会計上はプロジェクトの不振等に基づき適正に評価損(減損)を計上する実務が定着しているものの、税務上は「著しい陳腐化」の適用基準が極めて厳格であり、物理的劣化を伴わない無形コンテンツの評価損はほぼ否認(損金不算入)されるのが実態である。IPを将来の二次利用等のため保有し続ける場合、権利の完全廃棄や譲渡を行わない限り数年~10年以上にわたり認容減算(損金化)されず、現金の回収を伴わない過重な税負担(税金の先払い)が生じる構造的課題が存在する。担税力に即した適正な所

得計算を実現するため、会計減損に配慮した損金算入基準の柔軟化が必要である。(法法33、法令68、法基通9-1-3)

(6) 役員の給与等

損金算入要件の緩和・明確化

- ・ 業績悪化時に賞与を減額するにあたり機動性に欠けるため、役員給与の事前確定届出について、届出額の範囲内であれば損金算入可としていただきたい。(法法34①二)
- ・ 事前確定届出制度の廃止を要望する。高額賞与の損金算入による恣意的な課税逃れの防止が目的であれば、事前確定届出ではなく賞与水準を損金算入要件とすべき。〔「事前確定」制度は、賞与が業績に対する報酬であるという一般的な考え方と乖離している〕(法法34①二)
- ・ 100%子会社など、「実質的に自社役員の賞与における支給金額の決定権がない」場合には、事前確定届出書の届出を不要としていただきたい。制度趣旨は「利益操作を目的とする恣意的な役員賞与額の決定」と認識している。100%子会社においては、ガバナンスの観点から親会社にて子会社における役員賞与額を決定しているケースがあり、その場合においては、恣意的な役員賞与額の決定は行われない。(法令69④)
- ・ 業績連動給与の算定方法の要件のうち①報酬委員会の決議②有価証券報告書等での開示の要件を緩和いただきたい。報酬の決定方法に恣意性が無かったとしても、要件を満たしていなければ損金不算入となってしまう。有価証券報告書の開示タイミングの早期化等、実務上要件を満たすことが難しい場合があり、柔軟な判定をお願いしたい。(法法34①三)
- ・ 算定方法の要件として、利益や株価又は売上等の業績連動指標を基礎とした客観的なものであることについて、その要件の内容を現在の経営者に求められる指標にマッチさせることを要望する。

昨今の経営者に求められる指標は、利益や株価又は売上等に限らず、ESGの観点やカーボンニュートラルに向けた経営努力等、広範囲にわたっている。

国税庁から2025年6月5日に公表された東京国税局による文書回答事例「非財務指標を組み入れた業績連動型株式報酬の税務上の取扱いについて」(2025年5月20日付)では、業績連動指標に加えて非業績連動指標を組み入れて支給額等が算定される給与であっても、その給与について業績連動指標を基礎として客観的に算定された部分がある場合には、その部分は支給の適正性・透明性が担保されているものとして損金算入業績連動給与として取り扱っても差し支えないことが確認されている。しかし、この文書回答事例によれば、非業績連動指標を算定の基礎とする業績連動給与部分については依然として損金算入が認められないものと考えられることから、企業のサステナビリティへの取組みを後押しするような非業績連動指標を用いた業績連動給与の普及が進まず、日本企業の実効税率を引き上げ、国際競争力を弱めていると考える。(法法34①三)

- ・ 外資系日本子会社がその業務執行役員に業績連動給与を支給する場合の規定を整備することを要望する。

平成29年度税制改正により、一定の要件のもと、同族会社(非同族会社の100%子会社等)がその業務執行役員に支給する業績連動給与を損金の額に算入することが可能となった。

この一定の要件のなかには、金融商品取引法第24条第1項に規定する「有価証券報告書」への記載や会社法第404条第3項に定められた「報酬委員会」等における決定が含まれている。そのため、外国法人を親会社とする日本の子会社が業績連動給与を支給する場合において、これらの要件を満たすことができるか否かについて、疑義が生じている。

令和8年度税制改正で特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例は廃止されたが、外資系日本子会社についても、その外国の親会社の本店所在地国における法令に基づき、「有価証券報告書」に相当するもの又は「報酬委員会」に相当するものといえるものであれば、上記の要件を満たすことができるように規定を整備していただきたい。(法法34①三)

- ・ 役員に対して支給する給与(退職給与を含む)のうち不相当に高額な部分の算出方法を明確化することを要望する。

役員に対して支給する給与が過大であるかどうかは、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給状況等に照らして判定することとされている。しかし、同種同規模の法人であっても地域等の要素により支給額に差が生じることが考えられる。また、地域別、業種別、規模別の役

員（退職）給与の支給額を確認することは現実的に困難である。

したがって、不相当に高額な部分の算出について具体的な基準を設けるか、過大であるかどうかの判定に必要な役員（退職）給与の支給状況等に関する資料を公表していただきたい。（法法34②、法令70）

（7）貸倒損失・引当金

1）個別貸倒引当金制度の復活

- ・ 平成23（2011）年度税制改正により経過措置を経た上で、中小法人等、金融法人等を除き個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入が認められなくなった。貸倒引当金は、金融法人等でなくとも金額的重要性を有する場合が多く、適正な債権評価をすることは、担税力評価の観点からも重要であり、当該制度の復活をお願いしたい。
- ・ 貸倒損失の要件緩和（形式上の貸倒れにおける単発取引への適用拡大等）および個別評価貸倒引当金の復活を要望。

法人税基本通達9-6-3における「形式上の貸倒れ」について、国税庁タックスアンサーNo.5320等で示されている「継続的な取引」要件を見直し、単発・スポット取引から生じた売掛債権であっても、取引停止後1年以上経過し現実に回収の目途がないものは適用対象とすること。あわせて、通達9-6-2等の全額損金経理要件の柔軟化、および一般事業会社における「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金」の損金算入制度の復活を要望する。

広告・IT・制作・コンサルティング等の実務では、単発（スポット）案件で生じた売掛債権の回収が途絶えるケースも多いが、現行の通達9-6-3は「継続的な取引関係」を前提としているため、単発取引が対象外とされるなど経済的合理性と不整合が生じている。さらに、通達9-6-2や9-6-3は担保控除後の「全額」の損金経理処理を要件としており、決算期末での処理を見送った場合に修正申告等による事後の是正が認められないなど実務上の硬直性が高い。また、歴史的に平成10年度改正前まで存在した一般事業会社の個別評価貸倒引当金が大幅に制限されたことで、会計上の引当金計上と税務上の不認容の乖離が生じている。現代の多様な取引構造や与信リスクに対応するため、要件の柔軟化と制度復活が必要である。

- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は、その殆どが回収の見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入を認めなければ企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望する。

2）労働対価性のある引当金繰入額の発生主義による損金算入

- ・ 平成10（1998）年度税制改正により賞与引当金が、また、平成14（2002）年度税制改正により退職給与引当金が、財源確保を理由に税務上廃止された。しかしながら、賞与引当金及び退職給付引当金など労働対価性のある引当金は、社規等によって支給が明確に規定されている場合が多く、高い確度で債務履行がされているため、これらの損金算入を認めることは、企業会計と税務所得計算における乖離縮小のみならず、企業の担税力測定のためにも不可欠である。

（8）欠損金

1）欠損金の繰越期間の延長・控除制限の廃止及び繰戻還付制度の復活

- ・ 10年の繰越期間の無期限延長、50%控除制限の撤廃をお願いしたい。

米国等の諸外国では繰越欠損金の繰越期間を無期限に延長している。また将来キャッシュフローの改善により長期的視野に立った研究開発投資や設備投資が可能となるため、繰越期間延長、控除制限の撤廃をしていただきたい。（法法57）

- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなる。課税の公平性確保及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。
- ・ 欠損金の控除限度額は、平成30年度に50%まで段階的に縮小されたが、欠損のある企業の早期業績回復を促すため撤廃を要望する。
- ・ 当業界の投資は資源開発等回収期間が長期に亘るものが多く、税務上の欠損金の繰越可能期間はキャッシュ

フローに影響を与え、投資の意思決定を大きく左右する。投資に対する積極性を確保し、我が国経済の国際競争力の維持向上のためにも、欠損金の繰越可能期間の延長又は無期限化及び控除制限の撤廃をお願いしたい。

(法法57)

- ・ 現行法令の繰越欠損金の控除限度及び繰越期間は諸外国に比べ制限が厳しく、失効した欠損金に対応する税率相当分は税負担増となっており、納税者に過度な課税を強いる結果になっている。外国企業とのイコール・フットINGの観点から、以下を要望する。(法法57)
 - a) 控除制限を緩和もしくは撤廃すること。
 - b) 既存の欠損金を含め、欠損金の繰越期間をOECD諸国並みに20年に延長もしくは期限を定めず繰越可能とすること。
 - c) 欠損金の繰戻還付について全ての企業を対象とすること。
- ・ 繰越欠損金の繰越期間に制限を設けないことを要望。国際競争力の強化の観点から、永続的な期間で損益を通算できる制度とすべきである。諸外国では繰越欠損金の使用期限を無期限に設定しているケースがある。
研究開発期間が長期にわたり、費用と収益の認識タイミングに大きなズレを生じるケースがあり、欠損金の使用制限もあるなかで、限定期間のみ使用可能とする制度では、欠損に紐づく利益が出て、相殺ができない。
- ・ 欠損金の繰越期間については、諸外国では無制限の国も多く、国際的な競争力の強化と、法人税の負担平準化の観点から、欠損金の繰越期間を延長いただきたい。
- ・ 欠損金の繰越期間延長を要望する。欠損金の繰越期間延長は、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営をおこなっていくために、欠損金の取扱いについて見直すことが必要である。(法法57)
- ・ 企業の構造改革促進の観点から、繰越欠損金の控除限度50%を撤廃していただきたい。(平成29年度以前のように課税所得100%利用)(法法57)
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の廃止を要望する。本制度は、平成4(1992)年度の税制改正で、財政面の理由から還付を停止するとして創設されたものである。中小企業については平成21(2009)年度税制改正にて不適用制度が廃止されたが、欧米先進国はいずれも還付制度を維持しており、税制の国際的イコール・フットINGの観点から、企業規模に関係なく早期に廃止していただきたい。(措法66の12)

2) 欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用

- ・ 欠損等法人の欠損金に使用制限がかかる事由に該当するかを判定する際に指標となる事業規模について、法令113の3⑩一～三に規定する事業区分のいずれにも該当しない事業に係る事業規模の基準を明確にすることを要望する。
法令113の3⑩一～三では、事業を①資産の譲渡、②資産の貸付け、③役務の提供の3つに区分して事業規模の基準を定めているが、たとえば、投資業などはこの事業区分のいずれにも属さない。
また、投資資産が匿名組合出資の持分などである場合、損失の分配を受けることがあるが、損失分配額が売上金額又は収入金額に含まれるのか否かについても明らかではない。したがって、たとえば投資業については、投資総額で事業規模を判定するなど、その事業の実態を適切に反映する基準を設けていただきたい。
- ・ 組合による特定支配関係の判定の基準を緩和することを要望する。
内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することになってしまうため、判定基準を見直し(緩和)していただきたい。(法法57の2、法令113の3)

(9) 租税法規定と会計基準の乖離調整

1) 乖離調整・IFRS等の新しい基準への対応

- ・ 連結決算をIFRSで作成している一方で、主に税金計算の用途にて単体決算を日本基準で作成しているため、IFRSを一般に公正妥当な会計基準に加えていただきたい。(法法22④)
- ・ 日本の会社法以外の会計基準(外部公表ベースの会計基準等)をベースに課税所得計算することを認めていただきたい。
外部公表している会計数値の基準となってる会計基準による決算数値は、外部監査法人の監査を受けること

や広く公表されるベース数値となることから、決算数値として妥当なものとなっている。

また、最終的には税務上の基準に従った課税所得計算になることから、弊害はないと考えられる。

2) 各事業年度の所得の計算

- ・ 役務の提供を受ける際の、損金認識時期の早期化を要望。現行法令では、法人税法基本通達2-2-14に該当する場合を除き、役務の完了時点で損金となる。企業の研究開発においては、他者と共同研究を行う際、役務の完了時点ではなく、事前に支払を行うことが多く、これが「企業側の資金負担の増加」及び「損金認識時期の管理の業務負荷」に繋がっている。また、固定資産の取得には即時償却として、取得時の段階で全額損金の制度が存在するが、役務の提供には類似する制度が無い。

よって、更なる日本企業の研究開発の促進のためにも、役務の提供を受ける際、支払時に損金とする制度の創設を要望する。(導入の進め方として、先ずは高市政権が2026年6月に発表した、戦略17分野に関するものを対象にするのも一案と考える)

なお、本論点につき消費税の仕入税額控除の時期についても同様の措置(支払時に税額控除)を希望する。

(法法22③)

- ・ 法人が期末に保有する貯蔵品のうち、一定金額以下の未使用消耗品等については、課税所得に与える影響が僅少であり、かつ、実地棚卸・数量把握・部門別集計に係る事務負担が過大となる場合がある。このため、一定の要件を満たす少額の未使用消耗品等については、税務上、棚卸資産又は貯蔵品として資産計上しないことを認める法人税法上の明文規定を創設することを要望する。

現行法令では、法人税基本通達2-2-15に該当する場合を除き、貯蔵中の消耗品は金額の多寡にかかわらず棚卸資産に含まれるため、単価が低額であっても、期末時点で未使用であれば原則として資産計上の対象となる。しかし、例えば研究開発、製造、品質管理業務等において使用される消耗品等は、品目数が多く、保管場所も複数部門・複数拠点に分散していることが多い。そのため、少額品まで網羅的に実地棚卸を行うことは、税額への影響に比して著しく大きな事務負担を生じさせる状況にある。本改正が行われた場合、課税所得への影響が僅少な少額消耗品について、過度な実地棚卸・集計作業を不要とし、企業の事務負担を軽減できる一方、重要性のある棚卸資産については引き続き適正な資産計上を求めることで、課税所得計算の適正性と実務負担の軽減を両立できると考える。(法法2二十、法令10、法法29、法令28・29)

3) 金融商品会計

- ・ 公正なる会計慣行に従って行われたヘッジであっても、この条文が別段の定めとして機能することから、会計と税務が一致せず、不必要と思われる税務調整や会計上は行わなくてもよい有効性判定を行わなければならないなどの事務手間が生じている。ヘッジについては、会計と合わせるべく、別段の定めを削除していただきたい。(法法61の6、61の7)

4) 新リース会計基準への対応

- ・ 税務処理を会計処理に一致させる、または両者を近づける所要の措置を要望する。2027年4月以降の事業年度より強制適用される新リース会計基準では、原則として全てのリースをオンバランスする一方、オペレーティングリース取引については、税務上、オフバランス処理が継続となり、税会不一致の状況となる。新リース会計基準によるオンバランス化に伴い、新たに資産管理作業が発生する他、税会不一致解消のための税務申告調整作業が増大する等、企業事務負担の増加が見込まれる。(法法64の2)
- ・ 会計上のファイナンスリースと税務上のファイナンスリースの定義を一致させること(もしくは一致していると解釈できることの明確化)を要望する。

新リース会計基準の適用が開始される2027年4月1日以後開始事業年度においては、資産の賃貸借が会計上も税務上もファイナンスリースに該当する場合には、貸手における税務上の取扱い、法人税法第22条及び第22条の2の通則的規定により、新リース会計基準における貸手の会計処理(第1法又は第3法による利息法収益認識)に従うため、税会不一致は生じないこととなる。

ここで、税務上のファイナンスリースの判定については、法人税法施行令第131条の2第2項において、税法独自のフルペイアウト要件(賃料総額>リース資産の取得価額×90%)が定められているが、新法人税基

本通達12の5-1-3において、会計上のフルペイアウト要件（現在価値基準又は経済的耐用年数基準）に該当する場合にも税務上のファイナンスリースに該当することが示された。つまり、税務上のファイナンスリースは、会計上のフルペイアウト要件に加えて、税法独自のフルペイアウト要件を満たす場合にも該当することとなり、会計上のファイナンスリースよりも少し範囲が広がっているように見受けられる。

もし上記の解釈に基づく場合、たとえば、会計上はオペレーティングリースに該当するが、税務上はファイナンスリースに該当するケースが生じ得る。この場合、会計上は賃貸借処理を行うことになるが、新リース会計基準適用前は、旧法人税基本通達2-4-2により、このような場合であっても延払基準の方法による経理がされているものとみなして旧法人税法第63条に規定する延払基準の方法による収益計上が認められていた。しかし、新リース会計基準適用後は旧法人税基本通達2-4-2も廃止されるため、税務上、リース開始時点での一括譲渡処理が必要となり、税会不一致が生じることになると思われる。

その場合、貸手としては、担税力のない一時の税負担が先行して生じてしまうこととなり、リース業界（貸手）における影響は計り知れないと考えられる。このような潜在的な悪影響を回避するために、会計上のファイナンスリースと税務上のファイナンスリースの定義を一致させること（もしくは一致していると解釈できることの明確化）が望まれる。（法法22、22の2、62の2、法令131の2、法基通12の5-1-3）

(10) 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

- 働き方やライフコースの多様化に合わせ、雇用形態や給付の種類に対し中立的な所得税制のあり方について議論が進められている中、退職給付に係る税制については、雇用や退職給付の在り方だけでなく、長期雇用による熟練工の養成等を前提とした製造業においては、企業による人材活用や雇用者の人生設計等にも大きく影響を与えるため、より慎重に検討する必要がある。また、少子高齢化が急速に進行し、社会保障負担が財政に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での以下の措置が必要である。

企業年金等の積立金に対する特別法人税は、平成11年度より適用が停止され、その後も適用停止措置が繰り返され延長され、今日に至っている。企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれる。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

- 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものだが、当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考える。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考える。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、経過措置により課税停止とされているが、本税は制度として廃止すべきであると考ええる。

- 退職年金等積立金等に対する法人税は、令和11（2029）年度まで課税が停止されているが、運用時と受給時の双方に課税する方式そのものが不適當であると考えられることから、退職年金等積立金に対する法人税の課税は廃止していただきたい。（措法68の5）
- 退職年金等積立金に対する法人税の特例の廃止をしてほしい。運用口座にある年金資金全体を課税標準とする資産課税であり、運用損益に係らず課税されるため、年金資産が多いほど納税額が増えることになる。健全な企業年金制度維持のために廃止を要望する。

(11) その他

1) 組合に係る課税の明確化等

- 組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定を組合員の事業所とは別の事業所として選定できることを明らかにすることを要望する。

減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、法基通14-1-2（注）3において、組合事業を組合員の事業所とは別の事業所として選定することができることとされているが、外貨建資産等の期末換算方法の選定については何ら明記されていない。組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定についても減価償却資産の償却方法等と同様に、組合員の事業所とは別の事業所として選定できる旨を明確化していただきたい。

- ・ 組合損失額の損金算入制限の特例について、法人の申告書作成・税務調査の場面のいずれにおいても、所得計算の確からしさは組合が作成する事業報告・計算書類に基づいて行われるのだから、別表作成に意味がなく、負担軽減のためにも別表作成は不要としてほしい。（措法67の12、措令39の31）
- ・ 外国籍任意組合等の本邦法人格の有無の判定を、制度上明確にすることを要望する。2015年のデラウェアLPSの最高裁判決を受け、外国籍任意組合等の日本の税務上において法人格の有無の判定は非常に重要。ただし、本邦税務上、「法人」の概念は民法等の定義を借用しており、外国籍任意組合等については判断が困難若しくはできないということが生じているため、ここを明確化すべきと考える。（法法4、法基通2-1-32）

2) 構成員（パススルー）課税の導入

- ・ 法令上組合税制の規定がないことから利用が進まない部分があると思われるため、組合税制を法令上規定していただきたい。その際には組合への一定の現物出資・現物分配については課税繰り延べを認め、パススルーの取扱いを認める方向でお願いしたい。また相続税・贈与税の財産評価において会社形態と比較して過度な負担にならないよう配慮していただきたい。
- ・ 事業再編・事業再構築を促すため、合同会社での構成員（パススルー）課税を認めるべきである。

3) 外貨建資産等の換算方法

- ・ 外貨建資産等の法定換算方法を期末時換算法に統一することを要望する。

外貨建債権債務の換算方法を選定する場合には、その取得日の属する事業年度に係る確定申告期限までに届出書を提出する必要があるが、換算方法を選定しない場合には、法定の換算方法（長期外貨建債権等は「発生時換算法」、短期外貨建債権等は「期末時換算法」）で換算することとされている。

しかし、外貨建取引に関する会計基準（外貨建取引等会計処理基準）によれば、外貨建金銭債権債務は決算時に決算時の為替相場により換算することとされていることから、税務上もこれと合わせ、外貨建債権債務が短期であるか長期であるかにかかわらず、法定の換算方法を「期末時換算法」とすることとしてはどうか。そして長期外貨建債権債務について「発生時換算法」を選択した場合のみ、換算方法の届出を行うこととしてはどうか。（法法61の9①、法令122の4、122の7）

4) 特定同族会社の留保金課税制度の撤廃等

- ・ 特定同族会社の留保金課税制度の撤廃を要望する。

制度の本来の主旨は、個人事業者が法人成りした場合の所得課税と法人課税の不均衡の是正にあり、オーナーへの配当をせず法人に留保することで逃れられる所得課税の補完であったものと考えられる。平成19年税制改正において、本来の射程と考えられる中小企業を資本金1億円基準で除外し、制度は今日に至っている。

資本金1億円超の特定同族会社は、制度本来の主旨に照らして不合理な会社まで留保金課税による追加課税を余儀なくされており、特に法人形態で海外展開している特定同族会社の場合は、法人税で95%非課税とされる海外子会社からの受取配当金に結果として留保金課税が適用される大変不公平な結果となり、日本への資金還流の妨げとなっている。

昨今、資本金を1億円以下に減資することにより中小企業特例の適用を受ける方法が多用されており、留保金課税もこの手法で回避できるが、本末転倒である。（法法67）

- ・ 特定同族会社に該当する上場会社を留保金課税の対象から除外することを要望。

特定同族会社の留保金課税制度が設けられた趣旨は、相互に特殊な関係を持つ少数の者が支配する法人が剰余金の分配の時期を遅らせること等により剰余金を留保することを抑止するためであることから、上場会社に対して留保金を課税することは、この趣旨にそぐわないものとする。（法法67）

- ・ 留保金課税の留保所得の計算上、株式買収等の投資資金の一定割合を留保所得から控除する制度の新設を望む。株式買収のために資金を投じて、留保金課税が低減されないため、次の投資が遅れている事例がある。

(法法67)

- ・ 特定同族会社の留保金課税制度の撤廃が実現しない場合、下記の見直しを要望する。

- ①留保金額から控除できる金額として、現行の法人税等・支払配当・留保控除に加えて、事業に必要な投資額や借入返済額等を追加する

会社は稼得した利益を活用し、将来のための投資（そのための借入返済含む）を積極的に行わなければ持続的な成長が実現できないことは言うまでもないが、この投資の多くが留保金課税の計算上、考慮されていない。具体的には、仮に大規模なM & A投資をした場合、会社のキャッシュフローは大きく悪化し、会社に留保される資金はなくなるが、このような状況においても、現行の計算構造では大きな課税留保所得が発生し得てしまう。これでは税制が成長を阻害する結果になり兼ねず、このような成長投資については留保所得の計算から控除する必要がある。

- ②基本税率を、現行の20%から10%まで引き下げる

1980年代以降、日本の法人税率は段階的に引き下げられてきたが、この間、留保金課税の特別税率は維持されており、前者は全ての会社に影響がある一方、後者は同族会社のみに課されるため、結果として同族会社と非同族会社の税負担格差が広がったと捉えている。法人税率の引下げ理由は、国際競争力の強化やそのための投資の拡大であるが、同族会社についても成長のための投資が必要であることは言うまでもなく、上記の税負担格差は公平な競争という観点からは是正されるべきである。

2026年7月21日、政府は「骨太の方針」を閣議決定し、官民による戦略分野への投資拡大で「強い経済」を実現する方針が掲げられたが、これら①・②は、本方針とも方向性が一致しているものと考えている。

(法法67)

5) 控除対象外消費税額の損金経理要件の廃止

- ・ 控除対象外消費税額等は損金算入されるが、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入するためには、損金経理を要する。

しかし、決算確定日までの短い期間において、控除対象外消費税額等の正確な金額を把握することが極めて困難であり、また、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に、収益計上もれ、費用過大計上などの申告調整が必ず発生するため、控除対象外消費税額等と、損金経理した額が一致することはほぼない。特に、確定額>損金経理額の場合、その差額を60カ月で損金化することは過度な事務負担となることから、資産に係る控除対象消費税額も損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において、所得を減算できるよう要望する。

(法令139の4、法規28)

- ・ 消費税95%ルール撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合算出など数値の確定に時間を要するため、決算時に控除対象外消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。
- ・ 資産に係る控除対象外消費税等の損金算入についての損金経理要件を撤廃することを要望する。(法令139の4)

6) 受取配当に係る所得税額控除

- ・ 法人が負担した配当等に係る源泉所得税について、全額控除可能とする（按分計算不要とする）。現行の所得税法では個人による株式譲渡益についても、配当源泉税と遜色のない税率により課税されることから、配当を受領した法人において、配当等の元本を所有していた期間についてのみ控除を認める所有期間按分方式はその趣旨を喪失している。また、法人においては原則法・簡便法のいずれを採用したとしても、按分計算を行うために相応の事務負担が生じていることから、按分計算は不要とすることを要望する。

もともと配当等に係る源泉所得税について元本所有期間による按分計算を求めている背景は、個人の株式譲渡益が非課税であった当時、配当直前の株式を、法人を介して譲渡することにより、配当源泉税の負担を回避することを防止するために講じられた措置であると理解する。現行の所得税法では個人による株式譲渡益についても、配当源泉税と遜色のない税率により課税されることから、配当を受領した法人において元本所有期間による按分計算を行う趣旨は喪失している。また法人においては原則法・簡便法のいずれを採用したとしても、按分計算には相応の事務負担が生じていることから、按分計算は不要とすべきと考える。(法令140の2②)

- ・ 所得税額控除のうち株式にかかる配当については、その元本を所有していた期間に対応する部分の金額だけが控除されることになっているが、保有期間に関わらず全額控除することを要望。平成26年度税制改正で、平成28年1月1日以後受ける公社債等にかかる支払利子、配当金等にかかる所得税額控除の所有期間按分が廃止されており、株式にかかる配当についても同様に全額控除が認められるべき。(法令140の2)

7) 暗号資産の期末時価評価課税除外要件

- ・ 期末時価評価課税の対象から除外される要件を見直すことを要望する。
活発な市場が存在する暗号資産で自己の計算において有するもののうち、一定の要件を満たすものは期末時価評価課税の対象から除外されるが、その要件である「他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること」等は、運用が困難であると思われるため、削除していただきたい。(法法61②、法令118の7②③、法規26の10)

8) 事業税の損金不算入

- ・ 法人税の所得計算上、法人税及び法人住民税が損金不算入である一方、法人事業税のみが損金算入されることにより、法人税等の計算事務が複雑化している。法人事業税を損金不算入にすると同時に、法定実効税率を増加させないよう、法人税率の引下げをお願いしたい。(法法38)

9) 見込納付額欄の追加

- ・ 申告書別表1について、地方税と同様に、見込納付額欄を追加し、差引納付・還付額をわかりやすくしていただきたい。

10) 確定申告書の提出期限の延長の特例

- ・ 法人税の確定申告期限、国際最低課税額に係る確定申告期限が同時期に到来することによる事務負担の軽減のため、確定申告期限の延長を認める制度の創設を要望する。
国際最低課税額に係る確定申告期限は事業年度終了日から15ヶ月とされている一方で、法人の確定申告書の提出期限は事業年度終了日から2ヶ月以内とされているものの、国際最低課税額に係る確定申告書提出義務のある法人の多くが実務上は1ヶ月または2ヶ月の延長を行っていると推察され、申告年度の違いはあれど事務負担の大きい法人税/国際最低課税額の計算がほぼ同時期に到来することは企業の税負担を著しく増加させる事となる。これに対応すべく、法74条の申告期限の延長の事由に「グループとしての国際最低課税額への対応」を認めるとともに、国際最低課税額の適用を受ける UPE 及びその構成事業体（日本における）について、延長の月数を最低でも3ヶ月とすること、または国際最低課税額の申告期限を最低でも4ヶ月延長し、1年6ヶ月とすることを要望する。(法法74、75の2、82の6等)
- ・ 諸外国に比して申告期限がタイトであるため、3ヶ月程度の延長を求めたい。グローバルミニマム課税導入後、例えば3月決算法人であれば、6月あるいは7月までの申告対応に従前に比して負担増となり、企業や当該企業の税務申告を担う税理士法人の負担軽減を図って頂きたい。(法法75の2)

2 グループ通算制度

(1) 制度全般の整備

- ・ 修正申告における遮断措置の簡素化を要望する。現税制の遮断措置は、条件により適用可/不可の場合が存在するが、グループ通算制度の主旨が個社申告&納税のため、確定申告後は全てのケースにおいて個社対応のみ(=全ての場合で遮断措置を適用)としてほしい。
- ・ グループ通算制度の開始手続の緩和を要望する。
グループ通算制度の適用を受けようとするときは、その適用を開始しようとする事業年度の開始の日の3か月前の日までに申請する必要がある。

組織再編やM & Aにより新たな親法人の傘下でグループ通算制度を開始する場合、事業年度開始の日の3か

月前の日までに申請する必要があるが、例えば事業年度の開始日付での再編等の場合はグループ通算制度の適用開始が1年後となってしまうため、事業年度開始と同時に新たな100%グループが組成される場合は、さかのぼって適用開始ができるようにするか、想定される新グループでの事前の申請ができるようにしていただきたい。(法法64の9②)

- ・ グループ通算対象法人の税務調査時期の同一化を要望する。

2023年度申告で外国税額控除の進行年度調整を実施し、実務の煩雑さを実感した(進行年度調整額の計算・入力・必要書類の添付・地方自治体への説明等)。今後、複数法人でタイミングが異なる更正があった場合、進行年度調整の管理が困難であると考えられるため、法令にグループ通算対象法人の税務調査時期を極力同一化することを明記いただきたい。

当局においても対象法人へ説明義務(法法69③)があるため、タイミングを合わせて説明回数を減らした方が事務の効率化につながると考えられる。

(2) 通算対象法人の範囲の拡大

- ・ グループ通算制度の適用範囲は、内国法人で親法人により直接または間接的に100%出資された法人に限られているが、出資要件を緩和していただきたい。

(3) 制度適用開始時・加入時に伴う資産の時価評価

- ・ 株式保有法人の評価において、通算グループ内適格合併により通算支配関係が消滅するものと同様に、通算グループ内で株式保有関係が完結しているものの残余財産の確定が見込まれている場合もその時点までの通算支配関係の継続により対象外としてほしい。適格合併と残余財産のいずれもグループ内であれば株式譲渡損益は認識されないものであり、株式保有法人の時価評価対象とすべき乱用的な再編には当たらないこと。(法令131の16③⑤)
- ・ 通算グループに加入後、加入法人を被合併法人とするグループ内適格合併を行うことが見込まれている場合、加入法人又は加入法人と完全支配関係が継続見込みの他の法人での事業継続が求められている(法令131の16④四、一)ところ、加入法人は被合併法人になって解散するため加入法人と完全支配関係が継続見込みの法人は存在せず、満たすことができないとも考えられる。

なお、完全支配関係継続要件においては、通算グループ内適格合併により解散することが見込まれている場合、合併時まで継続していればよいこととされている(法令131の16③)が、もし主要事業継続要件が自動的にアウトになってしまうと意味が無いことになる。

法令131の16④四、一において継続を要求する「当該完全支配関係」について、加入子法人との関係ではなく、通算親法人との関係にするなど、加入法人が被合併法人となりグループ内適格合併を行うことのみをもって時価評価対象とならないようにしてほしい。

法令131の16③など、グループ内合併が見込まれる場合にはOKとする条文が用意されているにもかかわらず、認められない結果となる可能性がある。(法令131の16④四・一)

- ・ 通算グループ内で法人を新設する場合、その法人には完全支配関係発生日(設立日)の前日の属する事業年度が存在しないため、加入時期の特例の適用は不可とされている。

資本関係のない法人と合併会社を設立するにあたり、当社100%出資で準備会社を一旦設立し、同一年度内に合併相手からの出資を受け入れる場合があるが、その場合であっても上記理由により通算加入・離脱が生じ、①離脱時に準備会社にてみなし事業年度(加入日から離脱の前日までの事業年度)の単体申告を行う必要があり、また、②親法人にて離脱時に投資簿価修正を行い、合併会社(離脱後の準備会社)株式を保有し続ける間は申告調整を継続して行う必要がある。

上記①②とも多くは金額の重要性が少ない一方で、対応に相応の事務負担を要することとなる。

ついては、上記のように、通算グループ内新設法人で年度末までに通算離脱が見込まれている子法人について、「加入時期の特例の適用」又は「投資簿価修正の非適用」を要望する。(法法14⑧)

(4) 計算規定の整備

1) 投資簿価修正（資産調整勘定対応金額の加算措置等）

- ・ 離脱法人株式に対して調整する調整勘定対応金額の算出において、非適格分割等が行われた場合においては、資産調整勘定対応金額及び負債調整勘定対応金額をゼロとする取り扱いとなっておりますが、合併以外の組織再編においては、資産調整勘定対応金額及び負債調整勘定の一部が実現しているだけであり、資産調整勘定対応金額及び負債調整勘定対応金額をゼロとする必要が無いと考えられます。また、分割の場合には分割割合の算定も実施しますし、その他の再編時にも類似の割合を把握することは可能となりますので、非適格再編に関連していない資産調整勘定対応金額及び負債調整勘定対応金額は、離脱法人株式に対して調整するべきであり、改正を要望する。（法令119の3⑤）

- ・ 資産調整勘定対応金額等の計算方法を見直すことを要望する。

以下のようなケースでは、令和4年度税制改正による投資簿価修正における資産調整勘定対応金額等の加算措置の導入以降も、M&Aにより簿価純資産価額を超える評価額で取得した通算子法人株式を第三者に売却する場合に、その通算子法人株式を売却する通算法人において、いわゆる買収プレミアムに相当する調整勘定対応金額部分を損金（譲渡原価）に算入することができないという課題が解消されていないと考えられるため、資産調整勘定対応金額等の計算方法を見直していただきたい。（法令119の3⑤⑥）

例：グループ通算制度を適用している通算法人（S社）が、親会社（A社）とその100%子会社（B社）から成る内国法人2社を、そのA社の発行済株式の全部を譲り受ける方法により取得した場合において、その2社がグループ通算制度に加入した後に、適格現物分配等の方法によりそのB社株式をその取得をした通算法人S社に移転し、その後S社がB社株式を売却するケース

- ・ 買収プレミアム消滅問題の解消を要望する。買収会社が認識した資産調整勘定等対応金額が、通算グループ加入前後の買収先の非適格合併等（適格ではない合併・分割・現物出資又は事業譲渡）に伴い零とされる規定について、買収先の事業譲渡等を通じた柔軟な事業の入替えの妨げとなり、またグループ通算適用法人と単体納税法人との間における著しい税負担の不公平を生じさせることから、所要の措置を講じて頂きたい。
- ・ 傘下に子会社を有する会社を一括買収する場合、子会社の企業価値に由来するプレミアム部分を譲渡原価に算入できるよう措置していただきたい。

令和4年の税制改正によって、通算子法人を過去買収した際に生じたプレミアム（資産調整勘定等対応金額）を、通算子法人株式を譲渡する際の譲渡原価に加算できる措置が講じられた。

ただし、通算法人が会社を2社同時に買収する取引を念頭に置くと、通算法人が各々の会社を個別に買収する場合にはプレミアムを全て譲渡原価に算入できる一方で、通算法人が子会社を保有する会社を2社同時に一括買収する場合で、かつ子会社を被買収会社が設立していた場合には、子会社株式は直接買収されていないことから、子会社に由来するプレミアム部分を譲渡原価に算入できないといった不具合が生じる。買収ファイナンス活用、TOB、ファンドからの持分買収などに与える影響が大きく、追加の見直しを要望する。（法令119の3⑥）

- ・ 令和4年度税制改正において、資産調整勘定対応金額をグループ通算制度離脱時の譲渡原価に加算できる措置が制定された。一方で、組織再編元、組織再編先の双方で資産調整勘定対応金額の譲渡損を重複計上する租税回避行為を防止する趣旨で、離脱対象となる通算子法人にて非適格合併等の組織再編行為が行われた場合、資産調整勘定対応金額をゼロと見做す措置が講じられている。二重損を防止する趣旨は理解できるものの、例えば、買収後のPMIの一環で、ごく小規模の事業譲渡を行った場合であっても、文理上は資産調整勘定相当額全額が切り捨てられる事態が生じ得ると懸念している。以上を踏まえ、下記のいずれかの改正を要望。（法令119の3⑥）

①適用対象範囲の適正化

二重損防止の趣旨は理解できるものの、元々は事業の全部譲渡を想定した規定であって、組織再編規模に関わらず、一律に資産調整勘定対応金額を切り捨てる措置は過剰であるため、例えば非適格組織再編成のうち、事業の全部譲渡のように明らかな制度濫用に繋がる事態に絞って資産調整勘定対応金額を切り捨てる、それ以外の場合は資産調整勘定対応金額をそのまま維持する等、適用対象範囲を適正化する措置を講じて頂きたい。

②再編規模に応じた調整計算の実施

会社買収後、いわゆるPMIの過程で、コア事業/ノンコア事業の内容精査を行い、ノンコア事業の切り離しを検討すること自体は自然な企業行動であり、かつ、かかる切り離し策の一環として事業譲渡等を選択すること自体は、企業の稼ぐ力を向上させ、産業の高度化を図る上で必要不可欠な行為である。特に、買収後のノンコア事業の整理、統合を迅速に進める観点で、赤字、ごく小規模の事業を、事業譲渡の形で、マネジメントでなく、現場レベルの判断で実施することも想定される。このような場合、事業の全部譲渡と異なり、事業価値の大半が譲受先に移転するわけでないが、現行規定では、資産調整勘定対応金額相当額全体が消失する形となり、著しく不合理な結果となる。現行規定に鑑み、グループ通算制度適用法人においては、ノンコア事業の切り出しを適格再編（適格分割等）或いは資産譲渡の形式で実施する必要があるが、前者は事業の完全な切り離しの足枷となる点、後者は資産/事業のいずれに該当するかは、事実認定の議論であり、課税関係の安定性で問題がある。完全子会社化を断念し、グループ通算制度の利用を躊躇する会社も存在するものと思料する。

当該規定が単体法人とグループ通算法人との間で株式譲渡における税負担の不公平、ひいては競争力の格差を生じさせているため、非適格再編等を実施した場合、資産調整勘定対応金額を一律零とするのではなく、実施した非適格組織再編の規模に応じて、合理的な計算方法にて、規則的に資産調整勘定対応金額を調整する措置を講じるなどの改正を要望する。

- ・ 離脱通算子法人の投資簿価修正の計算方法を見直すことを要望する。

グループ通算制度を適用する通算法人の一部事業とその通算法人が有する通算子法人を合わせて売却する場合等において、同日に①その通算法人の売却対象事業を売却対象通算子法人に税制非適格の分社型吸収分割により移転し、②その後売却対象通算子法人の株式を譲渡する場合、法人税法施行令第119条の3第5項の投資簿価修正は通算承認の効力を失った日（譲渡日）の前日における簿価純資産価額を基礎として計算することとされていることから、上記①の非適格分社型分割により生じるその通算法人が有する売却対象通算子法人株式の投資簿価のステップアップが、上記②の譲渡に伴う投資簿価修正を通じて、譲渡日の前日、つまり非適格分社型分割の日の前日の売却対象通算子法人の簿価純資産価額に修正されると解される。この場合、上記①の非適格分社型分割による譲渡損益の発生に加え、その非適格分社型分割により売却対象通算子法人に移転された純資産が投資簿価修正に反映されないことにより生じる上記②の譲渡損益の発生という、二重課税以上の不合理な状況が生じうるので、離脱通算子法人の投資簿価修正の計算方法を見直していただきたい。（法法14④、法令119の3⑤）

- ・ 会社分割と離脱が同日の場合の投資簿価修正の計算の明確化を要望。分割と離脱が同日の場合には、分割契約等で分割より後に離脱を行うことを明記することで、投資簿価修正を分割後の金額で行うことと明記いただきたい。

条文上は「前日」と読めてしまうが、投資簿価修正と非適格分割の二重課税となってしまうため。

2) 試験研究費の税額控除等

- ・ グループ通算制度では、試験研究減税の控除限度額計算は全体で算定されることになっているが、所得増加の修正が実施された場合には、当初申告による税額控除限度額に制限されてしまっている。

修正による算出税額の増加によって税額控除額の金額も連動することが合理的であり、当初申告による税額控除限度額に限定する理由はない。また、申告納税額が減額される場合には、税額控除限度額は連動して減額されることになっており、税額控除額の変動計算は実務的にも可能となっている。単体申告やかつての連結納税制度では合理的なルールが設けられているが、グループ通算制度では不合理なルールとなっており、この不合理な状況を解消するため、算出税額の増額によって税額控除限度額も増加するよう改善すべきである。

- ・ 研究費控除の進行年度調整の導入を要望する。

2023年度申告で外国税額控除の進行年度調整を実施し、研究費控除においても進行年度調整の仕組みは適用できるのではないかと感じた。税務調査で否認を受けた際、研究費控除と外国税額控除で取り扱いが異なることは合理的ではないため、研究費控除においても進行年度調整を導入していただきたい。

- ・ グループ通算における一般試験研究費の税額控除につき、税額控除可能分配額を当初申告で記載した額とみ

なす規定の撤廃を要望。産業構造の変化やグローバル競争の激化に対応するため、事業再編を大胆かつ機動的に行い、事業ポートフォリオの組換えや経営資源の集中・最適化等の必要性が生じていることから、組織再編をより一層後押しするため。(措法42の4⑧五)

- ・ グループ通算制度における税額控除項目の全体計算への適用を要望する。

グループ通算制度移行後、個社申告をベースとする思想に変更されたことで、試験研究費または外税控除以外の税額控除は個別判定となった。しかし、グループ通算制度を適用するような会社は、連結経営を志向して数十年経過しており、連結納税制度の整備によりようやく税務も経営と平仄を合わせることとなったところ、グループ通算制度移行により後退してしまった。

単体判定により、グループ全体であれば適用できるはずが適用除外になる企業不利のケースと共に、例えば賃上げ促進税制では、大企業のグループ通算子会社であっても、制度上中堅企業扱いとなることで、この面では有利適用となる不合理も生じている。

有利不利は混在しているが、単体ごとの判定では企業グループの実態を適正に税制上反映できないと考え、税額控除項目は原則として全体計算の対象とするよう検討頂きたい。

- ・ 特定生産性向上設備投資税制、CN税制など投資減税の税額控除枠の計算をグループ通算制度単位で行っていただきたい。せっかく投資減税を入れていただいたが、親会社は研究開発費を負担し赤字基調。税額控除を受けられない。

3) 寄附金の損金算入限度額の計算

- ・ グループ通算制度における寄附金の損金算入限度額の計算はグループ全体の所得を基に行うよう改訂いただきたい。

グループ通算制度においては、寄附金の損金算入限度額の計算が単体所得をもとに実施されるため、所得のない法人は限度額が大幅に縮小されてしまう。(連結納税制度においては、全体の所得を基に配分されるため、所得のない法人でも限度額が十分に確保できた。)グループ通算制度の導入の趣旨として、税額計算や申告は各法人にて行うとしたうえで、「企業グループの一体性に着目し、課税所得金額及び法人税額の計算上、企業グループをあたかも一つの法人であるかのように捉え、損益通算等の調整を行う仕組み」とされている。同様の趣旨であった連結納税制度で確保できていた損金算入限度額がなくなるのは本来の趣旨から外れていると考えられるため改正を要望する。(法令73①一口)

4) グループ通算法人への留保金課税

- ・ 配当の基準日がその事業年度中にあり、決議日がその事業年度に係る決算の確定の日までであるものの取扱いを単体納税法人の取扱いと揃えることを要望する。

グループ通算制度における留保金課税は個別計算のため、通算グループ全体では留保金額がマイナスの場合でも個社単位では留保金額がプラスのケースがありうる。この場合、通算子法人が留保金課税の対象とならないように配当するには、決算確定時の配当では遅く、決算日前に当期の留保金額を見込んで中間配当を実施する必要がある。たとえば、初年度赤字で2年目に大きく黒字が生じた通算子法人においては、決算確定前の当期利益は配当可能利益を構成せず、(仮決算を承認しない限り)中間配当が行えないにも関わらず、決算確定時に配当可能利益の全額の期末配当を行っても留保金課税が生じてしまう。通算グループ内配当についても、期末後の決算確定時の株主総会で決定されるものを留保金額から控除するという単体納税法人と同様の取扱いにしていきたい。(法67④、法令140)

5) 減耗控除制度における所得基準額計算の見直し

- ・ 減耗控除制度の特別控除の計算の中の基準の一つの「所得基準額の計算」に関し、連結納税採用下では繰越欠損金の有無は個別会社にて判断され、単体納税会社と比しても公平な計算方法が採られていた。

しかしながら、グループ通算制度の導入に際して繰越欠損金の有無の判断が通算グループ全体での判断に変更された。これは、減耗控除制度の適用のある会社に繰越欠損金がない場合でも、連結納税グループ全体で繰越欠損金が存在する場合は当該制度が利用できないことを意味し、単体納税との公平性を著しく失うこととなる。そのため、減耗控除制度における所得基準額計算の連結納税採用下での計算維持をお願いしたい。

6) 収用控除限度額の個別会社毎の限度額設定

- ・ グループ通算制度の導入に伴い、グループ通算制度及びグループ法人税制の適用法人は、収用控除限度額がグループ全体で年間5,000万円とされる。一方でそれらの適用の無い法人は、個別会社毎に年間5,000万円の限度額が設定されている。そもそも収用・換地は、法人の意図と関わりなく生ずるものであり、これを納税方法等の違いによって控除額に違いを設けることは公平性を欠くため、収用控除限度額の個別会社毎の限度額設定をお願いしたい。

7) 税額控除規定の不適用措置判定における所得金額要件の緩和

- ・ 特定税額控除規定の不適用措置における適用除外として、いわゆる所得金額要件（所得金額が前年度比で減少していること）が設けられているが、グループ通算法人においては、通算グループ内のいずれか1社でも組織再編や通算加入・離脱が発生した事業年度は「合併等事業年度」として取り扱われ、当該年度について所得金額要件による適用除外が認められない制度となっている。

外部環境の変化により所得金額が減少する可能性は常に存在している中で、通算グループ内で加入・離脱や組織再編が発生すると即座に所得金額要件による適用除外が受けられない現行制度下では、賃上げ又は設備投資の要件を満たす必要があり、グループ通算法人にとって実務上の負担が大きく、また、制度趣旨に添わない制限が生じる可能性があると考ええる。

賃上げ促進税制や研究開発税制において設けられている組織再編等があった場合の調整計算の特例を参考に、当該不適用措置の所得金額要件にも特例措置を導入するなど、適用除外の趣旨に沿った形で、通算法人の特性に配慮した制度の見直しをご検討いただきたい。（措法42の13⑤）

8) 通算法人間デリバティブ取引のみなし決済損益額の調整

- ・ 法人税法施行令120条3項にて、通算法人間のデリバティブ取引に係るのみなし決済損益額に相当する金額がないものとする規定があるが、のみなし決済損益額が一方の通算法人においてのみ認識され、他方の通算法人においては認識されない場合には、当該のみなし決済損益額に対する税務調整は不要である旨が明確化されることを要望する。

現状は、同条項各号において税務調整が不要な場合が限定列挙されているが、これと同趣旨の対応を包括的に認める内容に変更していただきたい。特に、下記のような場合に税務調整が不要であることを想定。

複合金融商品の取引において、当該商品に組み込まれるデリバティブについて相手方が一体処理を採用している場合

通算法人間のデリバティブ取引に係るのみなし決済損益額は、本来であれば通算法人全体として相殺されるべきものであるところ、XVA導入等を背景に両者が認識するのみなし決済損益額には乖離が生じることから、税務上両者ののみなし決済損益額がないものとされることが立法趣旨と解する。そのため繰延ヘッジ処理のように一方のみがのみなし決済損益額を認識する場合には、立法趣旨の前提と合致せず除外規定が設けられている（法令120③ニ）。

本件要望の場合も同様に立法趣旨の前提と合致しないことから、除外規定に含まれるものと考え、法令等にて明確化されることを要望する。本件に関しては、税務調査における不要な議論を削減する意味でも、経験的な見地から強く要望するものである。

9) 離脱時の益金・損金算入額の算定方法の見直し

- ・ グループ通算制度からの離脱に伴って発生する時価評価について、離脱子法人におけるのみなし事業年度にて生じた損失を損益通算の対象とすることを要望する。

離脱時時価評価は、含み損を有する資産を保有する子法人に関して、株式譲渡と資産処分を組み合わせることによる損失を重複計上するという租税回避行為を防止する観点で導入されている。その意義を理解できる一方で、当該損失が本来はグループ内の損益通算の対象となるべきところ、子法人ののみなし事業年度の損失として扱われるため、損益通算の機会を逸する措置となっている。したがって、離脱子法人ののみなし事業年度の所得／損失を損益通算の対象とすることを要望する。（法64の13①）

(5) グループ通算制度からの離脱

みなし離脱日の創設

- ・ 通算グループを離脱する際の離脱日について「みなし離脱日」を設けることを要望する。特に通算グループ外に通算子法人株式を譲渡する場合に、離脱日時点の財務諸表を作成することの事務負担が大きいと、加入時と同様に、離脱日を月次決算期間又は会計年度の末日（例えば完全支配関係が消滅した日の直前の月次決算期間又は会計年度の末日）とする「みなし離脱日」を設ける事を要望する。（法法14④）

(6) グループ通算法人への調査等

- ・ グループ通算制度を適用している場合の修正については、遮断措置が設けられているが、進行年度における調整も必要となっている。この処理は、連結納税制度における修正時の事務負担に比べて複雑で事務負担が増加する結果となっているため、連結納税制度と同じように修正の対象年度にて処理する制度に改善いただきたい。
- ・ グループ通算制度を適用しているグループは、グループ全体での計算が必要であるため、親会社がグループ全体を統括し、税務ガバナンスをきかせるべき状況にあるため、税務調査はグループ単位で実施するべきである。

(7) その他

1) 納税証明書の発行

- ・ 納税主体が子法人であるグループ通算制度において、1社でも未納税額のある法人があるとグループ全体で納税証明書が取得できなくなる状況を見直すべく、他の通算法人の利子税納付状況にかかわらず、各法人における自社固有分の未納税額がないことの証明書が発行できるようにすることを要望する。（通則法123）
- ・ 納税証明書発行時の「未納の税額がないこと」を個社ごとに判定していただきたい。実務上、法人税・地方法人税にかかわらず、あらゆる税目・延滞税等の未納期間がある際に、他のグループ通算法人で未納の税額がないことの発行がされないケースがあった。連帯納付義務を負う法人税・地方法人税・それに係る附帯税以外については、個社ごとの「未納の税額がないこと」の判定をお願いしたい。
- ・ 別のグループ通算法人であった会社と当社のグループ通算法人が合併した際の納税証明書発行時の「未納の税額がないこと」を別のグループ法人内のみで判定していただきたい。実務上、別のグループ通算法人であった会社を被合併法人として合併した際に、別のグループ通算法人（被合併法人でない法人）の未納により、当社グループ通算法人である合併法人で「未納の税額がないこと」の納税証明書が発行されなかった。このような取り扱いとなる旨を国税庁HP等に明記いただくとともに、合併法人以外の当社グループ通算法人においては「未納の税額がないこと」の納税証明書が発行されるよう実務運用をお願いしたい。
- ・ 連帯納付義務の緩和を要望する。グループ通算制度の連帯納付義務により、グループ内の法人に未納税額がある場合には、通算法人全社において納税証明書（その3）の発行が不可となっている。

納税証明書は工事の入札等の際に必要な書類であり、他の通算法人の納付状況の影響でタイムリーな取得ができない状況が生じている。

納付済であるものの手続きの状況により未納扱いとなっているようなケースも多く、特に申請先税務署の管轄外の未納税額であるような場合には、対象法人・未納税額の確認、納付済書類の確認など、当局側においても事務処理の増加につながっているものと思慮する。

上記状況に鑑み、自社において未納税額がない場合には納付税証明書の発行を可能にするよう、運用の緩和を要望する。（法法152、通則法123、通則令41）

2) 親法人からのダイレクト納付

- ・ a) グループ通算制度において、親法人からのダイレクト納付を行う場合、旧連結納税制度同様に、親法人にて一括で納付及び還付を行うこと。それが困難である場合は、親法人からダイレクト納付を行う場合、各通算子法人に係る還付金については親法人にてシステム上で確認できるような仕組みを整備することを要望。中間納付については、親法人にて一括で納付を行った場合も、還付が生じた場合、各通算法人に還付されるため、親法人と各通算子法人間で精算の手間が生じており、納付した法人に還付されるよう見直しを要望する。
- b) 通算親法人がダイレクト納付を用いて通算子法人の税額を代理納付する場合、当年度加入法人、及び当年度末は通算子法人であったが翌事業年度における納付時までには清算により離脱済の法人については、ダイレクト納付を利用できないため、全ての通算法人について利用できるよう、システムを整備することを要望。ダイレクト納付を利用できる法人とそうでない法人とで納付方法を分けなければならず、実務負担が生じているため見直しを要望する。(法79)

3 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等

1) 会社分割

- ・ 組織再編成において、同日に事業財産（資産及び負債）の全部又は一部を事業上の理由により移転できず、段階的に移転する場合も一連の再編成で同一年度内に「主要な資産及び負債が当該分割承継法人に移転していること」としてみなすことを認めていただきたい。(法212の十一ロ(1)、法4の3⑧三)

2) 先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要がある。このとき規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。(法4の3⑧)

3) 組織再編税制における支配関係及び適格株式交換等の判定

- ・ 支配関係等の判定は、発行済株式総数に基づき行われているが、会社法における種類株式の導入以降、株数と議決権・配当受益権等の権利の持分割合は必ずしも連動せず、実態に即していない面があり、整理されることが望ましい。組織再編税制における支配関係の判定及び適格株式交換等の規定における「2/3」の判定につき、発行済株式総数のみによる判定を見直すことを要望する。(法22の七の五)

4) 海外支店が絡んだ組織再編税制の見直し

- ・ 海外支店における組織再編を念頭に置いた再編税制見直しを行うことを要望する。具体的には、海外支店の現物出資により本支店勘定を債権として取得しても、適格現物出資の「株式のみ交付要件」に抵触しないよう改正することを要望する。銀行は現地規制により、支店を現地法人化するよう求められるケースがある。他方、再編税制は海外支店再編を考慮していないため、再編によって内部取引が譲渡対価とみなされ、適格再編の対価要件を満たさないケースがある。実態上グループ内再編といえる場合には、再編税制の趣旨に従って、課税繰延措置を設けるべき。(法22の十四、62の4)

5) スピンオフ税制

- ・ 税制適格となるスピンオフの範囲について、他の者による支配関係がある場合についても対象とすることを要望する。

「他の者による支配関係」がある場合、税制適格のスピンオフの要件を満たさないため、税制適格のスピンオフを利用できない。しかし、他の者による支配関係がある法人においても、事業ポートフォリオの最適化やいわゆるコングロマリットディスカウントの解消により、(構造改革等のための)資金調達を容易にすること

等を意図したスピノフの要望は少なくない。スピノフ税制を導入した趣旨に鑑みれば、グループ内再編としての課税繰延要件を求めず、適用範囲を拡大することが望まれる。(法法2十二の十一、十二の十五の三、法令4の3⑨⑩)

- ・ 令和8年度税制改正において恒久化されたパーシャルスピノフ税制(措法68条の2)について、大企業等からの新規事業スピノアウト・分社化を一層促進するため、適用要件を抜本的に緩和すること。現行の親会社残存持分要件(20%未満)を緩和、親会社が一定の持分(例:30~60%等)を維持したまま外部資本(VC等)を導入する場合の課税繰延を認めるとともに、対象手法の拡大(分割型分割等への適用)や事業再編計画の認定手続きの簡素化を要望する。

令和8年度税制改正により、パーシャルスピノフ税制の適用期限の定めが撤廃され恒久措置とされたことは、企業による持続的な事業ポートフォリオ見直しにおいて極めて意義深い。しかしながら、現行制度では親会社の持分が「20%未満」に強く制限されている上、対象が株式分配に限定されており、さらに産業競争力強化法に基づく厳しい計画認定要件が課されているため、実務上の利用ハードルは依然として高い。社内発の新規事業を機動的に育成する現場では、親会社が資金・ブランド・ノウハウ等の支援を行うべく一定の持分(重要持分)を残しつつ、外部資本や専門人材を取り入れる「子会社型スピノアウト」が最も実効的である。恒久化された本制度の実効性を高めるため、持分制限の緩和や事業部門からの直接分社化への適用拡大を行うことが、日本企業のイノベーション創出を強力に後押しするために不可欠である。

(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備

1) 非適格合併時の青色欠損金

- ・ 非適格合併の場合の被合併法人の最終事業年度における青色欠損金の利用制限を外して頂きたい。

非適格合併の場合、被合併法人の有する資産・負債の含み損益は課税対象となり、青色欠損金を合併法人に引き継ぐことは認められない。この時、資産・負債の含み益を含む被合併法人の最終事業年度の課税所得計算では、青色欠損金を十分に有する場合であっても、その使用は単年度所得の一定割合に制限されている。資産・負債は時価評価され、青色欠損金の引き継ぎを認めないことは、被合併法人の税務属性を合併法人に引き継がないことを意味し、法人のライフサイクルの最期となるため、非適格合併の場合の被合併法人の最終事業年度については、青色欠損金の利用制限を課さないことが合理的であると考えられる。(法法57)

(3) その他

海外で行われた法人の国籍変更

- ・ 海外で行われた法人の国籍変更について、本邦法人税法上、会社法に規定する組織変更と同様の取扱いとすることを要望。

日本の多国籍企業が国際競争力を強めるためには、機動的な組織変更・組織再編は、国内に留まらず国外でも重要であり、様々な取引形態を加味しながら可能なものについては法人税法上の取扱いについて明確な法令・通達・ガイダンス等を納税者に示すことは重要と考える。たとえば、国外における国を越える本店地の移動が両国間の会社法で具備されており、法人格の解散・清算手続を踏むことなく同一の法人格として本店地の移動が可能な場合には、日本の法人税法上、会社法に規定する組織変更と同様の取扱いにしていきたい。

4 租税特別措置法(法人税関連)

(1) 研究開発税制等

1) 研究開発投資促進税制等の拡充等

- ・ 研究開発税制を維持しつつ、以下の視点から拡充・見直しを講じるべきであると要望する。(措法42の4)

①租税特別措置ではなく、本則としての税制措置とすること

研究開発という中長期的な投資に対して、予見可能な税制とすることで、研究開発投資の促進に寄与すると

考える。

- ②グループ通算制度において増額修正が生じた場合の試験研究費税額控除上限引上げを認めること

減額修正が生じた場合には、グループ通算法人全体で試験研究費税額控除上限引下げがなされることと平仄をとることが公平性の観点から必要であると考え。

- ③税制適用の裾野の拡大（自然科学及び工学と密に連携した人文社会科学に係る活動についても試験研究費の範囲に含めること等）

多岐に渡る分野の知識や情報が試験研究に活用されている実態を踏まえ、一定の人文社会科学は試験研究の範囲に含めるのが適切であると考え。

- ・我が国企業の国際競争力の維持・向上には継続的な研究開発投資が必須であり、研究開発を行う企業のインセンティブを高めるためにも一般型に係る税額控除限度額（25%）の拡充を要望する。（措法42の4）
- ・試験研究費税額控除制度の一般型の税額控除率の現状維持を要望する。控除率にメリハリをつけることにより研究開発費の増加を促す意図は理解できるが、市況や事業戦略により研究開発費の変動は発生するため、研究開発に対するインセンティブを維持するためにも、税額控除率については現状維持を要望する。（措法42の4、措令27の4）
- ・我が国が、技術立国を目指し、中長期的な持続的経済成長を実現するためには、民間企業の研究開発を推進することが不可欠であり、本税制の果たす役割は極めて大きい。長期安定的に行われる研究開発をサポートする観点から総額型の堅持をお願いしたい。
- ・研究開発費用の増加に対しインセンティブを与えるため、令和10（2028）年度末までとされている上乗せ措置を維持・拡大していただきたい。
- ・研究開発は企業の業績により増減はするものの中長期的な視点も持って実施していることから、毎年相当程度の研究開発費の支出があるが、業績の悪化した事業年度においては控除限度額が減少し、多額の控除限度超過額が発生することがある。令和8年度税制改正に拡充された「戦略技術領域型」の研究開発費は3年間の繰越措置が復活した。中長期的な研究開発の促進のためにも、一般の研究開発費においても繰越税額控除の復活をお願いしたい。
- ・税額控除制度に税額控除枠の一定期間にわたる繰越しを認めることを要望する。

試験研究費は、一般的なビジネス費用と異なりリスクを伴う支出であり、かつ、試験研究が成功した場合においてもその効果がビジネス利益として実現するまでに時間を要する支出である。この税額控除制度の趣旨の真意が、現在の法人の状況に関わらず、未来への成長に向けた攻めの経営を促すことであるならば、制度設計において控除上限額を単年度の法人税額の一定割合とするのではなく、税額控除可能額の一定期間にわたる繰越しを認めるべきである。（措法42の4）

- ・平成27年度税制改正で廃止された繰越控除制度を復活し、5年間繰越可能とすること。他の先進国でも長期間の繰越制度が設けられており、イコールフットリングからも復活を求めるべき。（措法42の4、措令27の4）
- ・研究開発税制における「試験研究」の定義について、サービス・ビジネスモデル・コンテンツ開発等の無形資産投資に対する適用要件（「対価を得て提供する新サービス」要件やデータ自動収集要件等）を緩和すること。あわせて、事前判定手続の簡素化および具体的な実務ガイドラインの明確化を要望する。

現行の制度運用においては、試験研究の定義が「自然科学に関する研究開発」とされていることに加え、サービス開発における適用要件（対価要件等）や研究開発の5要件（新規性・創造性・再現可能性等）の解釈において、日常的なシステム保守・機能改善との境界線が曖昧であるとの指摘がなされている。経済産業省のガイドライン等においても予見可能性の向上が図られているものの、デジタルサービス、データ活用ビジネス、コンテンツ・メディア開発等の領域においては、税務上の判断基準が不明確であることから追徴リスク等を懸念し、企業側が制度の適用を躊躇（自粛）する要因となっている。無形資産・サービス主導型経済への移行を加速させるため、「自然科学」解釈の柔軟化・実態に即した要件緩和、およびサービス・コンテンツ改善領域における具体的かつ客観的なガイドラインの明示が必要である。

- ・修正があった場合の試験研究費税額控除の進行年度調整における「進行事業年度」の明確化を要望する。

試験研究費の税額控除の進行年度調整について、条文上は、「当該内国法人の当該各対象事業年度の所得に対する調整前法人税額から」進期調整額を控除することとされている。この当該各対象事業年度（いわゆる進期年度）がいずれの年度を指すか明確化していただきたい。

なお、外国税額控除にも進行年度調整の規定が存在するが、法基通16-3-51(1)および法基通16-3-51(1)注書きによって、進行年度調整を反映する年度が選択できる旨示されている。試験研究費の税額控除の進行年度調整についても、進行事業年度とは具体的にどの年度を指すのか明確にする必要がある趣旨は同じであると考えするため、同趣旨の手当を希望する。(措法42の4⑭)

- ・ 業績悪化時も試験研究を積極的に実施できるように、所得が発生しない場合でも控除を受けられる仕組みを検討いただきたい。また、継続的に高水準で研究開発を実施している企業の恩恵享受できる制度としていただきたいため、控除上限の拡充を要望する。比較試験研究費の算定簡素化も、税制改正等により金額修正が発生した場合、過去3年に遡る必要があり、実務上の負荷が高いため、過去3年平均との比較ではなく、過去1年との比較にいただきたい。(措規20)
- ・ 新たな対象取引を試験研究費に加える場合、比較試験研究費を当年度試験研究費と同額とみなす選択適用を要望する。

比較試験研究費は、適用事業年度開始日前3年間に開始した各事業年度の試験研究費の平均額として算定することとされているため、当年度に新たに試験研究費対象取引を発見した場合であっても、過去3年分について遡及的に同様の判定を行い、比較試験研究費を再集計する必要がある。技術部門への確認や証憑確認など、事務負担が極めて大きいため、比較試験研究費算出の簡略化を要望する。(措法42の⑤五)

- ・ カーボンニュートラルの実現のためには、今までとは次元が全く異なる、非連続的で革新的な技術が必要である。そのため、鉄鋼各社は、製鉄プロセスの抜本的な脱炭素化に向け、水素還元製鉄法を含む様々な研究開発を進め、実装技術の確立に向けた取り組みを加速している。世界の鉄鋼メーカーとの技術開発競争が益々激化する中、脱炭素技術開発分野において日本が世界のトップランナーを維持し、世界に先駆けて脱炭素化を実現し、国際市場における先駆的な地位を確立するためには、このような企業努力を後押しするような研究開発促進税制の一層の拡充が重要となっている。

令和8年度税制改正では、一般型について、増加インセンティブ強化等の観点から、税額控除率等の見直しが行われるとともに、AI・量子・バイオ等の国家戦略上重要な技術分野への研究開発を促進する観点から、戦略技術領域型が創設された。一方、2050年カーボンニュートラルの実現についても国家戦略として掲げられていることを踏まえれば、脱炭素化に資するGX関連技術についても戦略技術領域型に追加すべきである。また、税額控除限度超過額に係る繰越制度については、戦略技術領域型に限定するのではなく、一般型にも拡充するとともに、税額控除率や控除上限についても国際的に劣後しないよう、これらの水準については引き続き検討する必要がある。

2) 特別試験研究に係る税額控除制度の改善

- ・ 大学・企業双方の実務簡素化の観点から、特別試験研究費控除の控除額を会社からの支出ベースとしていただきたい(大学での使用額の確認は不要としていただきたい)。

大学に対して一定の成果を求めて共同開発をしており、大学にて予算を使い切らず成果物を完成させることもあるが、予算使用有無にかかわらず、会社としては成果物に対しての支払いをしている。大学・企業双方での確認のための作業量が増え、当税額控除適用の妨げになっていると考える。また、大学ごとに費用算出方法が異なり(消費税込み／抜き、繰越分含む／含まず、間接経費含む／含まず、等)、特別試験研究費控除金額算出に個別対応が必要となり負荷が高い。(措規20)

- ・ 実施場所や使用する設備の明細、直接従事する研究者氏名等、直接税額に影響しない項目について、契約書への記載要件を廃止・簡素化を要望する。

契約相手方の事務的負担(制度を知らない、ひな形がない等)を理由に制度の適用を拒絶されるケースが多い。また、記載要件の一部は、研究開始前の段階で特定できない事項も含まれおり、研究特定という目的に合致していない。(措規20)

- ・ OI型については、適用要件を満たすための契約書整備や費用確認等に係る事務負担が大きく、税額控除によるメリットに比べて費用対効果が見合わないケースがあり、税額控除の適用手続が税制活用のハードルとなっている。

また、高度研究人材については、対象となる研究人材を採用し、税額控除の対象となる費用が発生している場合であっても、学歴情報の管理体制が整備されていないこと(例えば、学歴管理のためのシステム整備が別

途必要となること)などを理由として要件を満たせないケースがあり、税額控除の適用による効果に比して、これらの体制整備に要する事務負担が大きい。また、提出書類に研究内容の詳細な記載が求められるが、一方で、企業においては秘匿性の高い研究が多く、研究内容の開示が困難であることも活用のハードルとなっている。

このような状況を踏まえ、特別試験研究費税額控除については、より多くの企業が制度を活用できるよう、各適用要件のさらなる緩和を要望する。(措法42の4の2、措令27の5)

3) CN投資促進税制・戦略分野国内生産促進税制

- ・ CN税制、地域未来投資税制等、設備投資に関する優遇税制について、優遇恩典は投資回収期間(例えば投資後5年程度)繰り越せる措置を講ずることを期待したい。

CN税制、地域未来投資税制等、設備投資に関する優遇税制について、租税特別措置法の適用期限設定の関係から、制度が2年単位で措置されているが、企業の設備投資意思決定期間は大型投資であるほど長くなる傾向がある。

意思決定から事業供用まで2年超をかけて行われる投資事例も多くあり、税制の適用可否が不安定な中で進められている投資が多くあるのではないかと考えられる。時流により国として投資の方向を誘導する趣旨は理解できるが、誘致、誘導を安定化させるためにはもう少し長い期間で制度設定するのが趣旨に叶うはずである。

また、優遇税制の一角として設けられている税額控除であるが、設備投資直後は償却負担により所得が発生しづらい状況にあり、恩恵を十分に受けることが出来ない企業も一定数あると認識している。設備投資の回収期間は1年であることは稀であるところ、投資年度にしか優遇恩典が利用できない制度設計となっている現状では利用に限界があると思慮するところである。優遇恩典は投資回収期間(例えば投資後5年程度)繰り越せる措置を講ずることを期待したい。

- ・ CN投資減税の経産省への手続きの簡素化を要望する。経産省への手続きが非常に複雑で、時間を要する。例えば投資が9月に行われる場合は、7月くらいには申請を行わなければならない、6月末には準備を終えなければならない。タイミングとして法人税申告業務と重なり、投資減税の準備が出来なく、やむなく適用を諦めるということが続いている。(措法42の12の6、42の13、産競法21の20②二、21の23、措令27の12の6、措規20の10の2)
- ・ カーボンニュートラルの実現に向けたGX投資は、多額の資金と長期の準備期間を要するものであり、その取組は2030年、更にはその先を見据えて継続的に推進していく必要がある。戦略分野国内生産促進税制は、こうした長期にわたる国内投資を支える重要な制度であり、企業が予見可能性を持って長期投資に取り組めるよう、戦略分野国内生産促進税制について制度の拡充・延長を行うべきである。
- ・ 戦略分野国内生産促進税制が適用できる対象物資は極めて限定的となっている。対象物資の生産に必要な専用部材や専用消耗品等の生産についても初期投資が高額となるため、革新性の高い製品の市場創出加速化に向けて、現在の対象物資の生産に関連する専用部材や専用消耗品等の生産設備についても促進税制の対象とすることを要望する。(措法42の12の7)

4) 特定生産性向上設備等投資促進税制

- ・ 政府が主導する海底ケーブルや環境トレーサビリティ構築などの特定領域については、投資利益基準の軽減等メリハリをつける見直しを要望する。令和8年度改正により創設された特定生産性向上設備等投資促進税制については、年平均投資利益率15%以上を見込める高収益型の設備投資案件を対象とした優遇税制であるが、経済安保や環境対策などの政府としての重点取組分野は企業にとって必ずしも高収益案件とは限らず、その投資インセンティブは働くものではないため。(措法42の12の7)

5) 地域未来投資促進税制

- ・ 減価償却資産の取得予定価格の判定を申請会社単体での判定を要望。連結会社の場合は、連結会社全体の前事業年度の減価償却費の25%以上を超える必要があるが、連結会社内で規模の小さい会社の適用が厳しくなるため。判定基準はあくまでも申請会社単体で判断してほしい。(地域未来法25・告示第1項第4号ロ)

6) 賃上げ促進税制

- ・ 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の適用期限延長を要望。中小企業が優秀な人材を確保し、生産性の向上や将来の成長につなげていくためには、赤字や黒字が十分でないなど足元の業況が厳しい中でも賃上げを行うインセンティブを高める必要がある。(措法42の12の5、措令27の12の5、措規20の10)

7) オープンイノベーション促進税制

- ・ オープンイノベーション促進税制の拡充を下記の通り要望する。
 - ① 現行のオープンイノベーション促進税制におけるスタートアップ企業の要件として、「特定事業活動に資する事業を行い」と定められており、直接の出資先が純粋持株会社で事業活動を行っていない場合は適用対象外と判断される。資金などの経営資源は実際の事業活動を行っている事業会社において活用され、特定事業活動に資するものであることから、連結ベースで見れば要件を充足していると考えられる。したがって、所得控除の対象とする「特定株式」の範囲に「新事業開拓事業者と完全支配関係にある親法人の株式」を含めることで、より幅広いスタートアップ企業への出資が促進され、本税制の活用が進むと考える。
 - ② M&A型においては、スタートアップ企業が配当を行った場合や成長要件の達成状況により益金算入を行う必要があり、こうした条件を緩和することで買収価額の検討時にも税メリットを織り込みやすく、M&A促進につながると考える。(措法66の13①など)
- ・ 出資額の25%の所得控除を受ける際、通算法人の場合、適用法人の「通算後所得」から更に「通算繰越欠損金の当期控除未済額」を差引いて「所得基準」とされている点について、通算後の所得そのものを所得基準とするよう改正いただけないか。あるいは該当金額の次年度以降への繰越制度が設けられないか。

本制度はスタートアップ等への投資を促進することを目的とする政策税制であるにもかかわらず、所得控除の活用可能額が通算グループ全体の通算繰越欠損金の状況により大きく左右されるため、投資実行時点における税制メリットの予見可能性が低いという課題がある。企業は投資判断を行う時点では将来の通算所得や通算繰越欠損金控除未済額を確定的に把握できず、結果として制度の利用可否や利用可能額を見通しにくい。このような状況は、オープンイノベーション投資を後押しするという制度本来の政策目的の達成を阻害する要因となり得る。したがって、所得基準については通算後所得そのものを用いることとするか、又は当期に利用できなかった所得控除額を次年度以降に繰り越せる仕組みを設けることにより、投資時点における制度活用の予見可能性を高めることが望ましい。なお、研究費控除等で通算全体の数値によっている他制度はあるが、欠損金未済額まで影響する事例は他には見られない。欠損金控除の制限（当期通算所得の50%）を設けて当期課税する（それゆえ控除未済額も生じる）一方で所得控除の恩典に更に控除未済額による制限を設けるのは、欠損金利用に二重の制限を設ける考え方で理に合わないと考えられる。(措法66の13、措令39の24の2、法57)
- ・ オープンイノベーション税制につき、下記の改正を要望する。(措法66の13、措令39の24の2、措規22の13)

新規出資型の所得控除上限額の見直し

【現行】一案件50億円（25%控除）

【見直し】一案件100億円（25%控除）

所得控除額の上限が設定されることで、企業からの資金拠出に制限がかかる可能性があり、イノベーションを促進するための資金獲得の阻害要因となる可能性があるため。

グループ通算全体での税控除方式への見直し

【現行】個社の法人税額をベースに税額控除限度額を設定

【見直し】グループ通算全体の所得控除

グループ経営を前提とした役割分担により、本質的にはスタートアップ企業とのコラボを目的としている出資にもかかわらず、出資会社と事業を推進する会社が一致せず、所得発生が見込みづらい持株会社が出資するケースがあるため。

- ・ 手続きの一層の簡素化に向けた見直しを行うべきである。税制改正により、認定された大学等に支払われる共同研究費用の第三者確認は不要となったものの、当該共同研究にかかる自社研究費については第三者確認が必要となっているため、当該自社研究費に関する第三者確認も不要とすることを要望する。オープンイノベーション促進のためには、より簡素な手続きが必要と考える。

8) イノベーションボックス税制

- ・ 自己創出割合の計算に必要な対象知的財産に係る「研究開発費」と「適格研究開発費」の集計方法につき、事務負担の簡素化を図る目的から、現在の簡便な集計方法である経過措置を経過措置ではなく、通常措置とすることを検討すべきである。令和6年度税制改正で創設されたイノベーションボックス税制については、令和7年4月1日の施行に合わせ、ガイドラインが策定されたが、経過措置が終了した後の自己創出割合の計算は、非常に事務負担が大きいところを踏まえた要望である。
- ・ 現在の制度では対象範囲が限定的であり、制度拡充をお願いしたい。ライセンス料、譲渡所得に加え、ソフトウェア等の知財が組み込まれた製品・サービス（Embedded IP）からの収益も対象に含めてもらいたい。（措法59の3）
- ・ 適用範囲の見直しを下記の通り要望する。（令和7年経済産業省令第18号）
対象所得の見直し。

【現行】特許権・AI関連プログラム等のライセンス収入

【見直し】AI等を活用したサービス収入（グループ会社を通じたものも対象とする）

サービス提供収入を対象とすることで、AI等のより一層の利用促進が見込める。なお、同一企業グループ内で研究活動と事業を異なる会社で実施する場合においても、本税の趣旨に沿うものであるため対象となるよう配慮をいただきたい。

9) 特定税額控除規定の不適用措置

- ・ ムチ税制の緩和を求める。具体的には継続雇用者要件はPLの人件費で比較するなどの簡素化を求める。継続雇用者比較は人事部門が数値の作成に多大なる負担をかけて作成している。（措法42の13、措令27の13、措法42の12の5⑤、措令27の12の5）
- ・ 大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備投資促進税制）の租税特別措置の不適用措置の見直しを要望する。
現在の条件では、当期の所得が前期の所得を上回る場合に、以下の2点を満たす必要がある。
 - ①継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合 $\geq 2\%$
 - ②国内設備投資 $>$ 当期償却総額 $\times 40\%$こちらをいずれか片方を満たせばいいという形に軽減頂きたい。
- ・ 特定税額控除規定の不適用措置の内容の見直しを要望。特定税額控除を受けようとする事業年度に要件を充足することは、企業の賃上げ政策や設備投資計画は事業環境の影響を大きく受けることから、必ずしも容易ではない。特に賃上げ要件の給与等支給額に含まれる賞与については、業績の影響を大きく受けるが、前年度の業績に対し翌年度に支払われるため、所得増加の事業年度と連動せず、業績改善に対し賞与を増加しても本税制の適用のタイミングのズレが生じる可能性もあるため、補正ルールを設ける等、適用要件の緩和を要望する。（措法42の13）

10) 脱炭素電源・系統投資の促進に資する税制措置の新設

- ・ 脱炭素電源・系統投資の促進に資する税制措置（特別償却・税額控除）の創設を要望する。

DXやGXの進展に伴い、電力需要の増加が見込まれる中、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、データセンターや半導体といった将来の成長産業を支える脱炭素電源の拡大や系統整備の重要性が強調されるとともに、これらが十分に進まない場合に、日本が経済成長の機会を逸することへの強い懸念が示されている。こうした懸念を払拭し、電力の安定供給と2050年カーボンニュートラルを同時に実現するためには、脱炭素電源の拡大と系統整備を一体的かつ着実に推進していくことが不可欠。

しかし、これらの取り組みには巨額の投資資金が必要であり、投資回収に長期を要する中、電力を巡る事業環境は目まぐるしく変化し、投資回収の見通しが一層困難になっていること等から、事業者が長期的かつ大規模な投資を継続していくことは容易ではない。

このため、原子力や再生可能エネルギー等の脱炭素電源（LNG、CCS等の脱炭素技術を活用した火力発電や蓄電池を含む）及びデータセンター等の局地的な大規模需要等に対応する系統整備に係る設備投資に対し、特別償却や税額控除といった税制措置が必要。

11) 新たな設備投資減税の創設

- ・ 現状において租税特別措置法により認められている税額控除制度は、研究開発税制、CN投資促進税制、戦略分野国内生産促進税制など、ハードウェア産業における投資を促進する目的に特化されており、業種間の公平性の観点で疑問がないとはいえない。ハードウェア産業以外の分野に関わる企業にも適用可能性のある税額控除制度の整備を要望する。
- ・ アニメ・スポーツ・エンタメ等の知的財産（IP）の獲得・製作支援・国際展開を促進するため、IP投資に対する税額控除等の減税措置を創設すること。あわせて、イノベーションボックス税制の対象資産について、現行の特許権やAIプログラム等に加え、「著作権等のコンテンツIP」を広く追加することを要望する。
アニメ製作委員会やスポーツIP等への投資は長期的かつ高リスクな構造を有しており、民間企業による投資リスクを軽減する直接的な税制支援が不可欠である。また、令和7年施行のイノベーションボックス税制は対象が「特許権」等に限定されており、日本の強みであるコンテンツIP（著作権）やブランドが除外されている。欧州諸国のIP Box制度を参考に「著作権」を対象に含めることで、政府が推進するCool Japan戦略およびコンテンツ産業の輸出・基幹産業化に直接寄与する税制環境の構築が求められる。
- ・ 「コンテンツ」は戦略17分野の一つにも掲げられている一方、その投資促進に関わる税制上の支援措置が存在しない。コンテンツの製作からその公開、利用に係る幅広い投資の促進のため、コンテンツ製作に関する取得価額や興行に関わる施設・設備等の取得価額に対して、損金経理を要件としない即時償却制度の整備を要望する。

(2) 交際費等の損金不算入制度の見直し

- ・ 交際費等は、経済活動の潤滑油としての役割を有しており、企業活動が継続する限り必要なものである。従って、企業規模及び金額に関係なく、業務上の経費として損金算入を認めていただきたい。（措法61の4）
- ・ 中小企業者等の交際費損金算入の特例の適用期限延長を要望。ガス事業においては中小企業者が多く、大企業と比べて販売促進手段が限られており、交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であることから、延長を要望する。（措法61の4）
- ・ 適格請求書等保存方式における交際費の損金算入要件について、免税事業者への支払いに係る接待交際費の10,000円判定基準の緩和措置を講じること。
- ・ 交際費に係る控除対象外消費税の損金算入を認めて欲しい。控除対象外消費税は回避しきれなかった二重課税部分であり、法人税法上、損金算入することで二重課税の軽減がなされている。にもかかわらず、その交際費に係る控除対象外消費税を損金不算入とするのは、二重課税に対し何ら回避の措置が図られず、課税の公平に反している。

(3) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等

- ・ 取得資産の使用開始までの期間要件の緩和を要望する。

【現行】代替え資産取得後1年以内に事業供用すること

【見直し】上記期間を3年程度に延長

不動産取引においては、古屋付での譲渡が頻繁に行われているところではあるが、堅牢な建物の解体工事には時間も要することや人や資材の不足による建設着工に時間を要することから、実態を踏まえた見直しが必要であると考ええる。（措法65の7、措令39の7、措規22の7、地域再生法、令5改正法附則46）

(4) 特定目的会社・投資法人・投資信託に係る課税の特例

1) 投資信託・投資法人にかかる税制上の取扱い

- ・ 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うことを要望する。

任意積立金のうち、圧縮積立金および買換特例圧縮積立金を計上している投資法人は、当該積立金を全額取

崩さなければ、利益超過分配による二重課税の解消手段を行使することができない。このため、圧縮積立金および買換特例圧縮積立金を取り崩すことなく、税会不一致による二重課税解消手段を行使できるような制度改正（「一時差異等調整引当額」として、税法上配当と取扱われる範囲までは、圧縮積立金および買換特例圧縮積立金を取崩さずに利益超過分配を可能とする措置）を要望する。

- ・ 上場インフラファンドの導管性要件の例外取扱いが規定されている租税特別措置法施行令第39条の32の3においては、上場要件及び貸貸要件を満たす者が、2031年3月31日までの期間に再生可能エネルギー発電設備を取得した場合には、その取得の日からその取得をした特例特定資産を貸付けの用に供した日以後20年を経過した日までの間に終了する各事業年度においては導管性要件を充足するものとされている。

脱炭素社会実現に向けて、洋上風力発電等の大型再生可能エネルギー設備の整備は必須である一方、設備取得の期限が存在することは、長期的な投資を見据える事業者の参入や追加投資の阻害要因となっているため、当該期限の撤廃を要望する。

また、導管性の付与期間が20年間とされているため、中長期の事業計画を必要とする風力等の開発や、導管性の適用継続を前提とした長期安定的な運用を見据えた設備の取得・再投資が困難となっていることから、当該期間の恒久化又は延長を要望する。

さらに、現行の貸貸要件の存在により、設備取得時にスキーム変更を要し、大規模案件への共同投資や既設設備の取得が阻害されているため、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における貸貸要件を不要とすることを要望する。

加えて、ペイスルー課税特例の対象資産は再生可能エネルギー発電設備に限定されているが、電力の安定供給等に資する系統用蓄電池への社会的ニーズ及び投資ニーズが高まっていることから、対象資産に系統用蓄電池を含めることを要望するとともに、再生可能エネルギーの最大限導入及び長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドに係るペイスルー課税特例の抜本的な制度改善及び恒久化等を要望する。

- ・ 非上場企業に対する成長資金の円滑な供給を実施していく上で非上場株式への投資を行う投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託についても、上場株式等と同様の取扱いとすることを要望する。

また、法人税法上、投資信託法に定める「証券投資信託（主として金商法第一項有価証券に投資を行うもの）」に該当しない私募投資信託については「法人課税信託」として取り扱われるため、信託段階と受益者段階で二重に課税が発生することとなる。一般的に非上場株式等への投資は匿名組合や投資事業有限責任組合等のファンドを通じて行われるが、こうしたファンドへ投資を行う私募投資信託については上述のように「法人課税信託」として取り扱われてしまう。匿名組合等へ投資を行う私募投資信託については通常の公募投資信託と同様に「集団投資信託」として取り扱うべきではないか。（措法37の11②一、措令25の9②、措規18の10①、法法2①二十九）

2) 特定目的会社の支払配当の損金算入要件の緩和

- ・ 特定目的会社の支払配当の損金算入要件に、特定社債の機関投資家による保有見込みに加えて、特定目的借入れの機関投資家に対する貸付けもその選択肢とすることを要望する。

現行法上、特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、①1億円以上の特定社債の公募による発行、②特定社債の機関投資家のみによる保有見込み、③優先出資の50人以上による引受け、④優先出資の機関投資家のみによる引受けのいずれかが選択肢として認められているが、資産の流動化に関する法律上認められている特定目的会社の資金調達手段の一つである特定目的借入れの機関投資家に対する貸付けもその選択肢に加えることにより、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込むことが期待できる。（措法67の14）

(5) 海外投資等損失準備金等

1) 海外投資等損失準備金制度の拡充及び恒久化

- ・ 本税制は令和9（2027）年度に適用期限を迎える。資源の多くが賦存する発展途上国は、政治的・社会的に不安定であるため危険負担が大きく、また、開発に伴い道路、港湾等いわゆるインフラストラクチャーの整備や周辺環境の保全・管理のために多額の資金が長期間必要になる。一方で近年資源確保競争が激化し、以下の

とおり鉱山開発リスクが増大するとともに、操業移行後においても安定的・長期的な収益化が難しくなっている。

- ・資源メジャーは、合併等を通じて寡占化を進め、市場支配力をより一層強めている。その結果、国内での買鉱製錬の存立が困難となり自主開発鉱山の確保が必要となるも、海外におけるメジャー資本による寡占化の進展や資源ナショナリズムの高まりにより優良鉱山開発プロジェクトへの参入機会はますます減少している。
- ・中国企業は、急増する国内需要を背景に、政府と一体となって海外鉱山開発プロジェクトに積極的に参入する動きを強め、資源確保競争を激化させる大きな要因となっている。
- ・海外の資源保有国においては、資源開発に関わる契約に自国資本の参加を義務付けたり、自国に有利な制度に変更したりする等、資源の国家管理を強化する動きが大きくなりつつある。
- ・資源確保競争の激化により、事前交渉から参入表明までの期間、参入費や開発資金の支出までの期間も短期化する傾向にある。さらに、対象鉱山の僻遠化、深部化、採取鉱物の低品位化等に伴い開発コストならびにリスクが増大していることに加え、操業移行後の生産活動や収益計画の安定的な実現も難しくなっている。
- ・近年、地元への利益還元を求める地域住民の反対により、探鉱及び開発を断念、または、計画を大幅に修正する事例も増加している。
- ・最近の開発投資においては、ESGやSDGsなどの自然環境及び地域社会の保全に対する意識の高まりにより、コストの増加に加え、手続きや対応が煩雑化し、開発の可否が見通しづらくなってきている。

このように海外鉱山開発を巡りますます増大するリスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしていることから、拡充及び恒久化をお願いしたい。(措法55、68の43)

2) 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度(減耗控除制度)の維持・存続及び恒久化

- ・本税制は令和9(2027)年度に適用期限を迎える。鉱業は、採掘に伴い減耗し、かつ、再生不可能な減耗性資産である鉱物資源を経営基盤としている。一般の製造業の場合、固定資産に投下した資本は減価償却費として期間費用配分して回収するが、鉱業の場合は、鉱物資源は有限であることから、固定資産に対する減価償却費の回収のみでは企業の存続は不可能である。すなわち、鉱山会社が事業を継続するためには、鉱物の採掘に伴って減耗する埋蔵鉱量を極めてリスクが高い探鉱開発によって補填し続けることが絶対条件である。さらに、鉱業は事業場が鉱床の賦存地域に限定されること、鉱床は開発が進むにつれ次第に僻遠化、深部化し、その結果、必然的に探鉱開発コストが増大すること等の特殊性を有している。

これらを解決するうえで、本制度は、我が国企業が継続的に探鉱を進め、自らの資源を確保するために必要不可欠な制度であり、鉱物資源を安定供給するうえでも、極めて重要な役割を果たしてきた。引き続き我が国企業の海外展開の実態を踏まえ、本制度の拡充及び恒久化をお願いしたい。(措法58、59、68の61、68の62)

(6) 地震・災害・公害対策等の特別措置

- ・火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること(本則積立率となる残高率も同様に引き上げ)を要望する。

損害保険会社は、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、いつ発生するか分からない巨大災害発生時の保険金支払に備えている。

しがしながら、近年の地球規模での気候変動による影響により、台風や豪雨などの災害の激甚化・頻発化が進み、お客さまへの保険金支払が増加している。そのため、安定的な火災保険事業の運営を行うためには、異常危険準備金残高の一層の確保が必要となっている。

異常危険準備金の制度は、令和7年度税制改正において措置がなされたものの、残高の上限となる洗替保証率については、巨大自然災害が連続して発生するリスクの実現性に鑑みて、現行の30%では十分と言えない状況であるため、40%への引上げが必要と考える。(本則積立率となる残高率についても同様の引上げが必要と考える。)

異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、火災保険事業の持続可能性を高め、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考える。

(7) 中小企業に係る租税特別措置

- ・ 中小企業投資促進税制の維持・存続を要望する。中小企業は、地域経済における雇用機会の創出と確保、地域住民の多様なニーズに応じた財・サービスの提供等、地域経済の発展に多大な貢献をしている。しかしながら、その経営基盤は弱く、経済社会環境の変化への対応力は十分であるとはいいがたく、今後とも技術革新等に努め、環境変化に対応し発展を遂げていくために、本制度の果たす役割は重要である。ついては、是非とも維持・存続いただきたい。(措法42の6、68の11)
- ・ 国内物流を支える内航海運事業は、投資余力の小さい中小企業が大半を占めていることから、経営基盤の強化や生産性向上等に資する設備投資を継続的に支援するため、令和8年度末で期限を迎える本税制の延長を求める。(措法10の3、措法42の6等)
- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限の延長を要望する。本制度により、中小企業が設備投資を行う際の負担を軽減することにより、設備投資の促進、ひいては生産性の向上に繋がる。(措法42の6(2項を除く)、措令27の6、措規20の3)
- ・ 中小企業者等に対する軽減税率の引下げの適用期限の延長を要望する。我が国経済の活性化には、地域経済や雇用の担い手である中小企業の活発な経済活動が不可欠である。本制度により、中小企業の税負担が軽減されるとともに、成長に向けての設備投資等が促進される。(措法42の3の2)
- ・ 投資専門子会社経由の出資における「みなし大企業」に関する判定要件の緩和を要望する。
銀行の投資専門子会社等が事業承継会社等に一定以上の割合で出資する場合、出資先企業がいわゆる「みなし大企業」に該当するとして、中小企業向けの特例措置(法人税率の特例、各種損金算入に係る特例など)を受けることができなくなる。銀行の投資専門子会社による出資は、株式の保有期間に法令上の制限があるところ、出資先企業において不利益を被るのは不合理であり、出資先企業の円滑な事業承継等に資する観点から、銀行の投資専門子会社等による出資先企業を「みなし大企業」から除外するよう要望するものである。(措法42の3の2、措法42の12の5、措法57の9、措法61の4、法57など)

(8) 長期保有土地の譲渡益重課税制度

- ・ 本措置法は、バブル期の土地投機に起因する地価高騰の抑制を目的とするものであり、長期所有土地の譲渡はこれらに該当しないことから、本制度を廃止していただきたい。(措法62の3)

(9) 消費税減税に係る法人税等の特別措置

- ・ 中低所得世帯の生活支援・物価高対策として、食料品等に係る消費税(8%)の2年間の減税措置が検討されている。

消費減税の課題とされている社会保障代替財源の確保や、食品製造者の仕入税額が控除できない問題と同様に、小売事業者の消費税減税に伴うシステム変更等実務対応コストに対しても十分な支援をお願いする。

特に、短期間で対応が求められることから、通常システム改修よりも費用が高額になることが心配される上、2年後に元へ戻すことを織り込む必要がある。

法人税の投資減税(税額控除)や繰越期間・限度額の特例措置はもちろんのこと、必要な資金の融資や補助金制度等をご用意いただきたい。

5 国際課税関連

(1) 移転価格税制

1) 国外関連者判定の見直し

- ・ 移転価格税制の対象となる国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、現行50%以上の資本関係から50%超の資本関係へと見直すべきである。
- ・ 国外関連者の定義に関する出資比率による形式基準では、持分50%ずつの合弁事業の場合、実質的に支配力を有していない場合でも国外関連者と認定される。ついては、国外関連者の定義を「出資比率50%以上」から「50%超」に、見直していただきたい。(措法66の4)
- ・ 特殊の関係の有無の判断における実質基準と形式基準の適用関係の明確化を要望する。

移転価格税制上、特殊関係にある関連者に該当するか否かの判定にあたっては、出資比率等を判断基準とする形式的基準と実質的な支配従属関係を判断基準とする実質的基準の双方が設けられており、両基準の間に優先順位は設けられていない。議決権の半数以上を有しているという明確かつ客観的な形式的基準に比して、実質的基準については支配従属関係の有無の認定に定性的な要素が内包されるため、その確認及び立証は実務的に相対的に困難であることから、課税実務上においても形式的基準で判断され易い状況を招いている。一方で、形式的基準に基づいて国外関連者に該当する法人との取引において、実質的な支配関係が成立していない場合には、納税者としてコントロールが出来ないものについて移転価格税制上の独立企業間価格に基づく納税を強いることとなるが、本邦では法令ではない移転価格事務運営要領3-2(3)において限定された状況に対しての考慮の必要性が言及されているのみであることから、そのような状況に対しての取扱いについて法令上においても明確化が図られるべきと考える。(措法66の4、措令39の12、措通66の4(1)-3、移転価格事務運営要領3-2(3))

2) 国外関連者寄附金課税の見直し等

- ・ 移転価格税制と国外関連者への寄附の取り扱いが不明確である。本邦100：現法ゼロの負担率であっても、個々の取引に係る事業に関連した支出に係る負担妥当性の問題は、国外関連者寄附ではなく移転価格税制の範疇にあることを明確化することを要望する。(措法66の4)
- ・ 贈与の意思が明確でなく商業上やむないと認められる事由*においては、事実上コントロールできない場合での二重課税を排除するため、移転価格税制を適用することを要望する。(措法66の4)

*取締役会の決議が、実質支配基準を上回る割合で設定されている場合など

3) 相互協議及び事前確認制度の強化・迅速化・改善

- ・ 各国当局と国税庁との相互協議結果については、国税庁から各地方当局に対してしっかり説明いただき、意見の相違がないようお願いしたい。過去、他国との相互協議で取引の性質が役務提供→使用料と合意された案件があった（日本が収益を計上）が、地方当局は上記取引を使用料とは見なさず役務提供として扱ったため、日本側で外国税額控除算定の際、分母が増えなかった。
- ・ 日本において減算は補償調整に係る相互協議の合意が必要、とあるが、相互協議前であってもAPA合意文書に基づき相手国で納税する場合は、日本において減算することを認めていただきたい。当局間で合意された内容を履行するにあたり、グループ内の資金繰り、および連結決算上の観点から調整が必要である。(事務運営指針6-19ハ、措法66の4)
- ・ 租税条約に適合する課税であれば、相互協議の対象となることが規定されているので、更正自体も協議後としてほしい（租税条約に適合する課税にもかかわらず、相互協議にのらない等の問題が生じうるため）。
- ・ 執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。

4) 文書化関連

- ・ 最終親会社等届出事項に関しては、会計年度終了の日までの作成・提出は極めて多大な事務負担となっていることから、国別報告書に係る提出期限まで、もしくは、少なくとも確定申告書提出期限までの提出に緩和していただきたい。
- ・ 既存のCbCRの提出義務については、その位置付けやコンプライアンスプロセスの重複性にも配慮の上、あらためてその必要性を再検討して頂きたい。依然として、租税条約に基づく政府間の交換方式でない個別対応が企業グループ側で必要な法域もあり、既存CbCRの提出に関しては、抜本的に制度の見直しを図るべきものと考えられる。CbCRを活用したGloBE実効税率やトップアップ税額計算、それに基づくGloBE情報申告(GIR)のファイリング、並びにEUやオーストラリア等で導入予定のCbCR一般公開の動き等を踏まえた要望である。
- ・ 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)の作成期限の緩和を要望する。ローカルファイルの作成期限は、申告書の作成期限までとなっているが、日本の申告書の作成期限は世界的に見ても短く、決算対応・申告書の作成に加えローカルファイルの作成をベンチマーク分析も含めて実施するのは負荷が大きい。ローカルファイルの作成期限を伸ばしていただくことで、企業側の事務負担集中を緩和できる。

(2) 外国税額控除制度

1) 控除限度額の繰越期間の延長・拡充・限度超過額の損金算入制度の創設

- ・ 外国税額控除の繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間(現行3年)を10年への延長を要望する。繰越期間が3年とされていることから、部分的に国際的二重課税が発生するケースが生じ得る。二重課税の防止という法の趣旨から繰越期間を10年に延長するよう要望する。(法法69②③)
- ・ 繰越控除限度額の繰越期間を3年から欠損金等と同等の期間(10年程度)に延長することを要望する。

国際課税はもはや特殊な取引ではなく、多種多様な企業が海外に進出している昨今において、外国税額控除の控除限度額の繰越期間が3年間というのは企業の実態を反映しているとは言えず、日本と海外の納税時期の違いから生じる制度上の事由だけでなく、日本法人の欠損や所得不足により繰越期間の3年以内に海外税額が控除しきれない事態が現実が生じており、その場合、国際的二重課税が永久に排除されないことになる。外国税額控除制度は国際的二重課税回避のために国際的に確立された制度であるにもかかわらず、国内法によってその機会が制限されることは不当と考えられるため、期間の延長を要望する。(法法69②)
- ・ 主に新興国の海外当局による過去3年を超える年度に対しての課税事例の増加など期ずれ要因が増加する中で、二重課税の解消ができないまま控除額が失効するケースの更なる増加が想定されるため、控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期限を10年に延長していただきたい。(法法69)
- ・ 外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行3年→10年)や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の適正化を図るべきである。
- ・ 二重課税回避のため、控除限度超過額の繰越期間を現状の3年から欠損金の繰越期間と平仄を合わせて10年とすることを要望する。(法法69)
- ・ 二重課税回避のため、切り捨てられることとなった控除限度超過額を損金算入できる制度の創設を要望する。(法法69)
- ・ 税額控除方式を選択して繰越期限内に控除できない場合、その残額は税額控除方式も損金算入も不能となる。将来を予見し、損金算入方式と税額控除方式の選択を求めることは、課税の公平性の観点からも問題がある。加えて、所得金額以外を課税標準として課税される外国法人税は、所得金額に不釣り合いな多額の税額になる場合がある。この場合、控除限度超過額の繰越期限内での外国税額控除は困難である。二重課税回避のため、繰越期限に至った外国税額控除限度超過額の損金算入を認めていただきたい。(法法69)
- ・ 同一所得に対する二重課税排除が主目的であれば、原則現地課税の全額控除(租税条約上の限度税率まで)を認めていただきたい。(法法69)
- ・ 同一所得に対する二重課税排除のため、期限切れの繰越限度超過額(外国法人税分)については、期限切れとなった事業年度での損金算入を認めていただきたい。(法法69)

- ・ 外国税額控除の繰越限度超過額の繰越期間を現行の3年から延長を検討すべきである。法人税率の引下げにより、相対的に外国税額の控除機会が低下している。実効税率引き下げが進む中、国外の源泉税率は固定的であることを踏まえると将来的にこの控除機会の低下はより顕著になることが予想される。二重課税を防止する外国税額控除の趣旨に鑑み、控除機会が制限されないよう3年の繰越期間について検討すべきである。(法69)
- ・ 現地税率を租税条約上の税率とする(含 還付申請)ためには現地協力を依拠するところが大きいため、租税条約上の税率超過分も控除対象外国法人税として認めていただきたい。
- ・ 本邦企業の海外展開を支援し、同時に、諸外国における租税制度とのミスマッチを緩和するためには、事務手続きも簡便である一括限度方式の維持が不可欠である。(法令141の2、155の27の2)
- ・ 間接譲渡益課税に対する適用関係の明確化を要望する。

間接的に有していた外国法人株式の譲渡損益に対して課税する、いわゆる間接譲渡益課税制度を導入する国・地域は増加傾向にあり、多国籍企業である内国法人がグループ再編等を実行する際の阻害要因となっている。

仮に内国法人が他の国・地域における間接譲渡益課税の適用を受けた場合、その内国法人は国際的な二重課税に晒されることとなるが、現行法上、間接譲渡益課税に係る外国法人税が控除対象外国法人税額に含まれるか、含まれるとした場合の間接譲渡益課税に係る国外所得金額の計算方法(たとえば、内国法人が直接譲渡した株式の譲渡損益が国外所得金額に含まれていない場合等の調整方法)は法令解釈上、明確でなく、この点に関する課税当局の対応にも相違がある。なお、国外所得金額の計算方法に関する問題は、内国法人が有する不動産関連法人株式の譲渡においても同様に生ずるものと推察される。したがって、上記のような場合における外国税額控除の適用関係を明確化していただきたい。(法69、法令141の2、142の2⑧)

2) 納税証明書のデータ保存

- ・ 納税証明書の取得手続きや記載内容が国によって違うため、タイムリーな収集や照合作業に多大な負荷がかかっている。言語(例:英語)やフォーマットの世界共通化をお願いしたい。

3) 組合名義の納税証明

- ・ 組合員名義で納税証明を入手することができずに外国税額控除をとれない実務があるため、組合名義の納税証明をもって組合員の外国税額控除のための証明書類として取り扱っていただきたい。(法69②⑤、法規29の4②)

4) 添付要件から保存要件への緩和

- ・ 控除対象外国法人税のうち「みなし外国税額」については証憑の添付要件が定められているが、事務負担軽減の観点から、これを他の外国法人税と同様に保存要件へ緩和し、税務調査時に確認する形にいただきたい。(実特法省令10)

5) 国外所得の90%シーリングルール

- ・ 国際課税原則への帰属主義の導入により国外PEに帰属する所得が明確に規定されたことから、外国税額控除制度の90%シーリングは制度と整合的ではなくなるため撤廃していただきたい。(法令142、155の28)

6) 外国子会社合算課税の修正申告に伴う外国税額控除の適用時期

- ・ グループ通算制度を適用する内国法人が①外国子会社合算税制(措法66の6)の適用に伴う修正申告等を行った結果、②内国法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなされる税額控除不足額相当額(措法66の7①)が生じた場合において、③法69条第18項(上記の税額控除不足額相当額を法人税額から控除することとする規定)の適用を受けるときは、③の税額控除不足額相当額の外国税額控除適用時期(いわゆる進行年度)と、④控除対象外国法人税の額とみなされる金額の益金算入時期(合算所得が内国法人において益金算入される事業年度)(措法66の7②、措令39の18⑮)に相違が生じる。この場合において、条文上、③の進行年度における税額控除不足額相当額の外国税額控除適用後に、①の外国子会社合算税制の適用に伴う修正申告等

を実施した事業年度について、その所得金額を是正するための修正申告を追加的に行うこととされていると解され、手続が煩雑となっている。

したがって、このような不都合が生じないように、外国税額控除とこれに伴う控除対象外国法人税額の益金算入時期を見直していただきたい。

7) 控除余裕額の国税への集約

- ・ 過年度修正により控除限度枠の増減が発生した場合、余裕額にも影響し、国税、県税、市税での入り繰りを含めると多年度にわたる修正が発生するため、控除限度額（枠）が控除対象外国法人税（みなし含む）の場合、超過分は余裕額として翌年度以降に繰り越されるが、適用は「法人税」としてほしい。

8) 限度額算出方法の改訂

- ・ 同一所得に対する二重課税排除のため、税額控除を加味した差引法人税額ベースではなく、控除前法人税ベースとしていただきたい（日本の税率分までは税額控除を認めていただきたい）。(法法69)
- ・ 非課税国外所得を外国税額控除限度額の計算から除外することを要望する。

現行において、マイナスの非課税国外所得金額は、課税国外所得金額を限度なく減少させる仕組みになっている。たとえば、国外支店のビジネスから生じる所得に係る外国税を支払った場合において、本社が管理している25%以上の外国法人株式の譲渡損が生じたときは、その譲渡損が非課税所得であったとしても外国税額控除限度額が減少することとなる。非課税外国所得金額は、外国税額控除限度額とは関連がないと考えるべきであることから、外国税額控除額の計算から除外していただきたい。(法法69)

9) 事務負担の軽減

- ・ 別表6(4)について、簡素化or廃止していただきたい。全案件を記載しているにも関わらず、調査等で別途データ提出を求められることが多く、別表で確認してもらえないのであれば膨大なページ数（400ページ超）の別表をわざわざ作成する必要がないため。

10) ロシアによる一方的な日露租税条約の一部条項停止による二重課税状態の解消

- ・ 2023年8月、ロシアが日本等の「非友好国」との間の租税条約の一部条項を停止する大統領令に署名し、条約上は「免税」とされる利子について、停止後は20%の源泉徴収が適用されているほか、国外送金も規制されており、ロシアに現地法人を有する邦銀においては、本邦の本店から、ロシアの現地法人に対するグループ内貸付について、利子部分に源泉徴収がなされており、本邦とロシアで二重課税の状況となっている。また、本邦の本店において、租税条約がない場合に二重課税を解消する枠組みである「外国税額控除制度」の利用を求めたところ、本邦の税当局からは、「租税条約は有効であり、外国税額控除は利用不可」との見解が提示されており、二重課税が未解消の状況となっている。こうした、条約が有効とされている場合でも、一部効力が停止していることにより、条約上の免税・減税措置が適用されていない場合には、二重課税の排除に資する所要の措置を講じることを要望する。

11) 進行事業年度調整における過年度消滅法人（合併、残余財産確定）の取扱いの緩和

- ・ 現行制度では、外国税額控除の進行年度調整が生じた場合、合併により解散した通算法人又は残余財産の確定により清算した通算法人については、最終事業年度（合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定する日の属する事業年度）において調整を行うこととされている。

しかし、過去に合併消滅又は清算消滅した法人については、当該法人に税務担当者が存在せず、実務上は、合併法人又は親法人にて最終事業年度の修正申告又は更正の請求等の対応が必要となり、事務負担が大きいため、緩和する方向で明確化いただきたい。

また、同様の事務負担は試験研究費税額控除の進行年度調整においても生じるため、試験研究費税額控除についても同様の緩和・明確化を要望する。(法法69^⑮^⑯^㉓、措法42条の4^⑭)

(3) 外国子会社合算税制

1) 全般的意見（国際最低課税額制度との関係整理、過剰合算の解消等）

- ・ CFC税制（タックスヘイブン対策税制）の抜本的見直しとPillar 2との整合を要望する。具体的には、①CFC税制のトリガー税率（27%/20%）を国際最低課税制度（Pillar 2）の最低税率である15%へ引き下げること。②合算所得からの配当控除等における「当初申告要件」を撤廃・緩和すること。③現地持株会社・統括拠点における経済活動基準（実体要件・管理支配要件等）について、同一国・地域内のグループ一体での判定を認めるなど柔軟化することである。

グローバル・ミニマム課税（Pillar 2）により15%の最低税率が導入された中で、日本のCFCトリガー税率が高止まりしていることは企業に過度な二重管理・計算負担を強いている。また、税務調査等で事後的に全部合算と認定された際、配当控除等に「当初申告要件」が課されているため事後的是正ができず、過酷な二重課税（ペナルティ）が発生している。実体のある海外事業管理拠点への過剰合算や手続き上の誤りによる不公正な過重課税を排除すべきである。

- ・ 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社に対する外国子会社合算税制の不適用を要望する。

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社では、国際最低課税額に対する法人税の要否の検討や情報申告制度への対応に膨大な事務負担が生じているところ、既存の外国子会社合算税制の適用の有無に関する検討や合算所得に係る納税は、法人に二重の負担を強いるものとなっている。国際最低課税額に対する法人税や情報申告制度の対象となる法人においては、外国子会社合算税制を適用しないこととする改正を要望する。

- ・ Pillar2適用企業においては、CFC適用除外にしていきたい。Pillar2により対象国ごとの最低課税が確保される中、J-CFCを重ねて適用することは、制度目的の重複、二重課税リスク及び過大な事務負担を生じさせる。EU委員会案も踏まえ、Pillar2適用企業をJ-CFCの対象外とすべきである。

なお、EU委員会案では、Pillar2適用企業を加盟国CFC税制の対象外とする措置を26年6月24日に提案している。

- ・ グローバル・ミニマム課税制度の導入後も、企業はCFC税制と並行して税額計算・申告を行う必要があり、実務負担が大幅に増加している。両制度とも低課税国への所得移転防止を目的としていることから、グローバル・ミニマム課税制度の定着を踏まえ、CFC税制との重複を解消し、制度の一本化又は簡素化を図られたい。
- ・ 国際課税ルールに基づく国内法制度の見直しや実施にあたっては、外国子会社合算税制等の関連する国内税制も含め、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないように、所要の手当てを行うことを要望。

国際課税ルールに基づき、各国において国内法制化が進められているが、これらに伴う不利益が生じている場合は（外国子会社合算税制等も含め）所要の改正を行うことが必要と考えている。

現行の外国子会社合算税制の法令では、一部のケースで、法の趣旨に反して二重課税が発生する状況が確認されている。

- ・ 米国における事務負担・過剰合算解消の観点から、①Side-by-Sideパッケージ適格国である米国について、CFC税制の適用を除外すること、②米国において連結納税の対象となるグループ会社群または単一の事業目的で一体となって活動するグループ会社群について、当該グループ単位でCFC税制を適用することを要望する。
- ・ 制度面の適正化として、Pillar 2とCFCの二重課税排除、株式保有割合の計算（グループ単位、租税条約の考慮）、配当控除の当初申告要件撤廃、合算と前後する受取配当金の二重課税排除等を要望する。
- ・ BEPS 2.0 Pillar 2の制度導入を受け、CFC税制の廃止若しくは簡素化を要望する。

会社単位の課税か国単位の課税かの違いはあれど、軽課税国を利用した国際的租税回避の防止を目的としたCFC税制と同種の目的・性格を持つ「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」が導入されている。当該税制の計算においてCFC課税部分についての調整が求められる等、両税制には多くの領域で重複が認められ、2つの制度が同時に維持されることによる納税者側での事務負担の増加は計り知れないものとなっている。加えて、国際最低課税額に対する法人税におけるCFC税制の調整過程において適用年度の相違による課税の不効率が避けられない制度設計であり、納税者が意図しない課税が誘発されていると言わざるを得ない。これらに鑑み、国際最低課税額に対する法人税の適用を受ける企業グループについてはCFC税制を適用しない、という制度設計を要望する。

加えて、Pillar2（国際最低課税制度）の枠組みにより「税負担率が15%以下の国＝軽課税国」であると意義付けられて以後、日本が独自に設けているタックスヘイブン対策税制という枠組み及びその税率（20%（または27%））について見直しの時期に来ていると考えられ、この面からも同税制の廃止・（または大幅な簡素化）を要望するものである。（法法82、措法66の6）

- ・ CFC税制について下記の要望を行う。

グローバルミニマム税制と各々に設定された租税負担割合の一本化などのほか、経済環境の変化などを踏まえた実務面に配慮した見直し

- ・ 租税負担割合基準について、グローバルミニマム税制の最低税率15%への見直し
- ・ 経済活動基準の抜本的な見直し
- ・ 税負担率算定方法の統一化

軽課税国に発生する所得を捕捉し課税する仕組みという点においてGMT税制と類似するものである。

- ・ グローバルミニマム課税と外国子会社合算税制、両制度の計算に要する情報を共用・共通化することによって計算自体をグローバルに統一し、企業側の事務負担軽減を図っていただきたい。
- ・ 国際最低課税額に対する法人税の適用開始を見据えたさらなる事務負担の軽減措置を手当することを要望する。

国際最低課税額に対する法人税は、複雑な税制であり、かつ、法令を遵守するためにグローバルな情報の管理が必要であるため、納税者に多大な事務負担を強いる制度となっている。

この点については、2025年6月30日に経済産業省から公表された「日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会」の最終報告書P.23～24において、グローバル・ミニマム課税の導入に伴う企業の事務負担軽減の観点から、対象外国関係会社及び部分対象外国関係会社に係る適用免除税率の引下げや租税負担割合に代えてグローバル・ミニマム課税で算定される国別実効税率を用いること等が提案されているところであるが、外国子会社合算税制は、グローバル・ミニマム課税とは制度の目的を異にするものの、軽課税国で発生する所得が親会社で課税される点で重なる点もあることから、外国関係会社のさらなる絞り込みや経済活動基準の廃止により外国子会社合算税制を簡素化し、納税者の事務負担をさらに軽減すべきと考える。

- ・ 現行制度は極めて複雑になってしまっていると同時に制度趣旨と乖離した課税が発生しているため、制度趣旨の見直しまたは明確化を行った上で過剰課税の解消を含めた制度の抜本的見直しを図っていただきたい。
- ・ 租税回避防止の主旨に沿い、過剰合算となっている部分の見直しをお願いしたい。

①管理支配基準のグループ単位での判定基準の容認

②物流統括会社特例の緩和措置（統括・被統括間の契約締結義務の緩和）

③清算手続き中の子会社に対する清算前状態での実体判定の適用

④PMI特例における譲渡期間制限等要件（企業買収後2年以内の要件等）の緩和措置

⑤機動的なグループ内再編を可能とする為のクロスボーダー現物分配の取扱いに関する見直し（100%外国子会社からの株式での現物分配の課税繰延）

当該税制の主旨に立ち戻り、実態として過剰合算となっている事例を解消することで、企業の組織再編等を機動的に実施できるようにすることが我が国の企業の国際競争力に直接影響するための要望である。

- ・ 租税回避防止規定の趣旨を踏まえ、以下の点の見直し、より合理的な制度への変更を希望する。
 - ・ 日本の租税負担割合及び国際的な最低課税率を踏まえ、適用免除となる租税負担割合を15%へ引き下げ
 - ・ 合算課税所得の算定の簡便化（事務負担の軽減等）
 - ・ 受動的所得の緩和（持分25%判定の見直し等による対象所得の縮小等）
 - ・ 合算課税時に二重課税が確実に排除される規定の設置（外国税額控除の確実な適用等）
 - ・ 買収による株式取得前の期間における損益は取り込む必要性はないため、買収した日の属する事業年度に係る合算所得の適正化
- ・ 税務コーポレートガバナンスにおけるリスク・ベース・アプローチ等も参照しつつ、税務調査時において過剰な資料提出が要請されることが無いよう、対象書類の絞り込みや、事前の明確化を図る事を要望する。

数十カ国に数百社以上の外国子会社の全てについて、租税負担割合が20%以上未満か等の証拠資料の提出を求められるケースがある。20%未満の外国子会社については、経済活動基準判定の拠り所となった資料及び受動的所得の有無に関する確認資料について、全て提出する事が求められたケースがある。これらの過剰な

資料の提出を求めるまでもなく、リスク・ベース・アプローチ等も参照しつつ、納税者・企業が実施している情報収集プロセス及び事務フローを確認する事で効果的に調査を行う事は可能であると考えられる。

2) 外国関係会社等の判定

- ・ 事務負担軽減の観点から、グローバルミニマム課税対象とCFC課税対象と区分した上で、免除基準となるトリガー税率を15%未満にしていきたい。
- ・ グローバルミニマム課税のIIR (15%) と整合を取るべきと考えるため、対象外国関係会社及び部分対象外国関係会社の判定に用いられる租税負担割合を20%から15%に引下げすべき。(措法66の6⑦二、⑫一)
- ・ 軽課税国に所在する子会社については、「第2の柱」により15%まで課税されることになるため、CFC税制では租税負担割合による判定を廃止し、経済活動基準を満たさない一定の企業の一定の所得のみを対象とすることで、真に租税回避を目的として設立された外国法人のみを捕捉する制度とされることを要望する。

租税負担割合による判定を残す場合には、国際的に合意された最低税率と同じ15%まで引き下げることがを要望する。

- ・ 合算課税等の基準に用いられる租税負担割合を「日本の法人税率の一定割合以下」として機動的な見直しが可能で、現行の20%未満等より引き下げることがを要望する。近年、世界的に法人税率引下げが行われる中で、シンガポールや香港ではすでに20%未満の水準まで引き下げられていることに加え、今後、英国や米国の法人税率の引き下げも想定される。その結果、日本の法人税率よりも著しく低いものに課税する制度趣旨に合致しない状況が生じていることから、租税負担割合の引き下げを要望する。(措法66の6⑤、措令39の17の2)
- ・ 租税負担割合による制度適用免除基準について、近年の諸外国の法人実効税率の引き下げ状況を踏まえ、租税負担割合を本邦法人実効税率の半分とするようお願いしたい。
- ・ 適用免除税率引下げ、CFCとPillar2の計算共通化などを下記の通り要望する。

①対象外国関係会社/部分対象外国関係会社の適用免除税率を15%に引き下げること

②CFCとPillar2の租税負担割合計算共通化

③事務負担の公平性を考慮し、Pillar2の適用対象企業を対象とした負担軽減措置を講じること

- ・ 国際的な租税回避 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転) を防止する観点から、OECD等において新たな国際課税制度が検討され、約140ヶ国が参加しているBEPS包摂的枠組会合の場を通じ、国際的な協調体制の下で、その取り組みが進められてきた。

最近では、デジタル経済の広がりに対応した新しい課税ルール国際合意がなされ、日本においても、令和5年度税制改正以降、国際最低法人税率 (グローバル・ミニマム課税: Pillar2) に係る国内法制化が行われている。また、米国が国際ルールと距離を置き、報復措置案を表明する等の動きもみられたが、G7声明等を通じた調整を踏まえ、現在は「共存」に向けた取り組みが進められていることから、企業活動の妨げとならないよう、引き続き、国際的な協調体制の下で推進していく必要がある。

一方、国内法制においても、グローバル・ミニマム課税と重複感のある外国子会社合算税制 (CFC (Controlled Foreign Company) 税制、タックスヘイブン対策税制) については、目的外の増税や二重課税とならないよう、また、制度の重複や複雑化を回避し、我が国納税者にとって過度な事務負担とならないような見直しが必要である。

こうした状況を踏まえ、以下を要望する。

CFC税制については、適用免除税率の引下げ (現行の20%以上から15%以上) やグローバル・ミニマム課税で用いられる情報及び計算結果の利活用を認める等、所要の見直しを行うべきである。

- ・ 事務の効率化の観点から、グローバルミニマム課税のCbCRセーフハーバーで計算した税率をそのままCFCの租税負担割合として、使用し、法人税申告書を収集する子会社の数を減らしてほしい。
- ・ CFC税制における租税負担割合計算とGloBEルールにおける実効税率計算で代用可能とすることを要望する。両者の計算共有化により、集計範囲や用語定義の相違に起因する計算誤りのリスクや、事務負担の軽減に大きくつながるものとする。
- ・ 令和6年度以降に導入される国際最低課税と合わせ、合算課税等の基準に用いられる租税負担割合をGloBE算出ルールで算出した実効税率15%未満とし、将来的に統合。国際最低課税のみとするようにしてほしい。

外国合算課税（CFC）も国際最低課税（Pillar2）も BEPSを防止するため、CFCが実態がない軽課税地の出資先等に、Pillar2がすべての軽課税地の子会社等に課税する税制であるが、詳細には課税対象や防止する租税回避行為は異なるものの、税制が併存することによる納税負担は極めて大きい。CFC対象税負担率を国際ルールであるPillar2でミニマム税率として合意された15%に統一、CFC税制をPillar2税制に統合する等、抜本的な制度の簡素化を要望。（措法66の6～第66条の9の5）

3) 外国関係会社の判定（ホワイトリスト方式の導入等）

- ・ トリガー税率を廃止し、ホワイトリストorブラックリスト方式に変更してほしい。海外子会社全社の実効税率を毎年確認する必要がある、事務負担が甚大。Pillar2や各国におけるQDMTTの導入もあり、タックスハイブン課税と重複する課税制度があるため、重複がなく、より合理的で簡便的な制度とするべきであり、合算対象とする子会社や対象国の明確化を要請する。
- ・ 租税負担割合の算定が煩雑な為、高法定税率の国は租税負担割合の算定を免除する等、計算対象範囲を絞ることを検討いただきたい。
- ・ 租税負担割合の計算を廃止し、特定の国に所在する外国関係会社を同税制の対象法人とする（いわゆるブラックリスト方式）、もしくは対象法人としない国を指定する（ホワイトリスト方式）ことを要望する。

租税負担割合の判定が27%と高水準であるため、大多数の国に所在する外国関係会社について、タックスハイブン対策税制の適用判定を求められている。その一方で、現行法における租税負担割合の計算は現地の決算書・申告書等の入手及び現地の税制への深い理解が求められることから、情報の収集及び検討に多大な工数を割かざるを得ない状況である。

しかしながら、検討が必要な国・地域のうち一定の国（例：アメリカ）については、現地における租税回避を誘発する有害な税制を有していないことは明らかであり、これらの国についても一律に本邦タックスハイブン対策税制の検討及び適用を受けることは、軽課税国を利用した租税回避を防止するという本制度の趣旨に鑑みて適切とは考えられない。

したがって、現行の税制の趣旨を活かし、趣旨が想定する以上の課税が行われている現状を是正し、かつ事務負担を軽減するため、タックスハイブン対策税制の適用を受ける国を指定する（ブラックリスト方式）もしくはタックスハイブン対策税制が適用されない国を指定する（ホワイトリスト方式）ことが、事務負担の軽減と課税の公平性・安定性の確保に資するものとする。

また、国際最低課税制度（Pillar2）の導入により15%までの税負担は担保されることから、本ブラックリスト・ホワイトリスト方式の導入と組み合わせることにより、タックスハイブン対策税制の運用が簡素化・効率化されるものとする。（措法66の6②二二、⑤、措令39の17の2①）

4) 外国関係会社の判定（その他）

- ・ 過剰課税解消・事務負担軽減の観点から、ペーパーカンパニー特例要件の撤廃若しくは大幅な緩和（資産/収入割合要件の大幅な緩和、不動産特例にも共同管理支配を認めること、資源開発等特例適用会社のキャッシュ・ボックス適用除外を含む）を要望する。
- ・ 外国子会社合算税制の適用を受ける外国法人の範囲の明確化（特に、米国のLLCやLPなど）を要望する。世界各国には、我が国の外国子会社合算税制における外国法人に該当するかどうか不明確な事業体が存在する。このような中、実質的な要件や過去の判例に従い事業体の法人該当性を判断することは租税法律主義を基礎とする我が国において安定的な課税実務が遂行できるとは考えづらく、この点の条文における明確化を望む。特に米国LP（リミテッド・パートナーシップ）については法人とする判例が存在するものの課税実務では法人ではないとする扱いが見受けられ、納税者の予見可能性を著しく阻害していると言わざるを得ない。（措法66の6②、措令39の14の2）

5) 経済活動基準等

- ・ 経済実体基準について、無税国たる本店所在地以外に管理支配地がある法人についても満たせるように対応していただきたい。また、ペーパー会社の判定も同様としていただきたい。欧州などでは本店所在地を無税国として法人を設立し、管理支配を欧州にしていることも珍しくなく、日本企業による買収の際にそういった

企業が買収対象に含まれることが多い。このような場合に、設立国（本店所在地国）において実態がないことから、経済実体基準が満たせないこととなり、合算が不可避であることから、日本企業が買収入札等において不利になっている実態がある。

- ・ 経済実体基準（ペーパー判定も同じ）における管理支配基準・実体基準・非関連者基準・所在地国基準について、同一国内に所在する100%グループ法人のいずれかが満たす場合には残りの法人も満たすものとし、同一国内の100%グループを一体として判定して欲しい。買収対象会社がグループ経営で複数の法人で機能を分担して一体運営をしている場合に、経済実体基準が満たせないこととなり、合算が不可避であることから、日本企業が買収入札等において不利になっている実態がある。租税回避については資産性所得の範囲が相当程度広がった現在ではリスクは相対的に下がっているのではないか。
- ・ 外国子会社が主にリモートワークにより事業を行っている場合における実体基準の充足を要望。働き方の多様化・社会のデジタル化を背景として、従業員がリモートワーク主体で業務を行うケースが増加している。こうしたケースにおいて、現行の制度では実体基準充足のハードルが高いと考えられるが、リモートワークとはいえ事業を実際に行っている事実があるにも関わらずペーパーカンパニーとして取り扱われることは、制度趣旨を踏まえても不合理であるため、実体基準が充足できるように見直していただきたい。（措法66の6②ニイ(1)、措通66の6-6）
- ・ 実体のある外国子会社の事業活動で生じた利益が損益移転契約に基づき純粋持株会社であるその外国子会社の外国親法人に移転された場合には、経済活動基準の判定はその外国親会社単体ベースで実施するのではなく、その移転された利益を獲得した事業を営む外国子会社で実施される取扱いを明確にすることを要望する。
たとえば、ドイツでオルガンシャフトを組成しているドイツ親会社が純粋持株会社でありドイツ子会社が実体を有する場合において、ドイツ損益移転契約に基づき、現地の法務上・会計上、子会社の損益が親会社に帰属するときには、外国子会社合算課税における経済活動基準の判定をドイツ親会社単体ベースで実施すべきと解されるリスクがあり、外国子会社合算課税の趣旨とその適用関係の実態が乖離するため、規定の整備が望まれる。
- ・ 買収グループ会社傘下の外国関係会社が、その本店所在地国において管理支配されていない場合（例えば、買収グループ本社所在地で統制管理している）について、日本国として租税回避を行っていないことが明らかであるため、管理支配基準を満たすとする改正を行っていただきたい。既に日本国外で事業をしている会社を買収した場合、その傘下の会社が低税率国に所在していても租税回避にはあたらない。（措法66の6②ニイ(1)(2)）

6) 租税負担割合の計算

- ・ 外国関係会社の本店所在地国の法令の規定による所得の金額の計算上、事業所得（Ordinary income）と資本所得（Capital gain / loss）とを区分して計算方法を定めている場合における外国法令方式による基準所得金額の計算方法を明確にすることを要望する。

外国法令方式による基準所得金額の計算上、その本店所在地国の法令の規定により、各事業年度前の事業年度において生じた欠損の金額でその各事業年度の損金の額に算入している金額は加算することとされている。この取扱いが基準所得金額の計算の結果生じた欠損金額を一定期間繰り越す旨の取扱いが別途整備されていることに基因したものであると解される。

しかし、一部の国の税制では、所得の金額の計算上、事業所得（Ordinary income）と資本所得（Capital gain / loss）を区分し、資本所得の計算の結果生じた欠損金（Capital loss）と事業所得との相殺は認められておらず、資本所得の計算の結果生じた欠損金は翌年度以降に生じた資本所得金額から控除することとされている。

このような所得金額の計算方法が法令上定められている国に本店所在地国のある外国関係会社が、仮に、Year1においては資本所得に係る欠損金が生じたものの事業所得も含めた基準所得金額は欠損とはならない場合、Year2の資本所得金額の計算上、Year2に生じた資本所得からYear1に生じた欠損金を控除することとなり、その控除した欠損金はYear2における基準所得金額の計算上、加算される。一方で、Year1においては事業所得と相殺できないうえに欠損金額としても繰り越すことができないことから、本店所在地国の法令の規定において事業所得と資本所得が区分されているか否かで欠損金の取扱いに差異が生じ、また、欠損金を一定期間繰

り越す旨の取扱いが別途整備されていることとの整合性が取れない可能性がある。

したがって、上記のような場合における外国法令方式による基準所得金額の計算方法を明確化していただきたい。

- ・ 非課税所得の取り扱い明確化を要望。租税負担割合の計算において、非課税所得は重要な計算要素となっているが、その範囲が明確ではないため、非課税所得範囲の明確化を図り、納税者側の実務負担が軽減されるよう要望する。(措通66の6-25)
- ・ 租税負担割合の計算において分母に加算すべき非課税所得の明確化を要望する。租税負担割合の判定に大きくかわるポイントだが、外国の法人税制について詳細に調べ、理解するのは非常に困難かつ手間もかかる。実務担当者が悩んだり税務調査で議論になったりする事務負担軽減のため、具体例をもっと充実化していただきたい。

「その本店所在地国の法令の規定により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」という文言からは、受取配当のように、所得の一部またはすべてが「益金不算入」になっているケースしか思い浮かばないが、例えばタイの研修教育費200%控除などのように、「損金算入」型も対象になるのであれば、それを明確にしていきたい。(措法66の6、措令39の17の2②一イ(1)、措通66の6-25)

- ・ 租税負担割合の計算において、非課税所得の計算が必要になるが、受動的所得のない拠点に関しては、非課税所得を加味せず、納税負担額/課税所得の計算で租税負担割合を認めるようにしてほしい。

各国の言語で記載され、かつ様々なフォーマットである税務申告書に記載されている非課税所得を探し出し、確認をする作業に大変な労力を要する。受動的所得がないと判断された拠点は部分合算も発生せず、税額への影響もないと考えられる。また、実際の納税負担額と課税所得から計算した税率で実体を反映できているのではないか。(措令39の17の2)

- ・ 外国関係会社がREITのように配当の損金算入により法人税が課税されず、その代替として源泉税が課されているものについては、租税負担割合の判定上、源泉税を分子に含めて計算することを認めることを要望する。

租税負担割合の判定上、分子の金額には外国関係会社から日本の会社への利益配当に係る源泉税は含まれないが、外国関係会社がREITのように配当の損金算入により法人税が課税されず、その代替として源泉税が課されていると考えられるものについては、その源泉税の金額を分子に含めて計算することを認めていただきたい。(措令39の17の2)

- ・ 適用対象金額等の計算上、本店所在地国にも本店所在地国以外の国にも連結納税制度の規定の適用がある場合の取扱いを明確にすることを要望する。(措法66の6、措令39の15、39の17の2、措規22の11)

法令上、外国関係会社の適用対象金額及び租税負担割合等を計算する場合には、「企業集団等所得課税規定」(連結納税制度・パススルー課税)を除いた規定を適用することとされている。そして「企業集団等所得課税規定」の定義における連結納税制度の規定は、法令上、以下の①②のように定義されている。

- ①外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、その企業集団に属する一の外国法人のみがその法人所得税に係る納税申告書を提出することとするその外国法人の本店所在地国の法令の規定
- ②外国法人(無税国に本店・主たる事務所を有するもの又はその外国法人の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定によりその外国法人の所得の全部につき法人所得税を課さないこととされるものに限る)の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、その企業集団に属する一の外国法人のみがその法人所得税に係る納税申告書を提出することとするその外国法人の本店所在地国以外の国の法令の規定

上記のうち、②は、たとえばバミューダの外国法人が米国の連結納税制度の適用を受けるケースが想定されたもので、連結納税制度がないバミューダでは、実務上、米国で連結納税を適用している再保険会社が多いため、本規定に基づき、米国の連結納税制度の規定を除いて適用対象金額等を算出していた。

しかし、バミューダでは2025年より連結納税制度(実質的にはPillar2と同じような制度)が導入されており、その結果、上記①の規定によりバミューダにおける連結納税制度の規定は適用対象金額等の計算上除くことができるが、米国の連結納税制度の規定を無視することはできないのではないかという議論がある。したがって、①②のほかに別途、「外国関係会社の本店所在地国において連結納税制度の規定があり、かつ、本店所在地国以外の国でも連結納税制度の規定がある場合には、これらの連結納税制度の規定を除いて適用対象金

額等を計算する」という規定を手当てするなど、その取扱いを明確にしていきたい。

- ・ 本店所在地国等に連結納税制度の規定の適用がある場合の適用対象金額等の計算を簡便化することを要望する。(措法66の6、措令39の15、39の17の2、措規22の11)

法令上、外国関係会社の適用対象金額及び租税負担割合等を計算する場合には、「企業集団等所得課税規定」(連結納税制度・パススルー課税)を除いた規定を適用することとされているが、外国の連結納税制度の規定を除外してその外国関係会社の単体での適用対象金額等や内国法人における控除対象外国法人税の額を計算し直すことは、日本の税理士にはかなりハードルが高い。したがって、たとえば、外国の連結納税制度を適用して計算された外国関係会社の税額を各社の所得比で按分したものをを用いて控除対象外国法人税の額を計算するなどの、簡便な計算を認めていただきたい。

7) 合算課税

- ・ CFC税制について、会社単位の合算と受動的所得の合算のいずれかのみ適用としていただきたい。本邦のCFC税制は、エンティティアプローチを基本としつつ、インカムアプローチも補完的に取り入れられたものとなっている。OECDのBEPS最終パッケージ(行動3)においては、これらは各国の政策により柔軟に設計できるように示されているところ、2種のアプローチを同時に運用している国は諸外国を見渡してもあまり例を見ないところであり、本邦においてもどちらかのアプローチに1本化することで、過度な合算とも言えるCFC税制の是正及び簡素化並びに事務負担の軽減につながるものと考ええる。
- ・ 部分対象外国関係会社の持分が25%未満であっても、日本親会社(グループ通算制度を適用している場合には、通算子法人を含む)の持分割合が25%以上の場合には、部分対象外国関係会社が受取る配当金を受動的所得とはならないように見直していただきたい。グループ全体で25%を判定いただきたい。

日本親会社が直接保有していたならば課税されないが、間接保有の場合は子会社の保有分で判断され、受動的所得として合算課税される。過剰合算であり、不公平だと考える。(措令39の17の3)

- ・ 受動的所得を発生させる株式持分割合25%未満の判定の緩和をしてほしい。平成29年度改正により、株式持分割合25%未満の法人の株式等からの配当及び譲渡所得が合算課税の対象とされているが、この判定はグループ全体の持分割合で行うこととする改定を要望する。(措法66の6、措令39の17)
- ・ 非鉄金属鉱業に係る外国子会社合算税制の適用要件緩和を要望する。持分割合25%以上等の要件を満たす法人から受ける配当等については合算課税の対象から除外することとされているが、非鉄金属鉱業においては海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではない。については、持分割合要件を化石燃料採取事業と同等の「10%以上」に緩和していただきたい。
- ・ 合算所得の計算上控除される株式保有割合25%以上の外国子会社等からの配当の判定にあたっては、親会社と100%出資関係のあるグループ全体での保有割合、日本と配当支払国との間の租税条約において軽減された保有割合、及び適格組織再編成が行われた場合の保有期間の通算等を考慮すること。

日本からの直接投資と比較して過大な税負担が生じるのは明らかに不合理である。また、特に投資規模の大きい資源案件(化石燃料以外)では25%以上の持分を獲得することが難しいケースも多々あり、経済安全保障の観点からもデメリットとなる場合が想定されることから、上記のとおり取扱いとするよう改正を要望する。(措令39の15⑨、措規22の11⑦②⑤⑥)

- ・ 連結納税・導管会社において、外国関係会社をBy entityとしてではなく、事業一体を外国関係会社とみなしてCFC税制を適用することを要望する。

平成29年度改正を契機に、税率20%以上の会社についてもCFCの対象とされたことから、州税率21%である在米邦人もCFCの対象となった。しかし、連結納税が一般的に活用されていることから、どのように計算すべきか不明確であったため、令和元年改正において各種ペーパーカンパニー特例の導入がなされ、現在の制度となったと理解する。

米国においては、実務上、事業会社との間にブロッカーカンパニー(CFC税制上いわゆるペーパーカンパニーとなる持株会社)を事業会社の数又は重複階層で設立して複数社で事業運営を行っており、また、現地税制上は100%LLC(会社)は株主の支店として取り扱われることから、個社ごとのFSの作成は不要となっていることから、CFC税制適用の前提条件(By entityでFSデータがあり、当該データをもとに合算有無/合算計算を行う点)がずれている状況。

斯様な状況故、複数のEntityが現地税務上一体として事業活動を行って納税しているにも拘らず、CFC税制を適用するためだけに、現地法上求められていない個社のFSを作成の上、対応しているが、(日本語でしか解説がされていない) 日本法を現地担当者に理解させ、個社FSを適切に切り分けることが相当な負荷となっている。

以上な状況から、現地実務に沿った以下の改正を要望したい。

- ・ 米国において連結納税・パススルー課税の対象となるグループ会社群又は単一の事業目的で一体となって活動するグループ会社群を1つの納税主体と捉え、当該納税主体単位でCFC税制を適用すること。
- ・ Side-by-Side 適格な税制を有している国については、その定義上税率20%以上での現地課税が担保されていることから、CFC税制上の租税負担割合が20%未満とならないものとする。
- ・ 導管会社は、当該国で株主・出資者と一体(支店同様)として納税計算が行われている。仮にCFC適用対象外の外国関係会社が自身で導管会社の事業を営んでいた場合においては、当該事業から得られる所得はCFCの課税対象とならないことを踏まえ、同一国内に所在する租税負担割合20%以上の部分対象外国関係会社に直接・間接に保有されている等の一定の類型に該当する導管会社をペーパーカンパニー特例に追加すること。
- ・ その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金または貯金の利子は、受動的所得から除外されているが、範囲が不明確である。納税者の予測可能性を担保するために、その外国関係会社の自社事業から稼得する資金(例:製造販売業から獲得したCashや株式を保有する傘下の子会社からの受取配当金によるCashなど)に係る預金利息は、受動的所得の対象外であること等範囲の明確化を望む。

製造販売業から獲得したCashを定期預金に預け入れてしまうと、経済活動基準を充足する活動から得られた資金であるにもかかわらず、定期預金利息が受動的所得に該当してしまう可能性がある。(措法66の6⑧二)
- ・ 受動的所得における「受取利子等の額」の範囲から定期預金に係る利息を除くことを要望。法令上、「受取利子等の額」からは、その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額を除くこととされているが、その「業務の通常の過程」の解釈が統一されていない。たとえば、数ヵ月程度の預入れ期間となる定期預金に係る利息を「業務の通常の過程」に当てはまらないとする指摘も見受けられ、ビジネスの阻害要因となっている一方で、一定の背景のもとでは「業務の通常の過程」に当てはまるため部分合算課税の対象とはならないという見解が示されている国税OBの寄稿記事もあり、実務上混乱をきたしている。したがって、定期預金に係る利息は一律に「受取利子等の額」から除くことを明確化していただきたい。
- ・ 事務負担軽減の為、部分対象外国関係会社の部分合算課税に適用される少額免除基準(2,000万円以下)を、特定外国関係会社及び対象外国関係会社の合算課税にも適用していただきたい。税収減少がボトルネックになる場合は免除基準の閾値を下げても事務負担軽減を優先いただきたい。
- ・ 清算手続き中の外国関係会社について、令和8年度税制改正において、経済活動基準を充足しなくなった場合でも、その後3年間は部分対象外国関係会社として取扱うこととされたが、3年経過以降も清算手続きが長期化していることを合理的な理由をもって説明できる場合などには、その取扱いを継続できるようにしていただきたい。(措法66の6、措令39の14の3)
- ・ 清算手続中の外国関係会社について、清算終了までの予備資金の預け入れ等により受取利息が発生し、受動的所得合算の対象とされる可能性があるが、租税回避意図がないことは明らかであり、受動的所得についての基準の明確化を要望する。
- ・ 令和8年度の清算事業年度の特例適用後も、債務免除益が異常所得として合算対象となるケース、残余現金に対する利息が受動的所得として合算対象になるケースが想定される為、これらが合算対象外となるよう検討いただきたい。
- ・ 一定の清算中の外国関係会社について、清算手続開始前の事業実体を踏まえて、経済活動基準の判定、ペーパーカンパニーの判定、異常所得の計算を可能とする取扱いを導入すべきである。また、当該会社において発生する債務免除益等がCFC税制上の非課税所得に該当する場合、租税負担割合が一時的に低下し、部分合算課税の対象となるおそれがある。このような実態を踏まえ、債務免除益等について、全部合算課税の対象所得および租税負担割合の算定における分母から除外する等の適切な措置を講じるべきである。
- ・ 撤退時の過剰合算解消として、①外国関係会社が解散した場合において、債務超過状態など一定の場合は、法人税法第59条4項における内国法人の所得計算と同様、いわゆる“期限切れ欠損金”を当該外国関係会社の合算所得から控除すること、②債務超過となっている外国関係会社の債務免除益等が合算対象とならないよう、

所要の措置を講じること、③受動的所得における根拠のない異常所得の範囲から固定施設等の売却益及び債務免除益を除くことを要望する。

- ・ 部分対象外国関係会社に対する受動的所得の合算課税における部分課税対象金額の算定について、欠損金を有する部分対象外国関係会社の債務免除益については合算の対象となる異常所得として取り扱わないこと又は債務免除益を異常所得として取り扱うのであれば、その異常所得の算定においては、期限切れ欠損金も含めた欠損金の控除の利用を認めることを要望する。

部分対象外国関係会社に対する受動的所得の合算課税における部分課税対象金額の算定について、債務免除益は異常所得として取り扱われることとなると思われる。しかし、債務免除益が生じるという状況は、ビジネス損失が累積している等、債務免除益が生じるビジネス上の合理的な理由が背景にある場合が多いと考えられるため、そのような場合には債務免除益を異常所得として取り扱うべきではないと考える。

また、もし債務免除益を異常所得として取り扱うのであれば、上記の理由により、その異常所得の算定において期限切れ欠損金も含めた欠損金の控除を認めるべきである。

- ・ 適用対象金額の計算において、25%以上保有の子会社からの配当等は除外されているが、当該持ち分判定について、単体判定ではなくグループ判定としてほしい。令和2年改正において国内配当についてはグループでの判定が導入されており、CFC税制においても単体としての判定に固執する理由もなく、国内配当との整合性を採るべきと考えられる。(措法66の6、措令39の15)
- ・ 部分合算課税の対象から除外される、部分対象外国関係会社がグループファイナンス会社より受ける利子について、国内のグループファイナンス会社に対する貸付金に係る利子についても、除外の対象とすることを要望する。

平成29年度税制改正により、経済活動基準を満たす部分対象外国関係会社において部分合算課税の対象となる受動的所得の範囲の見直しが行われた。

平成29年度税制改正により、経済活動基準を満たす部分対象外国関係会社において部分合算課税の対象となる受動的所得の範囲の見直しが行われた。

この改正により、部分対象外国関係会社が得る受取利子等の額は、原則として部分合算課税の対象となる受動的所得に含まれることとなったが、多数の外国子会社を構えて国際的に事業展開する企業グループにおいては、各事業会社の資金需給を調整し、グループ全体での資金効率の最適化を図るためにグループファイナンス機能を有する外国子会社を設立する場合があることから、本店所在地国において実体のあるグループファイナンス事業を行っていると思われる部分対象外国関係会社が関連者等に対して行う金銭の貸付けによって得る利子については、部分合算課税の対象から除外することとされた(措令39の17の3⑧三)。また、同措置と併せて、そのグループファイナンス会社とその関連者等から資金調達を行う場合、すなわち、その関連者等である部分対象外国関係会社がグループファイナンス会社に対して行う金銭の貸付けによって得る利子についても、部分合算課税の対象から除外することとされている(措令39の17の3⑧四)。

しかしながら、部分合算課税の対象から除外されることとなる関連者等である部分対象外国関係会社が金銭の貸付けによって得る利子は、グループファイナンス事業を行う外国法人に対する貸付けに係るものと規定されていることから、グループファイナンス事業を日本法人が行った場合には、部分合算課税の対象から除外されないこととなる。グループファイナンス会社の国内設立の妨げとならないよう、規定の整備が望まれる。

- ・ 外国子会社合算税制の適用により親会社に合算課税が生じる場合、当該金額を被配分当期対象租税額として構成会社である子会社の対象租税に含めることができる。しかし、被配分当期対象租税額は『対象租税額』に限られており、親会社が欠損の場合は合算課税額を構成会社の対象租税額に含めることができない。従って、外国子会社合算額と国際最低課税額の二重課税が生じることとなる。上記二重課税を回避するために、以下のどちらかの措置を講じることが要望する。

①親会社が欠損であっても、被配分当期対象租税額として、外国子会社合算税制等の適用により合算された金額を、構成会社である子会社の対象租税額に含めることができるよう措置を講ずること

または、

②外国子会社合算税制で所要の措置を講ずること

(法令155の35③)

- ・ 法人税に関するQ&A(令和5年12月(令和7年10月改訂))Q9において、グループ通算税効果額は対象租

税の額に該当しない旨が明記されている。従い、外国子会社合算税制の適用により、親会社に合算課税が生じる場合でも、グループ通算により親会社の納税が発生しない場合は、当該合算額は被配分当期対象租税額として構成会社である子会社の対象租税に含めることができないため、国際最低課税制度と外国子会社合算税制とで二重課税が生じることとなる。また、グループ通算後も親会社において納税が発生した場合でも、親会社の所得と欠損通算子法人との所得を通算する場合は、外国子会社合算税制により生じた合算課税額の全てを被配分当期対象租税額として構成会社である子法人の対象租税に含めることはできず、二重課税が生じることとなる。

従い、国際最低課税制度において、通算税効果額も対象租税に含める、または、外国子会社合算税制で所要の措置を講ずることを要望する。(法令155の35④、法規38の29④⑤、法人税に関するQ&A(令和5年12月(令和7年10月改訂))Q9)

8) PMI特例

- ・ いわゆるPMI特例に係る特定譲渡の譲渡先要件について、内国法人についての緩和を検討されたい。具体的には措法66の6①四について割合のいずれかが零を超えるものに限るものとしている制限を撤廃してほしい。譲渡前に持ち分が零であっても特定譲渡後については、合算対象となるのであるから、譲渡先から除外するのは適切でないとおもわれる。
- ・ 措令39の15①五の冒頭括弧書きにおいて、PMI特例の適用範囲として、内国法人が保有する外国関係会社は適用の対象外とされているが、適用できるようにしてほしい。PMI特例において、内国法人の直下の外国子会社については認められない趣旨は、当該PMI特例の適用により譲渡益を合算所得から除いたとしても、その後の清算において、みなし配当と清算損が同時に生じ、みなし配当免税と清算損の損金算入効果が取れてしまうようなケースを想定し、それを防ぐためのものであった。しかし、その後の令和2年改正による子会社簿価減額特例が導入されたことにより、当該除外の意義は既に失われていると考えられ、あえて二重に制限をかける理由もなく、BEPSに基づいた不要な法人の削減という企業目的に反したものとなっている。
- ・ PMI特例の対象外国法人を拡大し、譲渡先法人の制約についても緩和を希望する。
買収により取得してしまったペーパーカンパニーは、日本企業においては、保有するメリットはないため、清算等を進めていきたい。買収する頂点の法人がペーパーカンパニーであるケースや譲渡先を買収したグループ内の法人とすることで事業体制・資本のスリム化が実現でき、日本の法令上も問題が生じることはないと考えられる。
- ・ 参画前の過剰合算解消として、①英国のCFC税制等と同様、新規設立または新規の株式取得等により新たに外国関係会社に該当することとなった場合は、新たに外国関係会社に該当することとなった日以降一定期間は、合算課税の適用を免除すること、②外国関係会社の所得のうち、出資参画前に発生した所得に就いては合算課税の対象から除外すること、③外国法人を当該外国法人の事業年度途中で買収した場合、適用対象金額の算出においては、買収前後で事業年度を区切ることを認めること、④所謂「PMI特例」に就いて、SPCの買収・整理以外の再編類型にも広く適用可能となるよう、制度趣旨の見直しを行うことを要望する。
- ・ 平成30年度税制改正により創設された、海外企業グループの買収後に組織再編を行う場合に生ずる一定の株式譲渡益を合算課税の対象から除外する規定(いわゆるPMI特例)(措令39の15①五、②十八)については、2025年6月30日に経済産業省から公表された「日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会」の最終報告書P.12において、「日本企業のスピード感を持った成長を阻害することのないよう、海外M&Aにより取得した外国関係会社の取扱いについて、PMI特例の見直しを含め適切な課税範囲の検討を行う必要があると考えられる。」と指摘されている。

このPMI特例につき、以下の見直しを検討していただきたい。

- ① たとえば、100%子会社の株式譲渡益を特段の要件なく合算課税の対象から除外することができるとしたら、海外のグループ再編をより積極的に推進することが可能となるため、要件の見直しをお願いしたい。
- ② 譲受者は内国法人又は部分対象外国関係会社であることが要件とされているが、事業上・経営上の観点からは地域の持株会社への移管により資本関係を整理するのが最もあり得るケースであるなか、地域の持株会社が部分対象外国関係会社に該当しない場合も多く、せっかくのキャピタルゲイン特例が有効に活用されていない。譲受者の要件の緩和を検討していただきたい。

9) 二重課税調整規定の拡充

- ・ 内国法人が外国関係会社からその合算課税前に受領した以下のような配当等について、二重課税を排除するための措置を講じることを要望する。(措法66の8⑫)
 - ・ 3月期決算の内国法人が12月期決算の外国関係会社から3月末までに受け取る配当等
 - ・ 3月期決算の内国法人が3月期決算の外国関係会社から受け取る中間配当等

現行制度においては、合算対象となる会社の配当時期がコントロールできない場合、配当と合算所得の二重課税が生じるケースが有る。また、配当時期がコントロールできる場合でも、二重課税解消の為に本邦への早期の資金還流が阻害され事業の経済性が悪化するケースや、事業上は本来不要な配当時期コントロール等の工数が発生するケースが有る。従って、配当と合算所得の二重課税を排除するための一定の措置を講じることを要望したい。

- ・ グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、従来は無税国とされていた国・地域において法人税またはQDMTT等の導入が進んでいる。このような国・地域に所在する外国関係会社が、引き続き第三国の連結納税グループに含まれ、当該第三国で法人所得税を負担している場合には、当該第三国で納付された税額についても、外国子会社合算税制上の適用対象金額の計算および外国税額控除の対象となることを明確化するように、所要の法令改正を要望する。

グローバル・ミニマム課税(Pillar2)への対応として、従来は無税国とされていた国・地域においても、法人税またはQDMTT等の導入が進んでいる。一方で、これらの国・地域に所在する外国関係会社が、引き続き第三国の連結納税グループに含まれ、当該第三国で法人所得税を負担しているケースが存在する。現行の外国子会社合算税制は、外国関係会社が本店所在地国の連結納税制度に含まれる場合や、無税国等に所在する外国関係会社が第三国の連結納税制度に含まれる場合を想定した規定となっているが、法人税法のある国に所在する外国関係会社が第三国の連結納税制度に含まれる場合については、明確な規定が存在しない。このため、経済実態に変化がないにもかかわらず、Pillar2対応により本店所在地国に法人税制度が導入されたことのみを契機として、第三国で負担した法人所得税が日本の外国子会社合算税制上考慮されず、日本でのCFC合算課税と第三国での法人所得課税が重複するおそれがある。これは、租税回避防止という制度趣旨を超えて、正当な海外事業活動に二重課税を生じさせるものである。したがって、Pillar2導入後の国際課税環境を踏まえ、第三国の連結納税制度等により実質的に外国関係会社の所得に対応する法人所得税が課されている場合には、当該税額を外国子会社合算税制上適切に考慮できるよう、関係法令を明確化すべきである。(措令39の15⑥)

10) 当初申告要件の撤廃・緩和

- ・ 基準所得金額の計算上外国関係会社が保有する子会社等からの配当については控除することが認められているが、控除にあたって当初申告要件が付されているため、この当初申告要件を緩和して欲しい。外国関係会社において子会社からの配当の認識が漏れていた場合や保有期間要件を満たさないものとして当初申告を行った後に保有期間要件を満たしていたことが判明した場合でも、確定申告書において明細書に控除を記載していないと事後的に子会社配当の控除を認めないというのは不合理である。
- ・ 合算所得の計算における子会社からの受取配当金の控除に関する当初申告要件を撤廃又は宥恕規定の要件緩和を要望する。(措令39の15⑨)

特定外国関係会社又は対象外国関係会社でないと判断した会社が、その後の調査で当該判断を否認され、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当することとなった場合には、当該会社が25%以上出資する先からの配当につき、「別表十七(三の二)を添付しておらず、当初申告要件を満たさないため合算所得からの控除を認めない」とされるケースが想定されるため。また、今般の訴訟を踏まえると、当初申告要件の完全撤廃には一定のハードルがあるものと認識しているため、宥恕規定の適用範囲を明確化^(※)するアプローチも一案として考えられるもの。

(※) 当初申告時に全部合算に該当しないと判定した外国関係会社につき、後日の税務調査等で全部合算の対象となると指摘を受けた場合には、当初申告時に明細書の添付がなかったとしても、課税上弊害があると認められる場合を除き、「やむを得ない事情があると認める場合」に該当し、後日の明細書の提出をもって当初申告要件を充足することを通達等で明確化すること。

- ・ 外国関係会社の基準所得金額算定における子会社から受ける配当控除に係る当初申告要件の撤廃を要望する。

外国子会社について、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当せず、合算課税の対象外であるとの合理的な判断に基づき確定申告を行った後、税務調査等において異なる認定がされた場合、納税者が当初申告時に控除明細書を添付することは事実上不可能である。

それにもかかわらず、当初申告要件を満たさないことのみを理由に配当控除を認めないことは、納税者に予見困難かつ過重な負担を課すものである。また、外国子会社配当益金不算入制度では、平成23年12月改正により当初申告要件が撤廃されており、制度間の整合性も欠いている。

さらに、明細書の添付の有無により配当控除を一律に否定することは、委任の趣旨及び範囲を超える疑いがあり、租税法律主義の観点からも問題があるのではないかと。

したがって、当初申告要件の撤廃又は宥恕規定の見直しにより、税務調査等で事後的に合算課税の対象とされた場合にも、配当控除を認める措置を講じていただきたい。(措法66の6②四、措令39の15①四・⑨)

- ・ 合算所得の計算上、子会社からの受取配当等を控除する際には、別表十七（三の二）を添付することが必要となっているが、その後の修正や調査等で合算対象と変更された場合に、本来は控除されるべき受取配当等を所得から控除できない想定外の自体が生じてしまうため、当該当初申告要件を撤廃すべき。

- ・ 外国関係会社の基準所得金額算定における子会社から受ける配当控除に係る当初申告要件の撤廃を要望する。

外国子会社が特定外国関係会社又は関係外国子会社に該当せず合算課税の対象とならないと判断して確定申告を行った後、税務調査等により異なる判断がされた場合には、控除明細書を添付することはそもそも不可能であるにもかかわらず、当初申告要件を満たさないものとして配当控除が認められず納税者に不当な負担を強いる結果となる。また、外国子会社配当益金不算入制度においては平成23年12月改正において「当初申告要件」は撤廃されている。本規定の撤廃（ないし宥恕規定の見直し）により上記のような場合に配当控除が認められるよう措置していただきたい。(措法66の6②四、措令39の15①四・⑨)

- ・ 合算所得の計算上、子会社からの受取配当等を控除する際には、確定申告書に計算に関する明細書を添付することが必要になる旨定められている。

当初合算対象ではないと判断した会社が、その後の調査で当該判断を否認され、会社単位の合算となった場合には、当該会社が25%以上出資する先からの配当につき、「確定申告書に添付しておらず、当初申告要件を満たさないため合算所得からの控除を認めない」とされるケースが想定され、場合によっては二重課税が発生する可能性もある。このような場合には添付が必要ではないことを明らかにしていただきたい。

別表に記載する必要がないと考えていた会社であった場合、確定申告書に明細書を添付する機会がない。(措令39の15⑨)

- ・ 措令39条の15第9項は、平成21年度税制改正での外国子会社配当益金不算入制度の導入に伴って規定されたものであるが、申告時に明細書（別表十七（三の二））の提出が無い場合には、CFCでの申告上、子会社から受ける配当等の額を所得金額から控除する事が不可とされている。納税者が部分合算申告を行い、後に税務当局の判断により全部合算が適切であるとされた場合、当初の申告時に明細書が提出されていない為に配当控除が認められない事態が生じ得る。現行規定では、「やむを得ない事情」がある場合に税務署長が柔軟に対応できる余地はある一方で、その適用基準が明確に定められていない為、明細書の提出義務に関する規定の緩和を要望する。税務当局の判断によって全部合算が適切であるとされた場合に、明細書の当初申告要件を満たしていないことで、巨額な所得が合算されることは、企業にとって予見不可能な状況であることから改正を要望するものである。

11) 確定申告書への添付書類

- ・ CFC税制について、別表添付が適用対象金額・課税対象金額の確定の要件とならないように条文において手当いただきたい。昨今、別表の添付がないことにより所得のみを課税対象金額とし、適用対象金額の過程で控除されるはずである金額（例えば一定の受取配当金）について、「別表が作成されていない」ことを奇貨としてその減算を認めない、という更正がされると各種講演等で耳にすることが多くなった。昨今の事務負担の増加により、CFC子会社の情報収集に遺漏や不備があることはもはや避けられない中、また、適用対象金額の計算プロセス（特に減算）について別表の添付が要件であることが明確ではない中で取り扱いを明確化していただきたいと要望するものである。
- ・ 書類添付義務について、令和6年度税制改正にて部分対象外国関係会社についても、部分適用対象金額が条

件に満たない場合、添付義務が免除されるようになったが、合算対象がゼロの対象外国関係会社、特定外国関係会社まで対象を広げてほしい。合算所得がない場合、その金額の検証をする添付書類は不要と思われる。それは部分対象外国関係会社だけでなく、対象外国関係会社や特定外国関係会社も同様だと考えられ、事務負担軽減のために添付書類の削減を図って頂きたい。

- ・ 書類添付義務について、令和6年改正にて部分対象外国関係会社についても、部分適用対象金額が条件に満たない場合、添付義務が免除されるようになったが、合算対象がゼロの対象外国関係会社、特定外国関係会社まで対象を広げてほしい。合算所得がない場合、その金額の検証をする添付書類は不要と思われる。それは部分対象外国関係会社だけでなく、対象外国関係会社や特定外国関係会社も同様だと考えられ、事務負担軽減のために添付書類の削減を図って頂きたい。(措法66条の6⑪)

12) 海外のファンドに日本企業がリミテッドパートナーとして投資している場合における特例制度の新設

- ・ 海外のファンドに日本企業がリミテッドパートナーとして投資している場合における特例制度を新設することを要望する。(前提として、日本の企業がリミテッドパートナーとして海外のファンド(パススルーの事業体を想定)に投資をしており、自身の出資割合が10%以上であり、他にも日本の投資家が投資をしていることにより、ファンド以下のビークルが外国関係会社に該当するケースを想定。)

現在の税実務上は、日本の投資家がファンドを介して投資先ビークルを10%以上保有している場合(かつ投資先ビークルが外国関係会社に該当する場合)は、その投資先は外国子会社合算税制の検討対象となる。また、一般にファンドにおいては、ファンドビークルの下に何層にもわたって投資先ビークルが介在しているため、検討が必要となる対象が広範囲に及ぶこととなる。

しかしながら、通常ファンドにおいてはリミテッドパートナーに開示する資料は出資契約・パートナーシップ契約上限定されており、第三者である海外のジェネラルパートナーがファンドを運営している場合、日本の外国子会社合算税制の検討に必要な十分な詳細情報の提供を得られない(日本の投資家のために特別に詳細資料を提供してもらうことの理解が得られない)。

したがって、ファンドへの投資に関してそうした何層にもわたる投資先ビークルについて外国子会社合算税制の対象となるか否かの検討及び外国子会社合算税制の適用対象となった場合に課税対象金額の算定を行うことが実務上非常に困難である。

また、ファンドに対して単なるリミテッドパートナーとして参画している案件において、第三者であるジェネラルパートナーへ何らかの働きかけをし、日本の租税回避を目論むことは現実的には難しい。

これらのことから日本の企業がリミテッドパートナーとしてファンドに投資している場合においては、外国子会社合算税制の特例として、たとえば25%未満のリミテッドパートナー出資持分しか有さず、業務執行に関与しない場合など、一定の要件を満たすものについては、外国子会社合算税制が適用されないような特例制度を設けていただきたい。

13) 外国に外国子会社合算税制と同等の税制がある場合の適用関係

- ・ 外国に外国子会社合算税制と同等の税制がある場合の適用関係を見直すことを要望する。

2025年6月30日に経済産業省から公表された「日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会」の最終報告書P.24では、「基準所得金額の計算方法の選択等により重要な差異をもたらす取扱いについても見直しを行い、他国のCFC課税と日本のCFC課税が二重に適用されるケース等に対処する必要があると考えられる。」と指摘されている。

たとえば、米国のように外国子会社合算税制と同等の税制がある国の子会社の所得を合算する場合、孫会社の所得を合算した米国子会社の所得を合算することにより、同じ所得が2度合算されることになる。また、この場合において、米国子会社の所得について本邦法令に基づき合算を回避すると、米国において外国子会社合算税制と同等の税制による孫会社の所得の合算によって増えている米国税額を外国税額控除しきれなくなってしまうことがある。

外国に外国子会社合算税制と同等の税制がある場合の租税負担割合の算定方法を明確化するとともに、合算金額の考え方や外国税額控除の考え方を見直していただきたい。

14) 間接特定課税対象金額の繰越期間の延長

- ・ 間接特定課税対象金額の繰越期間を2年から特定課税対象金額と同様に10年に変更することを要望。平成22年度税制改正により過去2年までの間接特定課税対象金額は二重課税排除措置が講じられたが、保有形態が直接／間接にかかわらず外国関係会社として合算課税される仕組みは同じのため、二重課税排除措置に差分が生じないような仕組みとするべきである。(措法66の8⑩二)

15) CFC税制による課税対象金額を算定する際に使用する為替レート

- ・ 内国法人が措置法第66条の6第1項、第6項又は第8項の規定により特定外国関係会社若しくは対象外国関係会社に係る課税対象金額、部分対象外国関係会社に係る部分課税対象金額又は外国金融子会社等に係る金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額を益金の額に算入する場合における当該課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額の円換算は、当該外国関係会社の当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日におけるTTM（ただし、継続適用を条件として、当該内国法人の同日を含む事業年度終了の日のTTM）を使用するが、これを当該外国関係会社の利益を連結財務諸表に合算することとなる連結決算日におけるTTMとすることも認めることを要望。

本邦IIR（本則計算）における各対象年度の国別実効税率の調整後対象租税（分子）を構成する配分可能繰延対象租税額について、配分対象となる繰延税金費用は連結決算にて計上した留保金税効果に係る繰延税金費用に係るものとなるが、この繰延税金費用を算定する際の為替レートは連結決算日のTTMとなる。

一方で、被配分当期対象租税の額に関しては、法人税法施行令155の35③四において、上述の被配分当期対象租税額の制限額についてはCFC税制により益金の額に算入された金額に対応する部分の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額とあり、これは各対象年度の親会社において計上された税金費用の計算に含まれたものを意図しているため、適用される為替レートは外国関係会社の事業年度の末日から2月を経過する日のTTMを使用することから、分子（税金費用）に使用するレートが不一致となり分子の税金費用にゆがみが生じ、想定外の双方課税が生じる可能性があるため、所要の手当てを要望する。(措法66の6①⑥⑧)

(4) 外国子会社配当益金不算入制度

1) 益金不算入割合の引上げ

- ・ 一定の国内子会社からの配当金については、100%益金不算入とされている。その為、国内子会社と同等の条件を満たす海外子会社については、海外子会社受取配当金等の益金不算入割合を現行の95%から100%とする事を要望する。

5%益金算入する税制により、日本への資金還流の判断に一定の障害が生じていることから、100%の損金不算入を認めて頂きたい。

- ・ 益金不算入割合の拡充（95→100%）を要望する。二重課税の適切な排除や国際的なイコール・フッティングの観点、また海外子会社利益の国内還流及び再投資をより促進する観点からも、外国子会社からの配当金の全額を益金不算入としていただきたい。(法法23の2)

2) 持分保有要件の引下げ・廃止

- ・ 特定資源以外に対する海外投資については、持分保有要件を25%以上から海外主要国水準に引き下げることをお願いしたい。(法法23の2)
- ・ 持分割合25%以上の外国子会社から受ける配当等はその95%が益金不算入とされているが、特定資源（石油・天然ガス、鉱物資源等）に係る海外投資については、海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではない。海外子会社利益の国内還流及び再投資をより促進する観点からも、持分保有要件を廃止し、持分割合に関わらず海外配当益金不算入制度の適用対象とすることをお願いしたい。(法法23の2)

(5) 租税条約等

1) 二国間租税条約の新規締結・改正の推進

- ・ 租税条約は、国際的二重課税の解消や投資・経済交流の促進を図るための重要な手段であるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。特に、資源確保という観点では、ボリビアなどの中南米地域諸国やアフリカ地域諸国、アジア地域諸国においてはラオスやミャンマー、カンボジアなどとの条約締結に向けた取り組みをお願いしたい。

加えて既存の条約についても、更なる投資交流の活発化、源泉税率の高い国からの配当還流の促進のために、配当等に係る源泉所得税の免税ないしは大幅な軽減を盛り込んだ改定を進めていただきたい。

- ・ 投資・経済交流促進の観点から、投資先国における投資所得（配当・利子・使用料）に係る源泉地国課税の軽減又は免除を盛り込んだ租税条約の見直しを期待する。

特に、親子間配当に係る源泉税免除を備えた租税条約の改定や、技術交流促進の観点から、使用料（インド及びパキスタンの「技術上の役務に対する料金」を含む）に係る源泉税免除についての改定を要望する。

- ・ いくつかの新興国（中国等）では日本企業同士の合併において、在外子会社が譲渡されたとみなされ時価評価の上、現地で日本企業に対し課税されることがある。その場合、日本での外国税額控除以外での税額控除を認めてほしい。現在は、外国税額控除を使用して二重課税を回避する設計になっているが、控除枠が不足する場合は二重課税となってしまう。

2) 使用料に対する源泉地国課税の免除

- ・ コンテンツ・IPの利用に係る国際取引が、アウトバウンド及びインバウンドの双方向において増大していく中で、使用料に対する源泉地国課税は価格交渉における大きなハードルとなっている。欧米主要国との租税条約と同様、使用料に対する源泉地国での免税が拡大されることを要望する。（日韓租税条約12、日中租税条約12、日タイ租税条約12、日加租税条約12、日豪租税条約12、日台租税取決め12等）

3) 租税条約適用に係る手続等

- ・ 「租税条約に関する届出書」の提出時期は、最初にその所得の支払が行われる日の前日までに提出すべきこととされているが、特に条約相手国の居住者証明書の入手に長期間を要することがあり、条約の特典を適用した上でのタイムリーな支払が難しくなっているケースがある。届出の提出時期や添付書類の要件を緩和し、居住者証明書等が後日入手される場合でも還付申請によらず源泉徴収の減免を認めるなどの改正が望まれる。（実施特例法省令2）
- ・ 租税条約の届出書の廃止を要望する。相手先の所在国が確認できるものを保管する前提で、租税条約上の限度税率での源泉課税を認めてほしい。租税条約の届出書取得に多大な時間とコストがかかっており、コロナ感染症のように全世界で業務が停滞すると入手困難となり、契約実行や支払スケジュールに悪影響を及ぼす可能性がある。

(6) 過大支払利子税制

1) 適用免除基準の判定

- ・ 特定資本関係単位での計算の他に、グループ通算単位での計算の選択肢も追加いただきたい。現行法上は、単体法人での免除規定を満たさない場合、特定資本関係での免除判定が可能となっている。

ただし、グループ通算法人以外の情報の取得が実務上煩雑であるため、選択肢として、グループ通算法人単位での計算も免除判定に追加いただきたい。（措法66の5の2③）

2) 対象純支払利子等の範囲

- ・ 国内法又は租税条約によって課税を免除又は非課税としている利子については、対象外支払利子等の額に加えることを要望する。

本来課税される利子について、政策的意図をもって課税を免除し、又は非課税として日本の租税を課さない

と国が決めている利子については、同じく対象外としている非課税法人である一定の公共法人に対する利子と同様に過大支払利子税制の対象となる支払利子等から除外すべきである。

たとえば、非居住者・外国法人・金融機関等の投資家について非課税とされる民間国外債の利子については、発行体が最終投資家の情報を得るインフラがなく簡便法を採用せざるをえないと思われるが、一般的な統計的データをベースとして利子の75%を過大支払利子税制の対象とすると、民間国外債による資金調達を利用したSPCを使ったビジネスで不測のネガティブなキャッシュフローへの影響が生じて支障があると思われる。(措法66の5の2②三イホ、措令39の13の2⑥⑩)

- ・ 対象外支払利子等の額の範囲に、利子税・延滞金（延納分）を含めて頂きたい。

本制度は第三者への支払利子による租税回避目的防止という趣旨であることから、利子税・延滞金（延納分）は対象外支払利子等の額の範囲に含まれることが妥当と考える。現在、対象外支払利子等の範囲に、公共法人のうち政令で定めるものに対する支払利子等があるが、「政令に定めるもの」に税務署・地方公共団体が含まれていない。(措法66の5の2②三)

(7) グローバルミニマム課税制度

1) 第1の柱・第2の柱共通

- ・ OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとしていただきたい。2021年10月にOECDから公表された、二本の柱を中心とする新国際課税ルール及び関連する国内法の整備は、証券会社等の業務に影響を与えるおそれがある。したがって、その影響について十分に配慮したうえでルールの策定、法整備を進めていただくことを要望する。

2-1) グローバルミニマム課税制度（第2の柱）全般

- ・ 国際最低課税と外国子会社合算税制の統合を視野に入れた簡素化を要望する。GloBEルールは保有割合10%以上の譲渡損益をGloBE所得に含めない。CFC税制においても部分合算の対象となる受動的所得である有価証券の譲渡損益の内、保有割合10%以上のものを除くことはできないか。有価証券の譲渡損益は、GloBEルールは10%以上の保有で所得から除かれるが、CFC税制には除外規定がなく、違いが大きい。大量の株式を保有する会社においては、基準が異なることで管理の負荷が大きいので、CFC税制をPillar2税制に統合する等の制度の簡素化を要望。(法令155の18②四、155の18③五)
- ・ GMTは、外国子会社合算税制などの既存の租税回避防止措置との重複が多いと感じる。国内法制化されたIIR（国際最低課税額制度）も含めて重複の排除や簡素化を検討していただきたい。現状事務負担が過大であり、両制度の運用の明確化が必要と考える。(法法82～82の11、法法150の3、措法66の6～66の9)
- ・ 過度に複雑な制度であるため、通達やFAQ等により実務的な解説を充実させることはもちろんのこと、恒久的セーフハーバーの計算が十分に簡素なものとなるようなIFへの働きかけや、CFC税制の簡素化等、事務負担軽減の工夫を十分に実施いただきたい。

2-2) 所得合算ルール IIR

- ・ グローバルミニマム税制について下記の要望を行う。

簡易的な制度構築

国内法制化にあたっては、OECDのモデルルールをベースとした恒久的SHへの移行後も、移行期SHと選択できるルールを継続できるよう、OECDとの協議を継続いただきたい。なお、2024年度の税務申告における当社グループの税負担額は1億円に満たない見込みであり、GMT制度の目的としている軽課税国への所得偏在はないものと受け止めており、簡易的な制度構築を要望。

簡易算定によりトップアップ課税の対象から除外するルール（いわゆるセーフハーバールール（以下SH））は、制度導入から4年間（1年間延長済み）の移行期ルールを運用しつつ、OECDにおいて、恒久化に向けた設計されており、既に公表されている^(※)簡易ETRについてのモデルルールは、多数の調整項目を必要とするため、現在の移行期SHと比べて企業負担が相当程度増加する懸念がある。

^(※) 簡易ETRによる負担増…従来どおりの連結財務諸表の作成に使用される財務会計データに加え、構成事

業体間の取引についての法人所得税の目的における移転価格への調整、繰延税金資産負債の15%への引き直しをはじめとした多数の税務領域に関する調整を行う必要があり、企業にとって事務負担がかなり高い。

- ・ 構成会社等の範囲について、期中に清算した会社もPillar2の計算対象となるが、期中に清算した会社は対象外としてほしい（合わせてCbCRも期中清算会社は記載対象としないよう要望）。Pillar2の計算は清算後にしか実施できず、清算もしくはグループ外に譲渡した場合は、情報収集が困難である。
- ・ GloBE情報申告書の提出義務者と同様に、納税主体についても最終親会社（UPE）から指定された国内グループ会社とすることを可能にして頂きたい。UPEは株式を保有するのみで傘下会社の経営に関わっておらず、単にトップアップ税額の負担だけが生ずることになる場合、UPEがGloBE情報申告書の提出義務者を指定できるのであれば、納税義務者も同様に指定できることとする方がより経営の実態に即していると考えられる。
- ・ 最終親会社等財務会計基準が日本基準でない場合に、日本基準（又は代用会計基準）の選択適用を可能とすることを要望。

国内最低課税額における当期純損益金額は、最終親会社等財務会計基準に基づき計算した金額とされているが、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税と同様、一定の場合^(※)には、代用会計基準の適用が可能とされている。

この点、所在地国等財務会計基準との選択適用が可能とされている国も一定程度存在することに鑑み、最終親会社等財務会計基準が日本基準でない場合における会計基準の要件について、一部緩和を求めたい。

^(※) 法人税法施行令第155条の16第2項において、「最終親会社等財務会計基準に基づくものをを用いることが合理的でないと認められる場合として財務省令で定める場合には、当該最終親会社等財務会計基準に代えて代用財務会計基準（中略）に基づくものをを用いることができる」と規定されており、これに係る法人税法施行規則第38条の13第4項では、「会社等が企業グループ等に新たに属することとなった日から当該企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表を作成するまでの期間が著しく短いことその他の事由により、同項の税引後当期純損益金額又は個別財務諸表若しくは恒久的施設等純損益金額について、最終親会社等財務会計基準に基づくことが実務上困難であると認められる場合」と規定されている。（法82の19、法令155の16、法規38の13）

- ・ 最終親会社適用会計基準において、現地会計基準で作成された子会社や恒久的施設（PE）の財務諸表を特段の会計基準の調整なく連結決算数値として取り込む事が許容されている場合、当該PEについては、当該現地会計基準で作成された財務諸表を「最終親会社等財務会計基準に従って作成された恒久的施設等の各対象会計年度に係る個別財務諸表」として見なす事が出来る旨、明確にして頂きたい。本邦での実施にあたり、OECD/G20 BEPS包摂的枠組（IF）での国際合意に基づく国際課税ルールの制定が必要である場合には、日本政府よりIFに対し所要の働きかけを行って頂きたい。（法令155の16）
- ・ UPEの会計基準に則った財務諸表の作成が求められているが、移行期間CbCRセーフハーバーで認められている税務申告や内部管理会計等の為に作成された財務諸表の活用を許容していただきたい。（法令155の54②二）
- ・ 簡素化ETRSHと本則計算で二重の負担を避ける為、本則計算で要求されていないが簡素化ETRSHだけに必要な追加情報が発生しないよう、国内法制化の際に配慮いただきたい。
- ・ 租税回避的な資金供与に係る費用”の対象となる費用の明確化を希望。“租税回避的な資金供与に係る費用”に関して、資金供与に係る費用の対象範囲が不明瞭であり、かつ、モデルルール3.2.7及び10.1にあるグループ内金融取引の用語の定義（信用供与もしくは投資）と異なる。納税者の予見可能性及び正確な個別計算所得等の金額の計算のため、対象となる費用の明確化を要望する。（法令155の18②十三）
- ・ OECD/BEPSプロジェクトにより公表された第2の柱に係るOECDモデルルール3.2.7（MR3.2.7）は低税率国の実効税率（ETR）を人為的に高めるグループ内金融取引を防止する規定である。銀行グループ内で行われる本支店間取引は、資金管理・流動性規制対応等のために必須の銀行の中核業務であり、租税回避目的ではないほか、本店所在地国が全世界所得課税方式を採用している場合、法人全体では課税構造が変わらず、租税回避の余地は乏しい。MR 3.2.7を機械的に適用すると、本来高税率の国が低税率国と判定される不合理な結果が生じ得るほか、銀行グループ内の本支店間取引が制約されると、銀行業務や国際金融システムの安定性に悪影響を及ぼすおそれがあることから、商業上・規制上の目的で行われる銀行の本支店間取引は、MR 3.2.7の適

用対象外と明確化することを要望する。(法令155の18②十三など)

- ・ 対象租税の明確化を要望。どの国のどの税金が対象租税なのか、リスト化していただきたい。国税庁のリリースだけでは難しいと想定されるため、OECD IFに作成・公表を促していただけないか。納税者の事務負担軽減・申告内容の適正化につながるだけでなく、当局側にとっても調査の助けになると思われる。(法82二十九、法令155の34、法基通18-1-64/65/66)

- ・ 外形標準課税(付加価値割)のうち単年度損益を課税標準の構成要素とする部分については、対象租税の範囲に含めるよう再検討することを要望。

法人税基本通達18-1-66(対象租税の範囲に含まれないものの例示)において、対象租税には事業税の付加価値割は含まれない旨が示されており、本通達の趣旨説明では、「付加価値額において単年度損益が考慮されているのは、納税額を減らすために報酬給与額を意図的に減らすことを防止するためのものであるところ、事業税の付加価値割は、あくまで付加価値額に対して課されるものであることから、(中略)対象租税の範囲に含まれない。」と説明されている。しかし、単年度損益は法人税において課税標準を構成し、結果として法人の所得について課税が行われていることから、付加価値割のうち単年度損益を課税標準の構成要素とする部分については、対象租税の範囲に含めるよう再検討していただきたい。(法82、法令155の34、法規38の27、法基通18-1-66)

- ・ 国際最低課税額の計算においては、内国法人の全世界所得が欠損の場合または繰越欠損金を持つ場合において、外国支店の所得を合算することにより減少した欠損、又は、繰越欠損金の額に、法定実効税率を乗じたPE課税額等(相当)を、将来繰越欠損金が解消しPE所得等に本邦親会社において課税がされた場合には、そのPE課税額を欠損金が生じた期の合算対象となるPEの対象租税(分子)の計算に含めて再計算を行うことを認めることを要望。(法令155の35③一、法規38の29①)
- ・ 親会社で全世界所得に基づき納税した税額のうち、PE所得に係る部分の配賦について、配賦計算が複雑なため、PE(支店)で納税した金額をPEの税額とするなど、簡便的な方法を認めていただきたい。(全部or親会社とPE国の法定税率の差が〇%以内というバーを設けるなど)
- ・ 「当該恒久的施設等の所得に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」を以下の通り明確化を要望。(法令155の35③一、法規38の29①一)

①恒久的施設等の外国税額控除の額ではなく、当期対象租税額と被配分対象租税額の差額について明確化してほしい。全世界所得課税の本店に対し、計算に使う所得の期ずれでグローバル・ミニマム課税を課税すべきでない。

②グループ金融による費用の加算調整がある場合は、それも所得に加算。相手方の所得も減算してほしい。銀行業はグループ金融調整の対象外とすべきであり、グループ金融調整は法人税法の規定に含まれることを明確にすべき。

- ・ 国際最低課税額の計算においては、本邦親会社が欠損の場合または繰越欠損金を持つ場合において、CFC所得等を合算することにより減少した欠損、又は、繰越欠損金の額に、法定実効税率を乗じたCFC課税額等(相当)を、将来繰越欠損金が解消しCFC所得等に本邦親会社において課税がされた場合には、そのCFC課税額を欠損金が生じた期の合算対象となる外国子会社の対象租税(分子)の計算に含めて再計算を行うことを認めてほしい。本邦におけるCFC税制において親会社欠損である場合において、合算課税生じる外国関係会社の所得が親会社に合算される場合は、その親会社に欠損金額は、合算される外国関係会社の所得の分だけ減少する。このような場合に、将来の期において欠損金が解消した場合には当該減少した欠損金額に相当する税金費用が生じる。一方で、欠損金が発生した事業年度においては外国関係会社において国際最低課税額が発生し双方課税の要因となりえるため、これを是正する手当を要望する。(法令155の35③四、法規38の29④⑤)
- ・ 令和6年度税制改正にて、IIRで発生した国際最低課税額に対する法人税は、外国税額控除ができないとされているが、CFC税制の対象となる3月決算の外国子会社に関して国際最低課税額が発生した場合には、最終親会社、又は、CFC税制により外国子会社の所得を合算する構成会社等である内国法人において、その税額について外国税額控除ができるよう要望する。3月期決算の外国関係会社は当期純損益金額とCFC税制等により益金の額に算入された金額が1年ズレている。そのため、CFC税制により発生する税額をIIRの被配分当期対象租税額に反映できない。取り込み時期のズレによる二重課税が発生しないよう、手当が必要。(法令155

の35③四)

- ・ CFC税制による合算課税が翌期に行われる場合、合算課税の対象となる構成会社の当期純損益金額（分母）に対応する税金費用（分子）は整合しない。かかる状況を是正するため翌期の連結財務諸表に含まれる合算課税額を分子にする、という特例の追加を要望。令和7年度税制改正大綱にてCFC税制の対象となる構成会社の留保金税効果に係る法人税等調整額を調整後対象租税額に含める措置が講じられる方針が示されたが、法人税等調整額として計上する翌期の合算課税額の見積りを行うことは負荷が高く、また正確な見積りを行うことは困難である可能性が高い。従って納税者の申告納税義務の安定的な履行のため、外国関係会社に該当する構成会社の国別実効税率の算定に係る税金費用（分子）について、翌期の合算課税額とすることを許容する特例の追加を要望する。（法令155の35③四）
- ・ 国外支店を持つ一の外国関係会社が、外国子会社合算税制の対象となった場合、被配分当期対象租税額の経過措置の対象になるか否か、明確にしていきたい。（令和5年度改正法規附則2）
- ・ 被配分対象租税額におけるCFC合算額のプッシュダウンに関する改訂を加えてほしい。被配分当期対象租税額等は外国子会社合算税制により外国関係会社の所得を益金の額に算入した親会社等に係る租税を勘案して計算することとされているものの、仮に通算グループ全体としては法人税を納付する場合であっても、当該親法人の所得が無いときは、配分できる金額も無いものとなる。当該親会社側では納税が生じていなくても、外国子会社合算税制による合算により現に（欠損金が減少するという形で）税負担が生じることとなることから、この税負担分はCFCにプッシュダウンされることが合理的であると考えため、措置されることを要望する。（法規38の29⑦）
- ・ 親会社が欠損の状態ではCFC所得の合算があった場合、CFC税額の子会社法域へのプッシュダウンが認められておらず、それに伴う二重課税が生じております。最終的に欠損であったとしてもCFCによる合算課税額が課税所得を構成していることは事実であり、それによって繰越欠損金の発生が減ることは事実上の二重課税状態であると考えられる。CFC税額の子会社法域へのプッシュダウンに関しては、OECDルールにより定められており、日本法令のみ異なるルールを設けることは困難であることは承知しておりますが、ご検討頂きたく存じます。
- ・ グローバル・ミニマム課税の計算において、親会社が欠損の場合、外国子会社合算税制に基づき生じた税金が考慮されず、実質的に二重課税となる事態が生じていることから、二重課税排除の措置を設けることを要望する。（法基通18-1-76）
- ・ 移行対象期間の固定資産の譲渡について、簿価譲渡以外の場合、簿価譲渡したものとしてほしい。
移転価格の考え方にもとづくと、マークアップを乗せて譲渡しているケースが多いと想定されるため、簿価+10%以内であれば調整しない、など一定の閾値を設ける対応をお願いしたい。情報収集・税額算出が煩雑であり、グループTPポリシーに基づき取引が実施されているなどの事情がある。
- ・ 資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例に係る適用関係を明確化を要望する。
除外資本損益として個別計算所得等の金額の計算から除外されるポートフォリオ株式以外の株式の譲渡損益については、個別計算所得等の金額の計算においてこの特例を適用した場合、条文上、その譲渡損益を個別計算所得等の金額から除外できないように解釈されうる。除外資本損益として個別計算所得等の金額の計算から除外されるポートフォリオ株式以外の株式の譲渡損益等は、この特例を適用した場合にも個別計算所得等の金額の計算において除外できることを明確にすべきである。（法令155の24、法規38の20）
- ・ 損失等が二重に認識されているケースの一定の調整規定を明確化を要望する。
附則上、この一定の調整規定の対象となる取引は特定多国籍企業グループ内の構成会社等間の取引とされている。しかし、取引相手が関連者か第三者かに関係なく、その取引から発生している費用・損失について、1つの特定多国籍企業グループ内の2つ以上の構成会社等でその費用・損失を認識している場合に一定の調整をすべきであると考えられるため、この調整規定の対象となる取引を特定多国籍企業グループ内の構成会社等間の取引に限るべきではないと考える。（令和5年度改正法規附則3⑭、⑮）
- ・ トップアップ税額が発生した海外子会社の最終親会社（UPE）と、その海外子会社がタックスヘイブン対策税制において合算対象となった場合の納税義務者（P社）が異なる場合がある（ただしどちらも内国法人）。UPEに資力がない、株式を保有するのみで傘下会社の経営に関わっていないなど、UPEがトップアップ税額を負担するのが適切でないことにより、P社がUPEに対してトップアップ税額相当額をを補填した場合、そ

の補填額をP社において損金算入とするか、UPEで益金不算入／P社で損金不算入として頂きたい。^(※)両者が完全支配関係にない場合も含む。

現行制度では、このような補填額は一般寄附金とされ、受取側で益金算入の一方、支払側は損金算入に制限が生ずる。グループ内での法人税負担の調整にすぎないため、グループ通算制度における通算税効果額の授受と同様、新たな税負担が生じないようにすべきである。

- ・ 特定多国籍企業グループの最終親会社等が他の特定多国籍企業グループの最終親会社等を通じて、共同支配会社等に出資を行っている部分がある場合、帰属割合の計算から、他の特定多国籍企業グループの最終親会社等に係る割合を控除することを要望する。

特定多国籍企業グループの最終親会社等に係る所有持分が50%以上の持分法適用関連会社であっても、当該持分法適用関連会社が特定多国籍企業グループの最終親会社等（以下、他の最終親会社等という）に該当する場合は、共同支配会社等の定義から除かれ、独立のグループとして申告・納税が行われる。

一方で、最終親会社等が直接・間接に出資を行っている他の共同支配会社等について、他の最終親会社等経由で保有している持分がある場合、当該共同支配会社等に係る最終親会社等の帰属割合の計算上、当該他の最終親会社等に係る帰属割合が最終親会社等の帰属割合から除かれず、過剰なトップアップ税額が生じる虞がある。

従い、最終親会社等の帰属割合から、他の最終親会社等に係る帰属割合を控除する措置を希望するもの。
(法82の2①、法令155の37②)

- ・ 現在の国税庁Q & Aによれば、「親会社等が外国子会社合算税制等の適用を受ける場合に行う子会社に対する配分は対象租税の額に限られているところ、通算税効果額は対象租税の額に該当しないことから、これを配分することはできません。」と明記されている。通算法人間における租税債権債務の決済という形態であったとしても、経済的には税負担をしている事は明らかであり、この取扱いは税制上の公平性を欠くと考えられる事から、通算税効果額も対象租税額として取り扱うよう、所要の改正を行う事を要望する。

所得合算ルール（IIR）の適用に際し、CFC税額は「被配分当期対象租税額」として外国子会社（構成事業体等）に配分される事により、子会社所在国の「国別調整後対象租税額」に加算し、実効税率計算の為の分子に含まれる事とされていることを踏まえたものです。

- ・ 特別税額控除等規定について、対象となる日本の制度を明確化することを要望する。

2026年度税制改正では、国別特別税額控除等相当額のうち一定の金額を国別調整後対象租税額に含めることができることとされ、その国別特別税額控除等相当額とは、その所在地国における全ての構成会社等の一定の特別税額控除等相当額の合計額とされている。そして、特別税額控除等相当額の計算の対象となる特別税額控除等規定とは、税額控除等規定のうち一定の要件を満たすものであり、法令にはその要件が定められているが、日本にはさまざまな税額控除等の制度があることから、特別税額控除等規定に該当することとなる主要な税額控除等について明示し、列挙していただきたい。(法82の3、法令155の42の2、法規38の34の2)

- ・ Globe情報申告は2025年度分から申告期限が決算日から15ヶ月以内となりますが、国内と税務申告業務と重なるため、申告業務に大きな負荷がかかっている。恒久的に申告期限を決算日から18ヶ月以内としていただきたい。(法150の3①②)
- ・ 国際最低課税額は連結等財務諸表に使用された個社別の数値をベースにするものであって、内部取引消去等を行った後の連結等財務諸表の数値は使用しない（国際最低課税額確定申告書を提出する多国籍企業グループについて、連結等財務諸表における総収入7.5億ユーロの判定は不要である）はずのため、添付の必要性が無いものと思われる。よって、資料は添付ではなく保存義務とし、税務調査において真に必要な時にのみ提出を求める形としていただきたい。

また、計算に使用した各種証憑など、申告書以外の一切の資料について、事務負担軽減の観点から、添付要件を課すことが無いようにしていただきたい。(法82の6③、法規38の47)

2-3) 国内ミニマム課税QDMTT

- ・ ①QDMTTで支払った国際最低課税は控除限度額に関わらず外国税額控除の対象とすることを要望。構成会社等やその構成会社等の恒久的施設等で現地QDMTTが導入されている場合には、その本邦IIRと現地QDMTTの法令の違いにより不要な課税が生じる可能性がある。かつ、QDMTTの発生に伴い国外源泉所

得が創出されない可能性があるため（外国税額控除限度額の改正条文が不透明）、外国税額控除限度額の範囲内での控除を認めるのではなく、その全額を外国税額控除の対象とすることを要望。

- ②最終親会社以外の構成会社等でQDMTTで国際最低課税を支払った場合について、外国税額控除の適用をする法人の明確化を要望。最終親会社以外の構成会社等に海外支店があり、当該海外支店の所在国で現地QDMTTを納付した場合、支払った税額について外国税額控除を適用する法人が、最終親会社なのかQDMTTを支払った会社なのかが不明確であるため。（法令141②～⑤）

(8) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対抗に係る措置（簿価減額特例）

- ・ 本税制の適用除外要件及び適用回避防止規定に定められている10年超支配要件の緩和（例、10年超支配→5年超支配）することを要望する。現行制度上、他の法人に対して特定支配関係を有してから10年超経過した後の配当等については、本税制が適用除外となるものとなっている。また、本税制の適用回避防止規定の発動の判定についても、関係法人や他の関係法人を10年超支配しているかどうかが基準となっている。他の税制においては支配の継続要件が5年とされていたり、そもそも本邦の帳簿保存要件が7年である（諸外国によってはさらに短い場合もあるものと思われる）中、本税制については10年という相応に長い期間が設けられている。さらには、10年超経過しないと一定規模以上の資金還流や子会社の清算といったグループ戦略上重要な行為が制限されることとなっており、ビジネス運営に支障をきたすこととなっている。このため、10年超支配要件の緩和を要望したい。（法令119の3⑩三、⑭）

- ・ 本税制は対象配当等と同一事業年度配当等の合計額が各配当の基準時の直前において当該内国法人が有する当該他の法人の株式等の内最も大きいものの百分の十に相当する金額を超えるときに、適用されるものとされているが、この百分の十という要件を緩和することを要望する（例、百分の十→百分の二十）。

本税制は対象配当等と同一事業年度配当等の合計額が各配当の基準時の直前において当該内国法人が有する当該他の法人の株式等の内最も大きいものの百分の十に相当する金額を超えるときに、適用されるが、トリガー配当の水準が低いものと考えられる。国外からの資金還流を制限する一因となっておりビジネス運営に支障をきたす他、国外からの資金還流を促進しようとしている他の税制の趣旨にも反しているから、税制適用のトリガー配当水準の緩和を要望する。（法令119の3⑩）

- ・ 子会社・孫会社等の階層を問わず、グループとして当該法人に対する支配関係を取得した後に稼得した利益剰余金について、納税者が取得時期・取得割合・取得前後の利益剰余金額を適切に管理し、その額を立証できる場合には、取得後利益剰余金として取り扱い、本特例における簿価減額の対象外とすることを要望する。

また、特定支配関係の発生前から保有していた持分に対応する利益剰余金についても、その保有開始後に稼得した部分は取得後利益剰余金に含めることを要望する。（法令119の3⑭）

本税制は、株式取得時に既に蓄積されていた利益剰余金を配当した上で株式を譲渡することにより、経済実態を伴わない税務上の損失を創出する行為を防止するものである。したがって、株式取得時に存在した利益剰余金、すなわち投資原価見合いの利益剰余金を原資とする配当を簿価減額の対象とすることには、一定の合理性がある。

これに対し、株式取得後に当該法人が稼得した利益剰余金は、保有する持分に係る投資リスクを負担した結果として生じたものであり、投資原価の回収とは性質が異なる。これは、当該持分の保有中に特定支配関係が発生した場合も同様である。したがって、当該持分の取得後に稼得された利益剰余金を原資とする配当まで簿価減額の対象とすることは、本税制の趣旨にそぐわない。

現行制度では、特定支配関係の発生時点や形式的な継続支配要件を基準に判定するため、特定支配関係の発生前から保有していた持分に対応する取得後利益剰余金や、孫会社以下において実質的に取得後に稼得された利益剰余金についても、取得時利益剰余金として取り扱われる場合がある。納税者が各持分の取得時期・取得割合・取得前後の利益剰余金額を適切に管理・立証できる場合には、その実態に応じて取得後利益剰余金として取り扱うべきである。

- ・ 他の法人を分割承継法人とする適格分割により、他の法人が分割法人からその特定支配関係を持つ子法人株式を取得した場合には、分割法人とその子法人との特定支配日を分割承継法人が引き継げるようにすることを要望する。

法人税法施行令第119条の3第13項において、適格分割により分割法人から分割承継法人である内国法人に特定支配日が引き継がれる取扱いが定められているが、これと同様に、特定支配関係を持つ子法人株式が適格分割によって分割法人から他の法人である分割承継法人に引き継がれた場合は、分割法人とその子法人との特定支配日を分割承継法人に引き継がせる取扱いが合理的と考える。(法令119の3⑩～⑬)

- ・ 株式等の帳簿価額から減額される金額の特例について、特定支配後増加利益剰余金額超過額の計算における支配後配当等の額の合計額には、100%子会社からのみなし配当の額は含めないようにすることを要望する。

100%子会社からのみなし配当については子会社株式簿価減額特例の対象外とする一方で、「配当等」の定義からは外されていないため、特定支配後増加利益剰余金額超過額の計算における支配後配当等の額の合計額には、100%子会社からのみなし配当が含まれることになり不合理な結果が生じる規定になっていると思われる。(法令119の3⑪)

- ・ 他の法人が関係法人から配当を受けた場合において、他の法人の特定支配日の利益剰余金の額に加算される配当を、その関係法人が特定支配日に有していた利益剰余金の額を原資とした部分に限定することを要望する。

本特例では、関係法人の特定支配日から10年を超えるまで、その関係法人からの配当を他の法人の特定支配日に有していた利益剰余金の額に加算する適用回避防止規定が設けられている。

令和4年度税制改正において、関係法人（及びその傘下の関係法人全て）の設立時から継続して他の法人による特定支配関係があった場合等については、適用回避防止規定が発動しないこととなるよう手当されたが、設立後に買収した関係法人からの配当は、明らかに買収（特定支配関係発生）後に生じた利益剰余金の額からの配当であっても適用回避防止措置に抵触することになる。

しかし、その関係法人の特定支配日以降に稼得した利益剰余金の額を原資とした配当まで本特例の加算対象とするのは不合理であることから、加算の対象とされる配当を、その関係法人が特定支配日に有していた利益剰余金の額を原資とした部分に限定することとしていただきたい。具体的には、特定支配日以降に稼得した利益剰余金の額を超える配当があった場合には、その超える部分を特定支配日に有していた利益剰余金の額を原資とした配当として加算の対象とすることが望ましい。(法令119の3⑭二)

- ・ 関係法人の定義同様、他の関係法人についても規模の要件を定めることで、ごく小規模な他の関係法人の存在により、本税制が不適用となる要件に該当しないこととなる事態を解消することを要望する。

現行制度上、他の法人が「関係法人から配当を受けた法人」に該当する場合には、当該関係法人及びその傘下にある他の関係法人の全てが特定支配日から当該対象配当等の額を受ける日までの期間が十年を超えていない限り、本税制の不適用となる要件に該当しないこととなる適用回避防止規定が講じられている。この点、他の法人が「関係法人から配当を受けた法人」に当たるか否かの判定として、関係法人の規模について、関係法人配当等の額を受けた日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める当該関係法人の株式の帳簿価額が百分の五十を超えるものに限ると制限されている。企業側の負担等に配慮する趣旨で対象となる関係法人については一定規模に限定されている一方で、関係法人の傘下にある他の関係法人は同様の規模の要件が定められていない。このため、例えば、関係法人がごく小規模な他の関係法人の株式を対象配当等以前10年以内に取得している場合には、適用回避防止規定により、不適用となる要件に該当しないこととなる。関係法人には存在する規模の要件が、他の関係法人に存在しない合理的理由が存在せず、これにより国際的な投資資金の本邦向け還流が阻害されると考えるので、他の関係法人について規模の要件を設けることを要望したい。(法令119の3⑭二)

- ・ 子会社株式の減額要件や免除特例の要件の緩和を要望。株式取得前における株主の状況を、設立時から遡って証明することの煩雑さを解消すること等の免除手続き面における簡素化も要望する。

(9) AOA（帰属主義）・その他

1) 外国法人の日本支店が閉鎖する場合における事業税の損金算入の時期

- ・ 外国法人の日本支店が閉鎖する場合における事業税の損金算入の時期について明確にすることを要望する。

AOA導入前の制度のもとでは、外国法人が支店を閉鎖した場合には、旧法基通20-3-8（国内業務を廃止した場合の事業税及び地方法人特別税の特例）により、支店閉鎖事業年度において、事業税を損金の額に算入していた。

しかし、AOA 導入によりこの通達が廃止されたため、取扱いが不明確となっているので、規定を整備していただきたい。

2) 全世界所得課税を受ける本店の内部取引損益の控除

- ・ 全世界所得課税を受ける本店の内部取引収益に15%のみなし税金費用の計上を認めてほしい。本支店の内部取引は、本店と支店の当期純損益金額算出時に収益と費用に分ける。一方で、本店は全世界所得課税のため、課税所得には収益も費用もない。分子の税金費用と分母の当期純損益金額を整合させるための調整が必要。

3) 外国組員に対する課税の特例

- ・ 外国組員に対する課税の特例については、5年ごとの特例適用申告書等の提出手続も含め制度が複雑であり、法令遵守についてオペレーショナルエラー等の誤りが生じた場合には、他の投資案件も含めて税務リスクが生じるため、これが投資を控える要因となっていると思われる。令和8年度税制改正では、外国組員に対する課税の特例に係る適用要件の一部見直しが行われたが、上記の理由により、投資事業有限責任組合の外国リミテッドパートナーは、特別な要件を課すことなく恒久的施設を有しないこととしていただきたい。(措法41の21、措令26の30)

- ・ 外国組員の課税所得の特例の適用に係る株式等の保有期間一年以上の要件を見直すことを要望。

非居住者が特例適用投資組合契約等を締結している場合において、一定の要件を満たす内国法人の株式の譲渡をしたときは、特例適用投資組合契約等に係る事業譲渡類似株式譲渡益課税の要件（所有株数要件及び譲渡株数要件）の判定においては、個々の組員がその組合持分に対応した株数を有しているものとして判定する特例が用意されている。

また、本特例には除外措置が設けられており、非居住者がその締結している特例適用投資組合契約等に係る組合財産である内国法人の一定の株式を譲渡した場合には、その株式の譲渡については本特例の適用はないこととされる。そして法令上、その一定の株式は、「その譲渡の日においてその譲渡をした当該投資組合財産である内国法人の株式又は出資を当該投資組合財産として取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間が一年に満たないもの」等と規定されているが、本規定には、合併や株式交換等の組織再編成の対価として新たな株式の交付を受けた場合、その交付を受ける前の旧株の取得日を保有期間一年の判定の起算日である「取得をした日」とする旨の定めがないため、文理解釈上、その交付を新たな「取得」と捉えることにより、保有期間一年の判定の起算日が更新されると解される余地がある。

本除外措置の趣旨に鑑み、組織再編成の対価として新たな株式の交付を受ける場合は、旧株の取得日を保有期間一年の判定の起算日とすることが明確に解されるように、本規定を見直していただきたい。(所法161①三、所令281①四口、④～⑦、措令26の31)

4) 国際課税制度の法人税法への編入

- ・ 第2の柱グローバル・ミニマム課税は「国際最低課税額に対する法人税」として本法に規定されているが、既存の「外国子会社合算税制」、「移転価格税制」等は租税特別措置法に規定されている。この際、「外国子会社合算税制」、「移転価格税制」等も本法に規定し直し、国際課税制度の体系を明瞭に整理することを要望する。

国際課税に関する規定が本法と租税特別措置法に分かれて定められていることで制度の複雑で難解なものとなっており、混乱も生じやすい。

Ⅱ 所 得 税

1 所得税法

(1) 所得控除関係

地震保険料控除制度の充実

- ・ 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生以降、将来の地震動を予測する政府の地震調査研究推進本部において、これまで考慮されていなかった規模の大きな地震も含めた長期評価を行うなど、我が国を取り巻く地震リスクは、より大きなものに見直されている。これを踏まえ、平成29年1月および平成31年1月、令和3年1月に地震保険料率の引上げが3段階で実施され、さらに令和4年10月にも改定されている。これらの状況に鑑み「地震保険料控除制度」の充実策を検討する必要があるものとする。

地震保険料控除制度が充実することで、同制度が「自助努力の促進」の役割を引き続き果たし、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものとする。

(2) 源泉所得税

1) 源泉所得税の納付期限の延長

- ・ 所得税の納付期限については現状、その納付期限が極めてタイトであることから、源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税の納付期限を「源泉徴収の対象となる所得を支払った翌月の10日」から「源泉徴収の対象となる所得を支払った翌月末」等、期日を延期することを要望する。

2) グループ内人事異動時の給与に係る源泉徴収月額表の適用方法の見直し

- ・ 扶養控除等申告書の効力を踏まえた源泉徴収月額表の適用については、現状では人事異動後にその効力が無効化されるためにその適用を変更する必要があるが、源泉徴収票を人事異動後の会社へ引き継ぎ、最終的に年末調整時に年間の給与支給額に対する税額へ調整する制度においては必要性を欠くことになるため。

3) 著作権等の譲渡による対価の国内源泉所得からの除外

- ・ 非居住者から著作権等を譲り受けた際に支払う対価を、国内源泉所得から除外する改正を要望する。(所法161⑪十一口)

(3) その他

- ・ 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすることを要望する。会社が剰余金の配当を行う場合、支払を受けた者において配当課税や法人税課税が行われることとなるが、そもそも、剰余金の配当の分配原資は企業の税引き後利益であるため、配当金は、潜在的に二重課税の問題を有している。現在の配当控除や益金不算入制度では十分に二重課税の調整が図られているとは言えないことから、二重課税の排除を徹底するための措置を要望する。

2 租税特別措置法

(1) 金融所得課税の一体化の推進等

- ・ 金融所得に対する課税については、「貯蓄から投資へ」のシフトにより経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意することを要望する。

金融所得の税率は、所得水準にかかわらず一律（国税15%、地方税5%）であり、国税15%という税率は、

全納税者（申告納税者＋申告なしの給与所得者）の約98%（約4,360万人）にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている。

金融所得は殆どの国民にとって「重税」であることから、金融所得の税率引上げは「大衆増税」になることや、「貯蓄から投資へ」の流れに影響を及ぼす可能性を考慮いただきつつ、慎重に検討いただきたい。

- ・ 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い（税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要）をしていただきたい。

現在、株券等貸借取引に係る貸借料等は、雑所得として総合課税の対象となるため、確定申告の手間等から個人投資家の利用が頭打ちとなっている。市場流動性の向上や決済面での市場安定性向上、投資家の資産形成の推進のため、他の金融所得と同様の取扱いとすることを要望する。

- ・ デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めることを要望する。また、実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けていただきたい。

2016年から公社債等の利子等及び譲渡に係る損益について株式等と通算することが可能となっており、また、かねてより議論されてきた商品の垣根を越えた総合取引所が2020年に実現したことを踏まえると、デリバティブ等の金融商品から生じた決済損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが重要であると考えられることから、損益通算の対象を幅広い金融商品に認めることを要望する。（措法41の14等）

- ・ 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い（配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等）とすることを要望する。

- ・ J-Ships（特定投資家向け銘柄制度）において取り扱われるもの

- ・ 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの

J-Shipsは、プロ投資家の非上場株式等に対する投資機会の拡充及び既存株主等による非上場株式等の売却手段の多様化を図るために創設された制度であり、本制度の整備及び特定投資家の要件の弾力化により、リスク許容度の高いプロ投資家に即した投資機会の提供及びスタートアップへの成長資金の供給を促進すべく、上場株式等と同様の取扱いとすることを要望する。

株主コミュニティの参加者は、その会社の役職員や株主といった関係者のほか、リスク許容度の高いプロ投資家、企業の成長を支援する意向のある投資者等が想定されている。スタートアップを含む非上場企業は、株主コミュニティを活用することで、こうした参加者に対して自社の株式等への投資機会を提供することが可能であることから、上場株式等と同様の取扱いとすることを要望する。（措法37の12の2）

（2）上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

1）上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長することを要望する。

現行制度上、ある年において上場株式等の譲渡損失が発生した場合、その損失を翌年以後3年に亘って繰越控除することが可能とされているが、リーマンショック時に大きな譲渡損失を被った投資家において、その後3年間で損失のすべてを控除できたケースはほとんどなかったことや、各年の利益についてはすべて課税される（損失のように「控除しきれない」（課税されない）というケースがない）こととの整合性を踏まえると、現行の繰越控除期間では十分ではないと考えられるため、その延長を要望する。（措法37の12の2⑤）

2）上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭の課税区分

- ・ 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うことを要望する。

上場会社が非上場化する過程においては、公開買付け等により過半数を大きく上回る株式等を買集めた後、

少数株主等の同意を得ることなく残りの全ての株式等を取得するスクイーズアウトと呼ばれる方法が多く採用されている。現在、スクイーズアウトによって少数株主に交付された金銭は、上場株式等を保有し続けていたにも関わらず「一般株式等の譲渡」として取り扱われている。これにより、投資者は、当該金銭について上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除を利用できない不利益が生じているため、適正化を要望する。

3) 発行体からの通知遅延や情報の訂正に伴い授受される金銭の取扱い

- ・ 発行体から通知される交付金銭等情報通知や外国株式の剰余金支払後の原資変更等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における所得又は損失とみなす取扱いをしていただきたい。

上場会社において「みなし配当」が発生する場合、発行体は証券会社に対して、その交付金銭等に関する情報を通知することが義務付けられている。また、投資信託・投資法人の二重課税調整が必要な分配金等の支払を証券会社を経由して行う場合、投資運用会社や投資法人から証券会社に対して、その二重課税調整を実施するために必要な情報の提供が義務付けられている。

証券会社は、当該情報をもとに、証券会社や投資者に帰責がない事由が発生した場合（これらの通知に遅延・情報訂正があった場合や外国株式の剰余金支払後に原資の変更が判明した場合等）、証券会社は源泉徴収義務等の適正履行のための訂正処理を行い、投資者によっては修正申告が発生する等、証券会社・投資者の双方に多大な負担が生じている。証券会社・投資者の負担軽減の観点から、証券会社や投資者に帰責がない事由に起因する是正処理に係る所得の適正化を要望する。(措令4の6の2³⁹)

(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

- ・ 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃することを要望する。

特定口座において受贈者が同一銘柄を保有している場合の一部贈与が認められていない理由は、一部贈与による取得価額の調整が懸念されるためだと言われている。しかしながら、例えば、親から子へ、保有株式を少しずつ贈与する際であっても、たまたま子が同一銘柄を保有していた場合には、取得価額を調整する意図のない贈与であるにもかかわらず制限されてしまっている。投資家の利便性を低下させているとの苦情も寄せられており、過剰な規制となっていることから、改正を要望する。(措令25の10の2¹⁴)

- ・ 上場株式等（適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む）の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすることを要望する。

発行体からのオファーによる債券交換、預託証券等と株式の交換、外国法人同士の組織再編のうち、株主の投資が継続されていることが担保されていることを証することができるものについては、経済実態に実質的な変更がないと考えられる。こうした場合に、課税の繰延や特定口座への受入れといったことが可能となるよう要望する。

- ・ 資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすることを要望する。

配当金が資本剰余金を原資とするものであった場合、「資本の払戻し」に該当する部分は「みなし譲渡」となる。「みなし譲渡」部分については、措法通達37の10・37の11共-1(6)により、収入すべき時期は「その効力を生ずる日」とされている。この通達を踏まえ、証券会社においては、源泉徴収選択口座で保管する株式について、「資本の払戻し」があった場合、発行体から純資産減少割合等の通知（効力発生日の2週間前までに行うこととされている。）をもとに、効力発生日（一般的に、株主総会の日又は翌営業日に設定される。）において取得価額の調整を行っている。

この点、近年、配当に関する株主提案に伴い、株主総会の日まで、純資産減少割合等が確定しない（候補が複数ある）ため、証券会社において、効力発生日に取得価額の調整をできない事案が発生している。

このため、効力発生日（株主総会の日）から確定した純資産減少割合等の通知がなされるまでの間に、当該銘

柄の売買が行われた場合、証券会社では特定口座の取得価額・損益を手作業で再計算する必要があり、多大な負担が生じている。(所法36条、措法37の11の4)

- ・ 源泉徴収選択口座内の譲渡所得等の計算上、残高連動手数料や投資顧問契約に係る投資顧問報酬について、性格を問わず費用処理できるようにすることを要望する。

金融商品取引業者等においては、取引の都度、手数料を徴収する形態（都度型手数料）が主体だったところ、口座の資産残高に応じて手数料を徴収する形態（残高連動型手数料）を導入する動きが進んでいる。

残高連動手数料の費用処理が源泉徴収選択口座内で完結する簡素な制度が実現すれば、投資家が残高連動手数料サービスをより選択しやすくなるため、資産形成に向けたコンサルティングやアドバイスを受けやすくなり資産運用立国の実現に寄与することが期待されるほか、取引回数を気にすることなく、市況や日々のライフイベントに応じて少額から取引することが可能になる。

また、投資顧問報酬についても、その費用処理が源泉徴収選択口座内で完結することができれば、投資未経験者・初心者が投資判断を行うための情報を取得しやすくなり、貯蓄から投資への流れを加速させる一助となることが期待されることから、投資家の利便性向上のためにも、源泉徴収選択口座内の譲渡所得等の計算上、残高連動手数料や投資顧問契約に係る投資顧問報酬について、性格を問わず費用処理できるようにすることを要望する。(措法37の11の4)

(4) NISA（少額投資非課税制度）にかかる税制措置

- ・ 家計の安定的な資産形成の動きをさらに支援する観点から、投資商品の入替えをしやすくするための非課税保有限度額の当年中の復活や、様々な資産運用ニーズに応えるための対象商品の拡充等といった利便性向上に取り組むことを要望する。

(注) 制度設計に当たっては、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする

家計の安定的な資産形成の動きをさらに支援する観点から、NISA制度の更なる利便性向上等を図ることを要望する。現行のNISA制度における非課税保有限度額は、当年中に売却した分については翌年に限度額の枠が復活する仕組みとなっているが、投資商品の入替えをより円滑に行えるよう、売却した分だけ当年中に限度額の枠が復活するよう見直すとともに、多様な資産運用ニーズに応える観点から、対象商品の拡充を要望する。

(措法37の14)

- ・ 対象商品やNISA口座への受入れ等の要件の見直し、事務手続の簡素化等のNISA制度の利便性向上のための所要の措置を講ずることを要望する。

現行ではつみたて投資枠の対象として採用されていない指数の中には、既に広く浸透していると考えられる指数や長期・積立・分散投資に適した指数等も存在する。投資家の多様なニーズに応えるため、株式以外の資産に連動する指数（REIT指数や債券指数等）を追加するなどアセットクラスの多様化を図るとともに、一定の基準を満たす指数については指定インデックスとして採用されるように要件を改めることで、新規に開発された魅力ある指数へ機動的に対応することが可能になるため、つみたて投資枠における指定インデックスの拡充を要望する。

加えて、アクティブETF等をつみたて投資枠の対象として追加することにより、つみたて投資枠において幅広くETFが利用可能となる。併せて、アクティブ型投資信託に係る実績要件やデリバティブ要件を見直すことで、家計の安定的な資産形成に資する商品をより幅広く提供可能となる。以上のことから、NISA対象商品についてETF等の投資信託に係る要件の見直しを要望する。

また、投資者が従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等を持株会等口座から投資者個人の口座へ振替える場合、現行法令上、特定口座への振替えは可能であるが、NISA口座への振替えは認められていない。従業員持株会制度等を通じた投資は、成長資金の供給となるほか、定期的かつ長期的な個人の資産形成に寄与するものであり、NISAの制度趣旨とも合致すると考えられる。以上のことから、利便性の向上及び長期的な資産形成支援の観点から、一定の要件のもと、持株会等口座から投資者名義の口座に振替える際に、NISA口座への受入れを可能とすることを要望する。

さらに、NISAに関する事務手続の簡素化として、例えば、これまでe-taxを通じて行っていた届出等手続

につき、税務当局への簿価の報告に利用する認定クラウドを活用することにより、開設判定に要する時間の短縮、整理番号の廃止による廃止通知の簡素化及び開設手続の簡素化等を実現することを要望する。

また、2027年から開始される未成年者のNISA口座については、原則、基準年の前年末までは未成年者特定累積投資勘定及び特定課税未成年者口座から資産の払出し等を行うことができない。ただし、災害等事由やその他事由等に該当する移管等や払出しは、払出制限の例外（契約不履行等事由に該当しない払出し等）として措置されている。投資者の責めに帰すべきものでないもの（例えば、「投資信託の併合・分割で端数が生じた際の端数部分の一般口座への移管」）について契約不履行等事由に該当しない払出し等として措置を講じていただくことを要望する。（措法37の14）

- ・ 従業員による自社株式の売却益の非課税化を要望する。

「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、国民（従業員）の資産形成を支援すると伴に、人的資本経営の観点から従業員の自社株式の保有を促進し、企業価値の更なる向上という経営目線を涵養するため、従業員持株会からNISA（少額投資非課税制度）への株式の振替を認める等、非課税化を進め従業員の自社株式の保有促進を税制面からもサポートしてほしい。

- ・ NISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずることを要望する。

金融機関においては、新しいNISAの導入に伴い、年間投資枠や非課税保有限度額の管理・対象商品の管理等をはじめとして、制度要件を満たすための様々な対応が求められており、システム改修や業務委託等で費用面での負担が生じている。

さらに、2026年からは税務当局への前年末時点の非課税保有額（簿価）の報告が開始され、当該報告においてクラウド業者に対して支払う利用料等や2027年から開始される未成年者NISA口座の対応等、システムやコストにおいて更なる負担が発生している。

金融機関がNISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備（サステナビリティの向上）及び顧客へのNISAに係るサービスの充実に向け、金融機関の負担軽減のための措置を講じていただくことを要望する。

（措法37の14）

(5) 外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例

- ・ 証券会社等が外国法人（外国ファンド）との間で一定の外国国債を対象債券として行うレポ取引について、一定の要件のもと適用期限付きで利子の課税の特例が講じられているが、当該適用期限の撤廃を要望する。また、同特例措置の対象債券について、民間国外債を加えるなど拡大を図るとともに、外国金融機関等の範囲に、法人格のない組合型又は信託型の外国籍ファンドを加えることを要望する。（措法42の2）
- ・ 外国金融機関等が特定金融機関等との間で行う債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の非課税適用申告書に関する異動申告書の提出期限を撤廃又は緩和することを要望する。

現行制度において、外国金融機関等が特定金融機関等との間で行うレポ取引に係る特定利子の非課税適用を受けるためには、各種申告書を所轄税務署長に提出する必要がある。このうち異動申告書については、「非課税適用申告書」等の提出後に名称や本店等の所在地の変更をした場合、その変更日以後最初に特定利子の支払を受ける日の前日までに提出することが要件とされているが、変更日や利子の支払日のタイミングによっては、各関係者が遅滞なく手続きを実施しても提出期限に間に合わない可能性がある。特に、異動申告書を提出する際に提示が必要な本人確認書類は変更日以降にしか発行できないものが大半であり、各国における発行可能タイミングや取得までの所要期間が異なることから、手続きを迅速に行っても制度上の限界が存在する。以上のことから、提出書類の各国における発行可能タイミングや取得までの所要期間を考慮し、外国金融機関等が特定金融機関等との間で行うレポ取引に係る利子の非課税適用申告書に関する異動申告書の提出期限を撤廃又は緩和することを要望する。（措法42の2⑪）

(6) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例

- 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃又は延長及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ることを要望する。

証券会社等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子について、一定の要件のもと適用期限付きで非課税となる特例措置が講じられているが、当該適用期限の撤廃又は延長を要望する。

また、同特例措置の対象となる外国金融機関等の範囲について、措法42条の2第3項に規定する外国金融機関等以外の外国法人を加えるなど、範囲の拡充を図ることを要望する。

- 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置における恒久化および外国ファンドへの適用拡大を要望する。

グローバルな市場環境の流れを受け、日本でもマイナス金利政策が解除され、店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子金額の増加が予想されること、証拠金利子の非課税対応はグローバルスタンダードであること、長年時限措置という不安定な状況で日本の金融機関にとって不利益になりかねないこと等を踏まえ、恒久化を要望する。

また、「金利ある世界」の到来により円金利スワップ市場が拡大傾向にあり、特に外国ファンドについては、為替リスクヘッジを目的とする取引が中心である場合も多く、証拠金利子に係る課税関係や税務処理の煩雑さが国内金融機関との取引を敬遠する要因となり得ることから、外国ファンドへの適用範囲の拡大を要望する。(措法42)

(7) 株式報酬制度に対する税制優遇措置

1) 税制適格ストックオプションの要件緩和

- 税制適格ストックオプションの要件を緩和することを要望する。

多くの日本企業が増え続ける内部留保を成長のための投資へ回さず、利益を生まない資本のまま放置したり、株主へ還元したりして所得格差を広げている。このような企業行動を変えるためには、役員のみならず従業員も含めて会社の資本効率に対する感度をあげる必要があると考える。

そのための税務面からの施策として、税制適格ストック・オプション等の株式報酬制度に関連する税務上の要件を質的にも量的にも拡大し、役員や従業員の報酬に占める株式報酬の割合をさらに増やすようなインセンティブをつくるべきである。(措法29の2)

2) 税制適格ストックオプション行使時の個人番号の通知の廃止またはみなし告知制度の導入

- 税制適格ストックオプションを行使する際には、権利者が付与会社に個人番号を提出し、付与会社は、行使に伴い振替又は交付の対象となる株式を受け入れる金融商品取引業者等に対して、当該権利者の個人番号を通知することとされている。

金融商品取引業者等は、顧客が有価証券の保護預り口座を開設する際に個人番号の届出を求めており、約款等において、届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく異動届出書を提出することを顧客との間で約しているため、ストックオプションの権利行使時に、付与会社から金融商品取引業者等へと個人番号を伝達する必要性は高くないと考えられる。

個人番号の授受が複数回発生することにより情報漏洩のリスクが増大するおそれがあるほか、厳格な管理及び取扱いが求められる個人番号の提出を付与会社に求めることは、過度な事務負担となっていることから、税制適格ストックオプションの権利行使時の個人番号の通知の廃止又はみなし告知制度の導入を要望する。(措法29の2等)

3) 譲渡制限付株式報酬制度に係る優遇措置の創設

- 従業員等へのインセンティブ報酬制度の活用拡大に向け、一定の要件を満たす譲渡制限付株式(RS)、譲渡制限株式ユニット(RSU)及びパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに税制適格譲渡制限付株式制度等を創設すること

を要望する。

譲渡制限付株式等については、権利行使時に給与所得として課税がなされているところ、企業の持続的成長を後押しするための従業員向けインセンティブプランとして、一定の要件を満たす譲渡制限付株式（RS）、譲渡制限株式ユニット（RSU）及びパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設することを要望する。

(8) その他金融商品への投資に係る環境整備

- ・ 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること）を要望する。

サステナブルファイナンス推進のため、例えば、政府関係機関が発行する資金使途が一定の社会的責任投資に限定されている債券や、地方公共団体及び事業会社が、環境省や国際資本市場協会（ICMA）が公表しているグリーンボンド原則等に沿って発行する公募債等を一定の要件として、当該要件を満たす債権への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とする措置を要望する。（所法78、措法41の19等）

(9) スタートアップに対する税制優遇措置

- ・ スタートアップの創業後の規模の成長を後押しする観点から、スタートアップの資金供給の強化と出口戦略の多様化等に資する税制優遇措置を講ずることを要望する。

社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する存在であるスタートアップに対して、適切に資金を供給することで、創業後の規模の成長を後押しすることが肝要であることから、エンジェル税制における繰戻し還付制度（譲渡益発生年の翌年末までに再投資を行った場合、譲渡益発生年に遡って投資額相当額を譲渡益から控除可能）における再投資期間の延長やエンジェル税制に係る手続きの簡素化など、成長資金の更なる供給に資する措置を講じていただくことを要望する。

3 退職給付・年金税制等の見直し

- ・ 働き方やライフコースの多様化に合わせ、雇用形態や給付の種類に対し中立的な所得税制のあり方について議論が進められているなか、退職給付に係る税制については、雇用や退職給付の在り方だけでなく、長期雇用による熟練工の養成等を前提とした製造業においては、企業による人材活用や雇用者の人生設計等にも大きく影響を与えるため、より慎重に検討する必要がある。また、少子高齢化が急速に進行し、社会保障負担が財政に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での以下の措置が必要である。

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られ、令和7年度税制改正において拠出限度額の引上げが行われたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の更なる普及の観点から、企業型において、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

- ・ 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずることを要望する。

- ・ 特別法人税の撤廃
- ・ 拠出限度額の引上げ
- ・ 「キャッチアップ拠出」の創設
- ・ 老齢給付金の受給要件の緩和
- ・ 受給開始年齢上限の引上げ

・「生涯拠出枠」の創設（中長期的な課題）

高齢期に必要な資産額を確保や、拠出限度額の分かりやすさの観点から、更なる拠出限度額の引上げを要望する。

また、若年時ほど拠出額が少額になるなど、退職後に向けた資金形成が不十分なおそれがあるため、50歳以上の者についてキャッチアップ拠出を設け、老後資産の形成に向けて追加的な拠出を可能とすることを要望する。

勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、国際的にも見劣りしない水準の制度とするため、2029年3月末まで課税凍結されている積立金の特別法人税について撤廃を要望する。

さらに、令和7年度年金制度改正法の施行により、iDeCoの加入可能年齢も企業型DCと同様に70歳までとなる一方で、受給開始年齢については75歳が上限とされている。平均寿命が延びており、個人の状況に応じて柔軟な受給を可能とする観点から、企業型DC及びiDeCoの受給開始年齢を引き上げることがを要望する。

・ 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずることを要望する。

- ・ 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）の対象企業の要件緩和
- ・ 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）の対象企業の要件緩和
- ・ 災害等のやむを得ない事情がある場合に限り中途引出を可能とすること
- ・ 財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること
- ・ 中途退職に伴う退職一時金等について企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること

2018年5月の制度開始以降、中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）の実施企業は順調に増加しているが、iDeCo+の対象外であっても退職給付制度がない企業は一定数存在している。そのような企業に勤める従業員の老後の資産確保は喫緊の課題であり、iDeCo+の対象企業に係る従業員規模の要件を緩和するべきであると考ええる。

また、60歳未満での中途引出が極めて厳格に制限されており、災害時や困窮時の引出しも認められていないため、企業にとっても個人にとっても利用しづらいとの指摘があることから、緩和を要望する。

さらに、主に預金で運用している財形年金貯蓄は、物価が上昇する市場環境下においては実質的な購買力を確保できない可能性がある。将来に向けた積極的な資産運用ができるようにするため、財形年金貯蓄の残高（解約金）から個人型確定拠出年金（iDeCo）への移換を可能とすべきと考える。

そのほか、これまで制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）については数回にわたる法改正により改善が行われたところだが、企業年金制度がない企業に勤めていた従業員に関しては制度改善の恩恵を得られていない状況であり、引き続き雇用情勢の改善に伴い中途採用等の増加が見込まれる中、特に企業年金制度がない企業に勤めていた従業員については老後の資産の確保が不十分な可能性が高いため、当該者が受け取る退職一時金については、通常の拠出枠とは別にiDeCoへの移換を認めるべきであると考ええる。加えて、ポータビリティの拡充のため、特定退職金共済制度の終了時に同制度から企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること、また中小企業退職金共済から企業型DCへ移換できる要件の緩和を認めていただきたい。

Ⅲ 相続・贈与税等

(1) 相続税評価額等の見直し・手続等

1) 非上場株式の評価方法にDCF法を追加すること

- ・ 非上場株式の価額を財産評価基本通達に従って評価する場合には、その株式発行法人の規模に応じ、類似業種比準方式又は純資産価額方式で算定することとされている。しかし実務上、企業評価や資産評価の場面等ではDCF法を用いることが多いため、非上場株式の評価においてもこれを認めることとしていただきたい。(法基通9-1-13、9-1-14、評基通179、180、185)

2) 株式及び株式投資信託の相続税の評価等

- ・ 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないように上場株式等の相続税評価額等を見直すことを要望する。上場株式等は価格変動リスクが他の資産に比べて大きいことから、評価の安全性の観点から相続税評価額を見直すべきであり、例えば、「上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること」、「上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講ずること」、「上場株式等の相続税評価額を、評価の安全性の概念を踏まえて、相続時から納付期限まで(10ヶ月間)の価格変動リスクを考慮して、一定の割引をしたものとする」となどの方法を認めていただきたい。(評基通169等)

(2) みなし贈与規定の適用範囲の明確化

- ・ 定義にある「法人」「会社役員」の範囲が限定されておらず、あまりにも範囲が広すぎる。納税者の予測可能性を担保するため、範囲の限定を望む。業界団体である公益法人の役員、一般社団・一般財団が100%保有する子会社の役員(親族関係ない)であっても対象となる。(相令33③一二、相令34③六イ)

(3) 租税特別措置

1) 上場株式等に関する税制優遇措置の創設

- ・ 世代間の資産承継を円滑にするために、例えばNISAで保有する上場株式等や一定の長期保有国内株式といった一定の要件を満たす上場株式等について相続財産から控除する等の相続税非課税枠を創設し、相続税に関する税制優遇措置を設けることを要望する。

2) 法人版事業承継税制(特例措置)に代わる特例措置の創設

- ・ 2027年12月末で特例措置は適用期限を迎えるものの、円滑な事業承継により企業の事業継続を支援し、ひいては企業の中長期的な成長などを促す必要性は依然として高いことに鑑みて、引き続き事業承継に関する優遇措置は残しておく必要がある(事業承継税制一般は引き続き適用されるものの、より優遇される特例制度が必要)。また、適用要件が厳格化されすぎており、利用するためのハードルが高いことから、適用要件の緩和が必要。(措法70の7の5①、措法70の7の6①)

(4) 相続により取得した財産を譲渡した場合の課税の特例

1) 相続により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税の特例

- ・ 相続時精算課税制度で取得した株式について、相続までの間に株式交換があった場合には別の株式に交換される。所得税法57条の4が適用された交換後の株式を措置法9条の7の適用範囲に含めてほしい。措置法9条の7は相続税納付のための相続財産の譲渡に係る課税の負担軽減を目的している。株式交換は一株主の意思によって行われるものではないことから、所得税法57条の4により譲渡がなかったものとみなされた株式につい

て救済することは措置法9条の7の趣旨に合致するものと考える。

2) 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例

- ・ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすることを要望する。

特例の適用は相続税の申告期限の翌日以後3年以内に売却を行ったものに限られているため、相続人による相続財産の長期保有を阻害し、早期売却を促す要因となっている。

相続に伴う株離れの要因を排除することで証券市場のより一層の活性化を図るとともに、相続人が中長期的な視点で自らの投資・資産形成を行えるようにすることができる。

また、本特例は、相続財産の「譲渡」をした場合に適用されるものであり、この「譲渡」には、公社債の償還等の「譲渡所得等に係る収入金額」とみなされるもの（みなし譲渡収入）は含まれないとされているため、例えば公社債等の元本の償還などみなし譲渡収入にあたる場合については、「譲渡」と同様に譲渡所得税は課されるにも関わらず、相続税を取得費に加算することができない。こうした状況は課税の公平性を損ねているため、みなし譲渡収入にあたる場合についても本特例の適用対象とすることを要望する。（措法39）

Ⅳ 消 費 税

(1) 適格請求書等保存方式に関する要望

- ・ 免税事業者から適格請求書（類似書類）が交付される場合には、仕入側において、相手方が免税事業者か否かの判定が困難であり、正確な情報を把握するには莫大な工数が必要となることから、適格請求書（類似書類）の交付がある場合には、仕入税額控除を認めるようにするべきである。また、受け取った適格請求書の妥当性について、仕入側（請求書の受け取り側）に確認義務があることは不合理である。
- ・ 国税庁 適格請求書発行事業者公表サイトにて、「登録番号以外（例えば会社名など）から検索可能にして欲しい。サイトには以下の記載があるが、仕入明細書を発行するためには、取引先の登録番号を事前に把握する必要があるため。

＜サイト内 文言（質問番号：0002）＞

当サイトでは、「登録番号」以外による検索はできません。

当サイトは、取引先から請求書等を受領した方が請求書等に記載されている番号が「登録番号」であるか、また、その記載された「登録番号」が取引時点において有効なものか（適格請求書発行事業者が登録の取消等を受けていないか）を確認することを目的としているため、「登録番号」を基に検索することとしています。

- ・ タクシーチケット発行会社に対して、HPへの利用可能タクシー会社一覧掲載、利用明細へのタクシー事業者名・登録番号の記載を義務化してほしい。クレジットカード会社の利用明細等が特例要件を満たさないために、そのすべてを課税事業者からの課税仕入として扱えない状況は改善してほしいため（実態としては、大半のタクシー会社が課税事業者と思われる）。
- ・ 端数処理の取り扱いとして、一取引単位ごとの消費税端数処理を認めていただきたい。実際の取引においては、取引毎に実務処理が進むため、適格請求書毎の端数処理は取引実態と乖離しており、適格請求書毎の端数処理ではまとめて処理を修正する必要性が生じ、実務上の対応に多くの工数とコストをかける必要が生じてしまうため、一取引ごとの消費税端数処理についても認めべきである。また、引き渡しの都度消費税を計算することの方が、本来の消費税のあり方に適合していると考えられる。（消令70の10、消基通1-8-15）
- ・ 適格請求書等保存方式における消費税端数処理の要件緩和、並びに仕入税額への影響について以下を要望する。

- a) 消費税申告上の消費税額並びに消費税額算定における端数処理については、一般に公正妥当と認められる会計処理に基づいて計上された売上・仕入から算出される税抜価額及び消費税額の金額を適用可能とすること。

現行の会計システムでは、会計計上明細ごとに消費税額の端数処理が行われる設計となっているシステムが多く、結果として税抜価額から会計計上を行う場合には「会計システムで計上された税抜価額及び消費税額の合計額」＝「課税資産の譲渡等の対価の額」として、割戻計算により消費税申告を行うケースが多い。しかし、令和5年10月以後、適格請求書に記載する消費税額は、「一の請求書につき税率ごとに1回の端数処理」となり、「適格請求書に記載した請求金額」＝「課税資産の譲渡等の対価の額」として消費税申告を行うこととされるため、会計システムで計上された金額からの調整を要することとなるため事務負担を要する。消費税申告にあたり、端数処理については従来同様、納税者の事務処理に依拠し、売上税額及び仕入税額ともに、適切な会計処理に基づく計算方法を認める緩和措置を設け、納税者に負荷のかからぬ制度とすべく、措置を講じていただきたい。

- b) 仕入税額控除の要件となる納税者に保存を求める適格請求書について、端数処理等の事由により請求書に記載される金額が異なっていた場合でも、本来記載されるべき金額との差額部分を除き、仕入税額控除の要件に影響を与えないことを明確化していただきたい。令和5年10月以降の仕入税額控除の要件として適格請求書の保存が挙げられるが、仕入企業から見た場合、仕入先（適格請求書発行者）と必ずしも端数処理方法が同じとは言えないケースが想定され、仕入税額の計算方法として帳簿積上げ計算を採用している場合を除き仕入企業側で金額修正を行う必要があるケースも想定される。この場合、端数処理方法の相違により算出された消費税額が異なる場合があり、結果として仕入先が発行した適格請求書の消費税額と仕入企業側の認識した消費税額に差異が生じる可能性がある。端数の差額をもって、適格請求書としての適

格性を否定し、さらには仕入税額控除の要件を充足しないとして仕入企業全体における仕入税額控除金額が誤りとするのは合理的ではないと考える。インボイス制度を導入する諸外国の中では、インボイスの形式面の不備により仕入税額控除を否定する国も見受けられるが、我が国における適格請求書が、かかる不合理な結果をもたらすものではないことをあらかじめ担保いただきたい。

- ・ 消費税額（適格請求書等保存方式）につき、基準期間及び特定期間における課税売上高にかかわらず、全ての課税事業者が令和5年10月1日以降に国内において行う課税仕入について、当該課税仕入に係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認めることを要望する。振込手数料や従業員立替などの少額の費用は会社の規模が大きくなるほど多くの件数が発生すると考えられ、事務負担が極めて大きいため、課税売上高にかかわらず1万円未満の課税仕入については、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を可能とすることを要望する。
- ・ インボイス制度導入後、3万円未満の取引においては、現行制度のような「帳簿のみの保存」による仕入税額控除が認められないこととなった。この制度導入により請求書の保存やインボイス発行等の事務的負担が増加するため、3万円未満の取引は従来通り帳簿保存のみで仕入税額控除ができるようにすることを要望する。
- ・ インボイス制度は導入による社会的メリットより事業者による管理・運用およびシステム対応、又は取引機会の制約などデメリットの方が非常に大きいものと認識しており、インボイス制度の早期廃止を要望します。

(2) 仕入税額控除

1) 大企業等に対する95%ルール不適用の見直し

- ・ 平成23（2011）年6月税制改正により、課税売上高が5億円を超える課税事業者は、課税売上割合が95%以上となる場合において、課税仕入等に係る消費税額の全額を課税標準額に対する消費税額から控除できる制度（いわゆる95%ルール）の対象から除外された。金銭的な影響もさることながら、結果として個別対応方式を採らざるを得ない企業が増え、著しく事務負担の増加を招いている。そのため、95%ルールの復活をお願いしたい。（消法30①②）
- ・ 税務計算、納税事務が簡素化され、業務効率化による生産性改善が図られることから、いわゆる95%ルールを復活いただきたい。
- ・ 消費税に係る納税事務等を効率的・簡素に実施するためには、平成23年度税制改正により廃止となった、課税売上割合が一定以上の場合に全額仕入税額控除することができるルールを復活させることが必要。（消法30①②）

2) 課税売上割合の計算

- ・ グループ内取引により生ずる非課税売上を課税売上割合の計算上、非課税売上から除外することを要望する。持株会社制への移行に伴いグループの親会社がグループファイナンスを通して子会社からの受取利息を計上した場合、それが非課税売上となり、親会社が仕入税額控除を計算する際の課税売上割合を押し下げている。グループファイナンスはグループ内の資金効率最適化の取組であるが、持株会社制を採用していない単一法人形態や、グループ各社がそれぞれ個別に資金調達した場合に比べ、仕入税額控除において不利な状況となっており、組織形態の選択において不公平が生じている。（消法30⑥・消令48）
- ・ 貸付金等の金銭債権の譲渡対価の5%や、有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上として「課税売上割合」の分母に入れているが、業種特性を勘案した見直しを要望する。銀行は金利収入や有価証券売買が多いため、他業態と比較しても課税売上割合が極めて低いが、とりわけ有価証券売却における課税売上（売上高の5%）は、取引からもたらされる付加価値に対して極めて大きく、他業種との公平性に欠ける。

有価証券売買は導入時に、金銭債権は平成26年度税制改正で5%のみを分母に算入する手当がされたが、さらなる引き下げ検討を要望する。（消法30⑥、消令48）

- ・ 現在、金銭債権の譲渡については、その譲渡対価の5%相当額を課税売上割合計算の分母の金額（資産の譲渡等の対価の額）に算入することになっている。

一方で土地の譲渡は、「たまたま土地の譲渡があった場合の課税売上割合に準ずる割合の承認申請」が承認されなかった場合、譲渡対価の全額が課税売上割合計算の分母の金額に算入され、経営実態を正しく反映した

課税売上割合にならない状態となっている。

本来の経営実態を正しく反映させた課税売上割合の計算方法となるような法制度化を希望する。

(3) 申告・納付

1) 申告・納付期限の延長等

- ・ 法定期限よりも1カ月の延長は認められていますが、法人税の申告と消費税は並行して進んでいるものであり、法人税の申告内容確定と作業が同タイミングとなるため、グループ通算制度を採用している等で、法人税の申告期限が2か月以上延長されている場合には、法人税と消費税の申告期限を同日とすべき。

マスターファイル、CbCR、ローカルファイルの作成により、事業年度終了後の事務工数が増加する為、消費税についても、法人税申告に合わせた申告期限の延長を認めるべきである。

- ・ 法人税の納期限の延長の適用を受けている場合、消費税の申告後に法人税の修正があった場合に消費税の修正申告が必要となるため、グループ通算税制適用会社は、同制度の確定申告・納期限（2か月延長）まで消費税の申告・納期限を延長していただきたい。

2) 中間納付額の平準化

- ・ 消費税の中間納付額の平準化を要望する。3月決算法人（申告期限1か月延長、中間納付11回）の場合、8月末に3回分の中間納付がまとめて発生してしまう。よって、キャッシュアウトの平準化のため、選択制等で、中間納付につき、8月末から翌年4月末において、毎月同額で納税できる措置を導入頂きたい。（消法48）

(4) その他

1) 現物出資、株式交換・移転に伴う資産の移転の取扱い

- ・ 法人税法上は適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡をしたものとして取り扱われる。また、株式交換親法人または親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされない株式交換・移転が行われた場合、株式交換・移転完全子法人の旧株主は、株式交換直前の帳簿価格を対価とした譲渡が行われたものとして取り扱われる。他方、消費税法上現物出資における課税標準額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転に係る課税標準額については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる。企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景に鑑み、消費税法上の取扱いを法人税法上の取扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価格とすべきである。また、株式交換・株式移転については、合併であっても株主側は株式の交換が生じていることからすれば、合併と同様に取り扱うことが整合的であることから、不課税取引とすることを要望する。

- ・ 消費税については現状、課税売上割合の計算上、分母に加算する有価証券の譲渡対価の額は、適格現物出資等、税制適格再編要件を満たす場合においても、帳簿価額ではなく時価となっている。

産業構造の変化やグローバル競争の激化に対応するため、事業再編を大胆かつ機動的に行い、事業ポートフォリオの組換えや経営資源の集中・最適化等の必要性が生じていることから、組織再編をより一層後押しするための要望である。

- ・ 株式交換・株式移転が行われた場合の「有価証券の譲渡」を対象外取引とするよう整備することを要望する。

消費税法上、包括承継は「資産の譲渡」に該当せず、消費税の対象外取引となるため、会社法上、資産・負債の承継が包括（部分）承継と整理されている合併又は分割は対象外取引となる。

一方、株式交換・株式移転は包括（部分）承継には該当せず、株式の譲渡と整理されることから、完全子法人の株主が取得する株式交換完全親法人株式又は株式移転完全親法人株式の価額（及び交付金銭等の価額）の合計額が譲渡対価の額となり、消費税法上、非課税取引となる。

株式交換・株式移転も会社法上の組織再編法制であり、合併・分割と並んで用いられる M&A の手法である以上、株主における消費税の計算に影響を及ぼさないようにする（つまり対象外取引とする）ことが、企業の組織再編成を活発にし、ひいては日本経済の活性化に資することになると考えられる。（消法2①八、6①、別

表第1二、消令2①)

2) 非課税取引

- 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきた。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっている。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに「税の累積」・「税の中立性の阻害」という2つの課題を発生させている。

付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施している。我が国においても、税率の引上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えている。

- 令和8年度税制改正により、国民の資産形成に資する一定の暗号資産の現物取引、デリバティブ取引及びETFから生ずる所得が分離課税の対象とされたことに伴い、消費税法上、暗号資産の譲渡又は貸付けは、有価証券に類するものの譲渡又は貸付けとして取り扱われることとされた。これにより、たとえば課税売上割合の計算において、暗号資産の譲渡対価の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する必要があるが、金融商品取引法上、暗号資産は有価証券ではないものと整理されていることから、消費税法上もこの取扱いと平仄を合わせて「不課税」としていただきたい。（消令9①一、④、48②一、⑤、消法別表第2）

3) 「収益認識に関する会計基準」の適用に伴う消費税の取扱い

- 収益認識基準の創設を踏まえ、法人税はその処理を概ね容認したものの、消費税は従来通りであるため、収益の計上単位、計上時期、計上額に差異が生じる可能性がある。例えば、商品販売とその後の保守サービスを一つの契約で取引する場合、法人税は会計基準同様に履行義務単位での収益計上を認めている。その一方、消費税は契約（取引）単位で収益を認識するため、商品販売時に消費税を全額認識する必要がある。法人税同様、消費税にも企業会計と乖離を生じさせないための、容認規定を設けていただきたい。

4) グループ企業間消費税制度の導入

- 欧州付加価値税（VAT）を導入しているEU加盟国では、グループ企業間取引について非課税とするVATグループ課税制度を認めている。

グループ組織形態によって不利益が生じることがないよう、また税制が企業のリストラクチャリングの妨げにならないよう、わが国でも同様の制度の導入を要望する。（消法4、28、30）

V その他の国税

(1) 印紙税

印紙税の廃止・簡素化等

- ・ 経済実態と著しく乖離している印紙税は直ちに廃止すべき。
- ・ 印紙税（法）の廃止を要望する。取引の証左である書類に担税力を認め、課税対象としているが、一方で電子化を推進するために電子帳簿保存法の改正がされるなど、国策として書類の削減・電子化が喫緊の課題である今日、書類に担税力を認めるのは時勢に沿わない。
- ・ 電子商取引が普及拡大しており、電子帳簿保存法の導入による更なるペーパーレス化も見据え、印紙税が課されない電子契約との公平性の観点から印紙税の廃止を要望する。
- ・ 紙媒体で作成した文書は課税対象、電子媒体で作成した文書は課税対象外というのは合理性に欠けていると考えられる。制度も複雑であるため簡素化を希望する。
- ・ 印紙税は、文書の作成行為の背後にある経済的利益、文書を作成することに伴う取引当事者間の法律関係の安定化という面に担税力を見出しての課税とされているが、ペーパーレス化の加速により、その課税根拠を失いつつある。よって、印紙税の廃止をお願いしたい。
- ・ 制度の廃止を要望する。ペーパーレスをベースとした企業活動が確立され契約書等のあらゆる書類が電子化される中、書面により作成される文書のみに課税しており、その合理性・中立性が失われつつあるため。また、制度を維持するためには、国税当局にも一定程度の維持コストが発生するため。
- ・ 行政手続のデジタル化推進等を踏まえ、印紙税を抜本的に見直すべきである。
- ・ 電子化が進む中、紙媒体にのみ課税される本制度は合理性を欠くため、印紙税の廃止を要望する。
- ・ 有形の文書の有無により課税の有無が分かれる状況にあるが、インターネット取引の増加等を鑑みると、制度そのものが不合理なものとなりつつあるため、印紙税制度の廃止を要望する。
- ・ 印紙税の廃止（第2号文書及び第17号文書）を要望する。当該制度にかかる対応は、レシート等発行対応者（売り場担当者）へ周知徹底する際のコスト増加、及び労働生産性の低下を招く要因となっており、日常生活の中で作成されるレシートや伝票等を“担税力のある経済行為”としている印紙税の第2号文書（例：修理加工・クリーニング等の承り伝票等）と、第17号文書（レシート・領収書等）は、速やかに廃止されたい。
- ・ 2号文書の軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」について、対象の書類にその旨の明記が無かった場合においても、他の書類等で「建設工事請負契約書」に該当する旨を説明できる場合は、軽減税率を適用できる旨を質疑応答事例等で明確にしていきたい。

取引先の様式を使用して契約を締結しなければならない場合に、万一軽減税率対象の建設工事であることが明記されていなくても軽減税率の適用を受けられるようにしていきたい。

(2) 登録免許税

- ・ 行政手続のデジタル化推進等を踏まえ、登録免許税を抜本的に見直すべきである。
- ・ 産業競争力強化法における認定事業再編計画等に係る登録免許税の軽減措置の延長を要望する。産業活動における新陳代謝を促進し、生産性向上と産業競争力強化を図るため、登録免許税の軽減措置を延長すべきである。
- ・ 国際船舶の登録免許税は、一定の軽減措置は講じられているものの、諸外国との差は著しく、その軽減措置も令和8年度末で期限切れとなるため、軽減措置の延長にとどめず、抜本的な改善を求める。（措法82）

(3) 揮発油税

- ・ 研究目的の場合は納税義務の対象外としていただきたい。当社は研究開発目的での使用のため、一般消費者とは用途が異なる。（揮発油税法3）

(4) 石油石炭税

- ・ 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化を要望する。

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

- ・ バイオメタン及びe-methaneに係る石油石炭税の免税措置を要望する。石油石炭税は、エネルギー多角化による安定供給の確保として、代替エネルギーの開発・導入、新エネルギー技術開発等の財源措置を目的に創設されたことを踏まえ、e-methane及びバイオガスは、課税の目的を実現するためのものであることから課税されるべきでないと考え、免税を要望する。

(5) 関税

- ・ バイオメタン及びe-methaneに係る関税の無税措置を要望する。エネルギー多角化や公害防止の観点から、LNGの関税が輸入当初より無税であることを踏まえ、LNGの代替となるカーボンニュートラル燃料であるe-methane及びバイオガスもこの主旨に合致することから課税されるべきでないと考え、無税を要望する。

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し

- ・ 地方法人税、特別法人事業税を法人税に統合していただきたい。地方の税収偏在の是正のために、都度創設された二税はその役割を終えたのではないかと思います。税目数が増える一方なので、整理統合いただきたい。
- ・ 地方税については、廃止・簡素化・統一を要望する。

地方税には複数の税目が存在するが、課税客体が重複※し、二重課税になっているとともに、それぞれの課税標準額の算定方法が画一化されていないために、税額に比して算定の事務負担が膨大である。

※事業所税	：	事業所床面積、従業者給与総額
固定資産税	：	土地・家屋の評価額
事業税 資本割	：	資本金等
事業税 付加価値割	：	報酬給与額、純支払賃借料 等
住民税 均等割	：	資本金等の額、従業員数に基づく税率設定

(2) その他

- ・ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）における法人住民税・事業税等の税額控除の適用にあたり、「当初申告書への記載および関係書類の添付」を必須とする適用要件を撤廃すること。実際の寄附行為が適正に行われている場合には、修正申告や更正の請求による事後的な適用・是正を可能とすることを要望する。

本制度では、自治体への寄附行為自体が完了し税額控除の要件を完全に満たしている場合であっても、確定申告書における別表の記載漏れや書類添付の不備といった形式的理由のみで、修正申告等による救済が一切認められず、控除が全額否認される事例が発生している。企業の地方創生貢献や地域還元を推奨する制度趣旨に反し、わずかな手続き上の過誤に対して全額否認という過酷なペナルティを強いることは寄附意欲を阻害するため、事後的な是正（修正申告等）を認める手当が必要である。（地法附則9の2の2、関係省令）

- ・ 法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、内容の明確化を含む適切な見直しが必要である。

核燃料税などの法定外税について、地方自治体はその創設等を行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安易な法定外税の創設、見直しは問題。

法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられる。

（地法261）

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化等

- ・ 国税・地方税の申告・納付、延滞税や還付手続等について、国へ一元化（国への一括納付・還付）していただきたい。地方分権・自治は十二分に理解するも、自治体ごとに発生する申告・納付、延滞税の納付・還付手続は非常に煩雑である。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望する。
- ・ 現在は、事業所等の存在するすべての都道府県・市区町村に対し個別に申告書の提出・納付をするため、事務負担が非常に大きい。都道府県・市区町村とも課税ベースは共通であり、一括申告納付する方式を採用していただきたい。

(2) グループ通算制度の導入等

- ・ グループ通算制度を地方税においても導入していただきたい。国税と地方税で制度に差異があることによりグループ通算制度が複雑化しており導入の阻害要因の一つになっていると思われる。
- ・ 地方税（法人事業税、法人住民税）をグループ通算制度の対象に含めていただきたい。
- ・ 法人住民税及び法人事業税について、国税において導入されているグループ通算制度と同様の仕組みを導入し、グループ内法人間で所得と欠損金を通算できる制度とすることを要望する。

少なくとも、地方税においてもグループ全体で欠損金を有効活用できる仕組みを整備し、企業グループの実態に即した課税制度への見直しをお願いしたい。

国税においてはグループ通算制度が導入されており、企業グループ全体の所得と欠損金を通算することで、企業グループの実質的な担税力に応じた課税が行われている。一方、地方税については各法人単位で課税されるため、グループ内の黒字法人と赤字法人の損益通算が認められていない。その結果、グループ全体では欠損金を有しているにもかかわらず、黒字法人では課税が生じる一方で、赤字法人が保有する地方税の欠損金は十分に活用されないケースが発生している。特に企業グループの組織再編や事業ポートフォリオの見直しが進む中、欠損金が特定法人に滞留し、グループ全体として地方税の欠損金を使い切れない状況が生じている。これは企業グループ全体の担税力を超えた課税につながるとともに、経済合理性に基づく組織再編や成長投資の阻害要因となっている。また、国税と地方税で制度が異なることにより、申告・管理業務が複雑化し、納税者及び地方自治体双方にとって事務負担が増加している。企業グループの実態に即した公平な課税の実現、地方税と国税の制度整合性の確保、及び企業の成長投資促進の観点から、地方税についてもグループ通算制度に相当する仕組みの導入を要望する。

- ・ グループ通算制度の地方税への適用拡大を要望する。グループ通算制度は、法人税についてのみ適用できる制度であり、事業税や住民税には適用がない。よって、グループ通算制度を導入しても、事業税や住民税は従来どおり単体申告をする必要がある。このため決算・申告における税額計算が非効率となっているのに加え、税効果会計も税目ごとに計算する必要が生じ非常に煩雑である。個別申告により、修正が発生した場合の申告事務負担は軽減されたが、そもそも所得計算をグループ通算に一本化し、簡素化してほしい。（地法53、72）
- ・ グループ通算制度は国税のみであり、グループ通算制度を導入した企業において最大限活用メリットを見出すため、地方税においても通算可能を要望する。
- ・ グループ通算制度の適用は法人税に限られているが、その適用範囲を法人税と一体で計算される地方税（法人住民税・事業税）にも対象範囲を広げていただきたい。

(3) 外形標準課税における課税標準の見直し

1) 保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

- ・ 損害保険業に係る法人事業税は、昭和30年より収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきた。損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考ええる。

また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考える。

2) 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の現行課税方式の見直し等

- ・ 事業税における電力収入割課税は、電力自由化によりその役目を終えたものと考えている。基本的には、所得課税への全面移行を希望するが、少なくともグループ法人税制の対象となる100%資本関係のある会社間の取引においては、実質的に内部取引であり、収入割課税の対象外とすることを要望したい。(地法72の12、地法72の24の2、地令22⑤)
- ・ ガス事業で採用されている収入金課税方式は、所得課税方式に比べ税額が大きくなる傾向があり、その他事業と比べ著しく不公平となっている。

平成30年度税制改正や令和4年度税制改正によって、大手事業者以外の非託送事業について見直され、大手事業者も一部改善したものの、引き続き大手事業者の製造・小売部門においては収入金課税方式が継続されることとなっており、見直しは途上である。

小売全面自由競争環境下におけるイコールフットINGの確保や大手事業者を中心としたカーボンニュートラルに向けたメタネーション等の技術開発を進めるため、ガス事業に課される事業税を、その他事業と同様の所得課税方式に統一することを要望する。(地法72、72の2、72の12、72の24の2、72の24の7)

- ・ 特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者においては、令和4年4月1日以降、ガス導管事業を法的分離することとなっている。

このような法的強制力に基づく分社化であるにもかかわらず、分社化する前は内部取引であった取引が不可避免的に外部化してグループ会社間取引等として扱われることになる。

法的分離後のグループ会社間取引等については、適正な競争関係を阻害しない観点から行為規制が行われることとなっており、安定供給の確保等の観点から、必要な範囲に限り例外的に認められることとなるが、当該取引等の対価はグループ会社間取引等を行ういずれの法人においても課税標準を構成することから、経済実態に変化がないにもかかわらず、追加的な税負担が不可避免的に発生することとなる。競争的な市場の整備を目的とするガスシステム改革により、ガスの安定供給等を阻害しないよう、不可避免的に追加的な税負担が生じることを回避するため、本特例の延長を要望する。(地法72、72の2、72の12、72の24の2、72の24の7、地法附則9②)

- ・ 課税の公平性・担税力の観点から、ガス・電力事業の課税方式について、収入金課税方式から他業種と同様の課税方式とするよう要望したい。令和4年度からは特定ガス供給業についても収入割と外形を組み合わせた制度に変わっており、事務作業量の負担も増している。(地法72の2)
- ・ 電気供給業における法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする取り扱いから、一般の事業と同様の課税方式に改めていただきたい。電気供給業においては、発電・小売事業につき一部所得割と付加価値割が導入されたものの、法人事業税の課税標準が収入金額とされ、他の一般の事業と異なる課税方式となっており、税制上の公平性が損なわれている。よって、一般の事業と同様の課税方式に改めるよう、令和8年度税制改正大綱を踏まえ検討を進めていただきたい。
- ・ 法人事業税については、資本金1億円超の大企業においては所得(利益)や付加価値額、資本金等に対して課税されているが、電気事業を始めとする3業種では収入金額(売上)に対して課税されており、税制における公平性が保たれていない状況。

電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であることに加え、結果として電力供給のコストを押し上げ、電気の利用者に重い負担を強いる

こととなるため、こうした不公平な取り扱いを解消すべき。

2016年（平成28年度）4月から小売の全面自由化が実施され、規制料金によるお客さまからの税コスト回収が担保されなくなることで、さらに2020年（令和2年）送配電部門の法的分離及び小売規制料金の原則撤廃により、競争は更に進展していることなど、電気事業を巡る環境は事業税制度創設時とは大きく変化している。

これらの点を踏まえ、「令和8年度与党税制改正大綱」（2025年12月19日）に則り検討を進め、早期に電気・ガス供給業に係る法人事業税を一般の事業と同様の課税方式に統一すべき。（地法72の12他）

- ・ 容量市場取引に係る課税標準の特例について、二重課税回避の観点から現行措置の延長を要望する。（地法附則9②④）
- ・ 予備電源制度に係る課税標準の特例について、二重課税回避の観点から現行措置の延長を要望する。（地法附則9②④）
- ・ 卸電力取引所における自己約定に係る課税標準の特例について、電気事業法の改正に伴う所要の整備を行ったうえで、二重課税回避の観点から現行措置の恒久化を要望する。（地法附則9①⑨）
- ・ 廃炉等積立金に係る課税標準の特例について、重複した課税の回避、および長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する観点から、現行措置の延長を要望する。（地法附則9①⑧）

3）付加価値割・資本割の課税標準の見直し

- ・ 法人事業税の外形標準課税（付加価値割）の課税標準から「単年度損益（利益部分）」を除外すること。あわせて、付加価値割の対象である「報酬給与額」や「純支払賃借料」が、事業所税（従業者割・資産割）や固定資産税の課税標準と実質的に重複している多重課税構造を見直し、地方税全般における企業の過重負担を解消することを要望する。

付加価値割に含まれる単年度損益は、実質的に法人税や事業税所得割と同じ利益に対する課税であり、二重課税となると同時に決算確定前の税額見通しを著しく悪化させている。さらに、企業の「給料（人件費）」に対しては付加価値割と事業所税従業者割が、「家賃・店舗面積」に対しては付加価値割・事業所税資産割・固定資産税が多層的に課されており、国の推進する賃上げや国内拠点投資を阻害している。応益課税としての整合性を図り、重複課税の整理を行うべきである。（地法72の20、72の21、73の21等）

- ・ 外形標準課税制度は、収益（担税力）の有無にかかわらず、人件費や賃料等の事業活動に不可欠なコストに課税する仕組みである。

現在、企業には継続的な賃上げや人財確保への対応に加え、DX投資等の成長に向けた投資が求められているなかで、本制度は企業の成長投資や雇用維持・拡大を阻害するおそれがある。抜本的に見直して、適正な負担レベルまで下げられたい。

- ・ 平成16（2004）年度から導入された法人事業税における外形標準課税は、実質的に大企業に対する資本金ならびに賃金課税であり、企業の雇用や投資、分社化等の企業再編に抑制的に作用し、経済活力を削ぐ虞がある。そのため、特に付加価値割の計算方法の簡素化と資本割の軽減措置（地方税法72の21⑥）の拡充を要望する。

事業税付加価値割の計算は、その集計が複雑で企業に多大な事務負担を強いている。特に報酬給与額の集計は、企業グループを構成し、また企業間での人材交流が活発化している法人にとって、膨大な作業工数が割かれ事務効率化の大きな阻害要因となっているため、付加価値割の計算方法の大幅な簡素化を要望する。

また、特定子会社株式の総資産に占める割合が50%超の場合のみ、特定子会社株式に対する軽減措置が適用されるが、50%を境に適用・非適用の格差が大きいため、基準の引き下げ等をお願いしたい。

- ・ 給与支給額を課税客体とする事業税（付加価値割）の廃止を要望する。昨今の賃上げ政策により課税額が増加する傾向がある一方で、令和8年度改正により賃上げ税制が段階的に廃止・縮小されており、企業の賃上げ気運が阻害される要因の一つとなりうるため。
- ・ 特に付加価値割の計算において、対象金額の集計に多大な時間を要しており、計算方法の簡素化を希望する。
- ・ 資本割・均等割の課税標準から、通算子法人清算時の譲渡損益相当の額を除外していただきたい。

法人税法上、通算子法人清算時には、清算法人からの「残余財産分配額」と親法人が保有する「清算法人株式の税務上簿価」の差額（譲渡損益相当）を、親法人の「資本金等の額」に繰り入れることになっている。

一方、地方税法上、事業税の資本割、及び、住民税の均等割は、「資本金等の額」を課税標準としている。

そのため、当該譲渡損益相当の額に応じて、資本割及び均等割が増減することになる。

資本割、及び、均等割の課税趣旨は、各法人の事業活動の規模に応じた税負担を求めるものと考えられる。

通算子法人清算は親法人の事業活動規模に影響しないが、通算子法人清算時の譲渡損益相当の額が、結果的に親法人の資本割・均等割の課税標準へ影響することは、本来の課税趣旨にそぐわないと考えられるため、資本割・均等割の課税標準から通算子法人清算時の譲渡損益相当の額を除外していただきたい。

- ・ 欠損填補が行われた場合の資本金等の額の調整規定を合併法人においても適用することを要望する。

資本金又は資本準備金を減少し、その他資本剰余金として計上したものを欠損填補に充てた部分の金額については、資本割の課税標準である資本金等の額から控除することとされている。しかし、合併前に被合併法人がこの規定の適用を受けていたとしても、合併後の合併法人が同様の調整を行うこととする規定がなく、不合理であるとする。(地法72の12二、72の21①三)

- ・ 期中に合併が行われた場合の法人事業税の資本割の算定方法を見直すことを要望する。

地方税法上、資本割の課税標準は、各事業年度終了の日における資本金等の額とされていることから、たとえば期中に合併が行われた場合には、以下のそれぞれの期間について資本割が課税されることになる。

(A) 被合併法人の期首から適格合併の日の前日までの期間

(B) 合併法人の期首から期末までの期間

しかし、(A)の期間については資本割の課税が重複することとなることから、(B)における同期間について、資本割の課税を免除していただきたい。(地法72の12二、72の21)

(4) その他

- ・ 控除対象外国法人税額が住民税法人税割よりも大きい場合、控除未済外国税額として将来3年間繰り越されるが、控除未済となった金額については還付、ないしは損金算入を認めていただきたい。
- ・ 法人住民税法人税割の外国税額控除限度額の計算方法を見直すことを要望する。

法人住民税法人税割(以下「法人税割」)の課税標準を計算する場合において、法人税額の計算上適用した租税特別措置法の税額控除規定があるときは、その税額控除額を足し戻した額を法人税割の課税標準とすることとされている。(法人が中小企業者等である場合には、特例あり。)

一方で、法人税割における外国税額控除限度額は、「法人税の外国税額控除限度額×法人税割の税率」と規定されており、この計算で用いる「法人税の外国税額控除限度額」は、租税特別措置法の税額控除規定適用後の法人税額をベースに計算することとされている。

このような計算構造となっている結果、租税特別措置法の税額控除規定の適用により、法人税及び法人税割の合計納付額が、これを適用しない場合と比して増加してしまうケース(税額控除規定の適用により法人税の納付額は減少するものの、法人税割における外国税額控除限度額が租税特別措置法の税額控除額に対応する分だけ減少してしまい、法人税割の納付額が法人税の納付額の減少分以上に増加してしまうケース)が生じることがある。

各種政策等の観点から創設した租税特別措置法の適用の妨げにならないよう、地方税法における外国税額控除限度額の計算方法の適切な見直しが必要と考える。(地法23①三四、53③、292①三四、321の8③)

- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額は、法人住民税の課税所得計算上、減算項目となっていない。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算項目とするよう要望する。
- ・ 投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すことを要望する。

平成30年度及び平成31年度税制改正により、投資信託等が外国で納付した税額について、公募株式投資信託や、株式数比例配分方式を選択している場合のETFやREIT、JDRの分配金のように投資信託等(外国税額を納付した者)と源泉徴収義務者(支払の取扱者である証券会社等)が異なる場合でも、その国内における収益の分配に係る所得税の源泉徴収税額から控除することが可能となったが、住民税においても当該措置の適用を要望する。

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止等

- ・ 特定自治体に限定された偏った課税であり極めて事務負担が高いため、事業所税の廃止、およびみなし共同事業体要件の廃止を要望する。
- ・ 事業所税は、固定資産税及び事業税付加価値割（報酬給与額）と類似しており、二重課税とも言える状態である。また、事業所税独自の情報の収集も必要であり、企業の事務負担は大きい。そのため、事業所税の廃止ないしは他の地方税（外形標準課税、固定資産税）との統合をお願いしたい。
- ・ 給与支給額を課税客体とする事業所税（従業者割）の廃止を要望する。昨今の賃上げ政策により課税額が増加する傾向がある一方で、令和8年度改正により賃上げ税制が段階的に廃止・縮小されており、企業の賃上げ気運が阻害される要因の一つとなりうるため。

Ⅳ 固定資産税・都市計画税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止

- ・ 国際的に稀な償却資産税を廃止、もしくは大幅に縮小し、国際競争力強化のためイコールフィッティングの実現をすべき。
- ・ 償却資産税は製造業に負担が重く、また当該資産で稼得した所得に法人税が課せられることから二重課税となっていると考えられる。また、国際的にもあまり例を見ない税制であり、廃止を要望する。
- ・ 行政サービスとの直接的な受益関係が見出しにくく、設備投資促進の妨げとなるため、償却資産税の廃止を要望する。
- ・ カーボンニュートラルに資する設備を含む償却資産に対する固定資産税の廃止を要望する。

償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的で、我が国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっており、カーボンニュートラル実現等に向けた企業の設備投資意欲にも逆行するものである。現在、一部の設備に対して限定的な軽減措置が導入されているものの、我が国の産業全体の脱炭素化進展への寄与や、国際的なコスト競争力の観点からは不十分と言わざるを得ない。

そもそも、償却資産に対する固定資産税は、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中での受益と負担のアンバランスな関係の問題等、多くの課題を内包していることから、廃止すべきである。しかしながら、地方税財政を取り巻く状況から、すぐには、その実現が困難な場合は、まずは、評価額の最低限度額5%について、国税における減価償却制度の取扱いに合わせて廃止すべきである。

ただし、少なくとも、カーボンニュートラル対応の重要性・困難性に鑑み、これらに関連し新規に取得した償却資産に係る固定資産税については、即時に免税とすべきである。

- ・ 償却資産に係る固定資産税の廃止を要望する。多くの諸外国においても既に廃止の動きが見られる国際的にも稀な税制である。新たな設備投資によって生産性を向上させ、経済の好循環を生み出していく必要がある中、新たな設備投資に向けた企業の経営判断を鈍化させ、生産性向上の妨げに繋がる。また、他国と比較して日本は相対的に厳しい事業環境にあり投資先として国際競争力を毀損しているため。
- ・ 当該税制は世界的にも稀有な税であり、当該税制の存在しない中国・韓国等で製造業の伸長が目覚ましい現実を鑑み、内国各企業の国際成長力確保・投資促進の観点から、当該税制の撤廃・見直しを要望する。
- ・ 建物と一体となった電気設備や可動間仕切、保冷・冷蔵設備、陳列什器等は、事業用償却資産として土地・建物とは別に課税されている。

これら事業用償却資産は営業収益を生む資産であり、バリアフリーへの対応や商品の品質・安全性確保など、消費者サービスの向上に不可欠なものであることから、事業用償却資産への課税は廃止し、収益課税とされたい。

- ・ 償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有しているが、本制度による税負担は設備型産業に偏重するという性質を持ち、大型設備を保有する非鉄金属業界においても相応の負担をしているところである。

また、償却資産への課税は国際的に見ても極めて異例である。特に昨今我が国企業の置かれる事業環境は以前にも増してかなり厳しく、国内産業の空洞化が懸念される状況にある。国内産業の空洞化は企業の利益の問題だけでなく、雇用の問題や税収の問題にも波及する。

国内産業の保護・活性化、国際競争力確保の観点からも、償却資産に対する固定資産税については段階的な縮小・廃止をお願いしたい。その中で、償却資産の課税標準については法人税法に合わせて、以下の2点を認めていただきたい。

- ・ 5%残存価格の撤廃
- ・ 中小企業に対する少額減価償却資産の特例（40万円未満は損金算入）

その際、地方財政の健全化を損なわないように代替財源の手当ても必要である。

(2) 償却資産の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一等

- ・ 法人税の考え方と乖離しており、各企業において複数帳簿対応を強いており事務負担が高いため、課税標準最低額5%の廃止を要望する。
- ・ 法人税において、建物は法定耐用年数（金属造34年、鉄筋コンクリート造39年）に基づき償却され、最終的には備忘価額1円まで減価償却することができる。

一方、建物に係る固定資産税は、経年減価補正率により評価額が減額されるものの、非木造建物の場合、残存価額は評価額の20%で下げ止まりとなり、その水準に達するまで45年以上を要する。

百貨店店舗は、中心市街地における商業集積としての魅力を維持するため、経済環境や消費者ニーズの変化に対応しつつ、法定耐用年数よりも短い期間で大規模なリニューアルにかかる投資を繰り返している。

よって、建物（既存資産を含む）の固定資産税の償却方法を抜本的に見直し、20年間で国税の償却限度額（備忘価格）まで償却可能とするか、償却期間及び残存価格について国税と同等の水準となるよう見直されたい。

- ・ 取得価額の5%に達した償却資産に対する課税の廃止を希望する。事実上使用済みの資産に対して課税がなされており不合理である。法人税においては1円まで償却が認められており、管理面での工数増加の要因となっている。
- ・ 残存価額5%の廃止を要望する。製造業の投資促進という観点から廃止すべきと考える。また、現行の制度は、取得価額の5%に到達した償却資産については法人税の計算において5年間の均等償却が行われているにもかかわらず、5%のまま固定資産税が課税されており、不合理である。
- ・ 現行の少額減価償却資産に係る取得価額10万円未満の基準は平成8年度税制改正以降約30年間見直されておらず、その間の物価上昇やインフレにより制度創設時と比較して実態との乖離が生じている。近年ではIT機器や周辺機器をはじめとする事業用資産の価格水準も上昇しており、取得価額10万円以上の資産であっても必ずしも高額資産とはいえない状況となっている。

また、10万円以上20万円未満の資産については一括償却資産制度が設けられているものの、通常の減価償却資産とは異なる管理が必要であり、実務を複雑化させる要因となっている。制度の簡素化及び事務負担軽減の観点から、一括償却資産制度は廃止し、少額減価償却資産の適用範囲を拡大することが望ましい。

また、少額減価償却資産の基準額のみが引き上げられ、固定資産税（償却資産）において同様の見直しが行われない場合には、法人税上費用処理した資産について、償却資産申告のために別途管理が必要となる。多くの企業では費用処理資産を固定資産管理システムの管理対象としていないため、新たな管理プロセスの構築やシステム対応が必要となり、かえって事務負担の増加を招くおそれがある。

そのため、少額減価償却資産制度の見直しに当たっては、固定資産税（償却資産）についても同様の取扱いとし、法人税・地方税を通じた一体的な制度見直しを要望する。

(3) 土地等に係る固定資産税の負担の軽減

- ・ 固定資産税及び都市計画税の負担調整措置及び条例減額制度を延長することを要望する。

2027年3月末まで、固定資産税及び都市計画税の負担調整措置として、商業地等及び住宅用地について、負担水準（＝前年度の課税標準額÷基準年度の評価額）を基に基準年度の課税標準額を決定し、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の激変を緩和する措置がなされている。また、同月末まで、条例減額制度として、商業地等について、負担調整措置による課税標準額の70%までの一律引き下げ措置を、条例により60%～70%の範囲で引き下げ可能とするほか、商業地等及び住宅用地に係る固定資産税等について、前年度税額に1.1以上で条例で定める割合を乗じた額を超える場合、当該超える額の相当額を減額可能とする措置が講じられている。不動産保有コストの上昇を回避し経済の活性化を図る趣旨から、2027年3月末までの適用期限を延長することを要望する。（地法附則18、25）

- ・ 非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化を要望する。

我が国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、我が国の立地競争力を低下させている。土地に係る固定資産税については、バブル崩壊後、地価が下落する商業地等

の税負担の適正化を図る観点から、負担調整措置における負担水準（前年度の課税標準額／今年度の評価額）の上限の引下げ等が図られてきたが、当該上限引下げについては平成14年度を最後（上限70%）に行われていない。また、平成16年度税制改正で導入された、地方自治体が条例により負担水準を60%まで引下げることができる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等から、実施自治体はごくわずかにとどまっており、ほとんど機能していない。

現下の地価動向をみると、地域や地目等による爬行性があるものの、デフレからの脱却が徐々に進むなか、都市部商業地を中心に上昇が続いており、負担水準についても据置措置ゾーン（60%～70%）を下回り、固定資産税負担が増加傾向にあることから、あらためて、固定資産税負担の適正化が求められる状況にある。

上記の状況を踏まえ、国内回帰が進みつつある我が国企業の競争力を確保し、国内立地を更に促進するために税負担の適正化を図る観点から、条例減額制度での限定的な対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引き下げるべきである。

- ・ 商業地等に係る負担調整措置の延長を要望する。令和9年は、3年に一度の固定資産税（土地・家屋）の評価替えの年であるとともに、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置（3年間）の適用期限を迎える。

本年3月に国土交通省が公表した地価公示価格（令和8年1月1日時点）は、全国の商業地平均価格が5年連続で上昇、特に都市部では、訪日外国人旅行者の回復や再開発の進展等を背景に上昇率が高い水準で推移している。

一方、当協会の売上統計調査によれば、令和7年（1～12月）全国百貨店売上高は前年比1.5%減となり、5年ぶりのマイナス成長となった。今後も、人件費や物流費の上昇に加え、世界的な地政学リスクの継続、物価上昇による消費マインドの変化など、不確実性の高い経営環境が続くことが見込まれる。このような状況下において、百貨店が賃上げや人財確保、店舗の魅力向上に向けた投資等を継続するためにも、地価の上昇傾向を理由とした土地に係る固定資産税の増税は避けるべきである。

また、適用期限を迎える商業地等に係る固定資産税の負担調整措置（課税標準を評価額の60～70%に調整）は、評価額の上昇にともなう税負担の急激な増加を緩和する重要な制度である。地価の上昇傾向が続くなか、その必要性は引き続き高いことから、本措置を3年間延長するとともに、条例等により負担水準の上限を引き下げる減額制度（東京都－①23区内：負担水準の上限を65%にする ②全域：負担が急増する土地に係る税額の伸びを1.1倍に抑える）を継続いただきたい。

- ・ 百貨店は、地域経済と中心市街地活性化を支える中核的な施設である。こうした街のインフラとしての百貨店の役割を踏まえ、商業地等に係る負担水準を引き下げ、営業店舗に課される固定資産税（及び都市計画税）を軽減されたい。
- ・ 不動産に係る固定資産税は、バブル崩壊後、土地をはじめとする資産価格が下落した中で過重な税負担となっており、評価方法の見直し・税率の軽減をお願いしたい。
- ・ 国際船舶の固定資産税の特例が令和8年度末で期限を迎える。他方、主要な海運国において、船舶に地方税である固定資産税が課されている国は見られないため、軽減措置の延長にとどめず、抜本的な改善を求める。（地法349条の3、地法附則15等）
- ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例の延長を要望する。公害防止のために設置される施設又は設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置は公害防止対策上大きな役割を果たしており、延長いただきたい。（地法附則15②）
- ・ 燃料電池自動車の普及台数が少なく、採算性等の問題から設置が進んでいない水素ステーションの普及を支援するため、低公害車の燃料供給設備の課税標準の特例の適用期限の延長を要望する。（地法附則15⑥、地令附則11⑧⑨）

(4) その他

1) 「みなし課税」の廃止

- ・ 償却資産の存在しない自治体への申告書提出義務の廃止、「みなし課税」の廃止を要望する。自治体に申告がない場合、過去の申告内容を基に課税することとなっているが、自治体間で資産を移動させたことにより償

却資産を有していない自治体が存在している。そのような状況で過年度の申告内容で課税されると二重課税につながる恐れがある。申告書の提出がない場合は「申告資産なし」とご判断いただきたい。

2) 届出書の提出窓口の一元化

- ・ 納税通知書の送付先変更届を一括で受け付けてくれる窓口を設置してほしい。現状では送付先を変更する場合は全国の各自治体に届出書を提出する必要があり、大変な事務負担となっている。

V その他の地方税

(1) 軽油引取税

- ・ 内航船舶による安定的な国内輸送を維持・確保するため、令和8年度末で期限を迎える本制度（船舶の動力源に供する軽油について課税免除）の延長を求める。（地法144、地法附則12の2の7）
- ・ 本税制は令和8（2026）年度に適用期限を迎える。本税は地方税の目的税（道路特定財源）として新設され、その後、平成21（2009）年度税制改正において一般税に変更された経緯があるが、公道走行を伴わない鉱山坑内での使用等、政策的配慮から特定の用途については課税を免除されてきた。
本特例措置が廃止された場合、事業者による価格転嫁は難しく、鉱山経営の悪化から安定供給が損なわれる懸念もあることから、維持・存続をお願いしたい。（地法附則12条の2の7）

(2) 不動産取得税

- ・ 消費税との二重課税排除のため、不動産取得税の廃止を要望する。
- ・ 土地の取得に係る不動産取得税の軽減措置の延長を要望する。GX・DXやサプライチェーン強靱化に向けた国内投資を後押しし、企業の成長投資を促進するため、不動産取得税の軽減措置を延長すべきである。
- ・ 不動産取得税の非課税要件の緩和を要望する。
組織再編成において、同日に事業財産（資産及び負債）の全部又は一部を事業上の理由により移転できず、段階的に移転する場合も一連の再編成で同年度内に「主要な資産及び負債が当該分割承継法人に移転していること」としてみなすことを認めていただきたい。（法法22の十一ロ（1）、法令4の3⑧三、地法73の7二、地令37の14二）
- ・ 不動産取得税における土地の課税標準の軽減措置並びに住宅及び土地に関する税率の軽減措置を延長することを要望する。2027年3月末までは不動産取得税における土地の課税標準は、本則として当該土地の価格とされているところ、特例として当該土地の価格の1/2の額とすることが認められており、不動産取得税における住宅及び土地に関する税率は4%から3%に軽減される措置が講じられている。依然として低水準にある不動産取引の活性化を図る趣旨から、2027年3月末までの適用期限を延長することを要望する。（地法附則11の5、11の2）
- ・ 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化することを要望。破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、令和8年度末まで非課税とする経過措置が設けられているが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に寄与するものと考えらる。
- ・ 投資法人等が規約等に従い特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を延長すること及び投資法人等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長することを要望する。
不動産や会社の登記を行う際に課される登録免許税や不動産を取得した者に対して課される不動産取得税について、投資法人等がこれを行う場合には税率の軽減措置や課税標準の特例措置が設けられている。これらの措置はいずれも2027年3月末までの時限措置となっており、期限切れとなった場合、REITにおける不動産の取得コストが上昇して不動産証券化の停滞を招くだけでなく、安定的な高配当に支えられた我が国REIT市場の魅力の低下につながる懸念があることから、軽減措置の延長を要望する。（措法83の2の2③、地法附則11⑤、11の2①）

(3) 登録免許税

- ・ 登録免許税は現状、設立の登記もしくは資本金の増加の登記を行う際に、適格現物出資等、税制適格再編要件を満たす場合においても、資本金の額・増加した資本金の額の7/1000の登録免許税を納付することになっている。産業競争力強化法による減免措置はあるが、手続きが煩雑であり組織再編税制と対象を一致させ手続きも廃止を要望する。

産業構造の変化やグローバル競争の激化に対応するため、事業再編を大胆かつ機動的に行い、事業ポートフォリオの組換えや経営資源の集中・最適化等の必要性が生じていることから、組織再編をより一層後押しするための要望である。

その他の部

I 納税環境の整備

(1) 電子帳簿保存法

- ・ 電子取引の場合における紙での代替保存（改正前の状態）を認めて欲しい。国税庁HP掲載のQ&Aにて「電子データでなくとも代替物にて調査時に内容確認ができる状態であればよい」旨の記載があり、要件と矛盾している。

(2) e-Tax

- ・ e-Taxを利用するために法人ごとに1つの利用者識別番号を取得し、使用しているが、今後デジタル化によりe-TAXを通じての各種届出の提出や納税証明書の取得が増加すると、e-TAXの利用場面が増えていき、1つのIDでは対応が困難になることが想定されるため、用途に応じて1つの利用者識別番号で複数のIDを発行できるようにするなど、e-Taxの利用促進のための利便性の向上をお願いしたい。

(3) その他

- ・ 税務手続の更なるデジタル化を推進するため、資本金1億円以上の内国法人の利子等の源泉徴収不適用制度の申請を行う場合は、申請書と資本金が確認できる書類（貸借対照表や登記簿謄本等）の提出が必要となるが、当該確認書類につき金融機関の登記情報提供サービスに規定する指定法人から送信を受けた登記情報等による確認による方法を認め、電子的に申請を行うことができるようにすることを要望する。
- ・ 金融所得を勘案する諸制度については、「貯蓄から投資へ」という資産運用立国の施策の流れを阻害しないよう十分に配慮することを要望する。

後期高齢者医療保険等の保険料算定については、2028年以降、金融所得が勘案されることが予定されており、今後、他の制度においても同様の検討等が行われることが想定されるところ、金融所得を勘案する諸制度については、証券会社をはじめとする金融機関の事務負担の軽減及び「貯蓄から投資へ」という資産運用立国の施策の流れを阻害しないよう、十分に配慮していただきたい。